

神戸大学大学院国際文化学研究科
異文化研究交流センター



2010 年度 研究報告書

ヨーロッパにおける多民族共存と EU

その理念、現実、表象

2011 年 3 月

編集 坂本 千代

神戸大学大学院国際文化学研究科
異文化研究交流センター
2010年度 研究報告書

ヨーロッパにおける多民族共存と EU
その理念、現実、表象

2011年3月

編集 坂本 千代



目 次

はしがき	iii
------------	-----

I 論文

EUにおける少数言語保護政策——東方拡大とその後	2
坂井一成（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）	
テリトリアリティの変容と文化——液状化社会に際して	14
寺尾智史（神戸大学大学院国際文化学研究科助教）	
学校の設立から見るフランスのマイノリティ ——地域マイノリティと移民マイノリティ	26
松井真之介（神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター協力研究員）	

II 研究ノート

少数言語の言語政策——オクシタン語、カルカッソヌのデモ行進から	42
佐野直子（名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授）	
現代フランスにおける移民、女性、イスラーム ——『私のニカブの下に』を読む	54
坂本千代（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）	

III 講演

異境からのまなざし ——テオドール・W＝アドルノの社会的・美学的著作における亡命経験	64
エバーハルト・オルトラント（ドイツ・ヒルデスハイム大学哲学研究所研究員）	
21世紀のフランス文学——資本・越境・記憶	76
野崎 敏（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部准教授）	

IV セミナー

第1回 (2010年7月26日)	90
EUにおける少数言語保護政策——東方拡大とその後	
	坂井一成
第2回 (2010年10月29日)	91
少数言語の言語政策——オクシタン語、カルカッソヌのデモ行進から	
	佐野直子
EUにおける少数言語保全と『人の移動の自由』原則	
	寺尾智史
第3回 (2010年12月22日)	92
ミランダ語と映画『日本からミランダの大地へ』——フィールドワーカーがインフ ォーマントに映像として料理される位相	
	寺尾智史
第4回 (2011年2月8日)	94
現代フランスにおける多文化共存の実情	
学校の設立から見るフランスのマイノリティ——地域マイノリティと移民マイノ リティ	
	松井真之介
『私のニカブの下に』を読む—— 移民、女性、イスラーム	
	坂本千代

はしがき

本報告書は、神戸大学大学院国際文化科学研究科異文化研究交流センター(Intercultural Research Center、通称 IReC[アイレック])の 2010 年度研究部プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存と EU——その理念、現実、表象」の活動をもとに編集した。プロジェクトの概要は以下の通りである。

プロジェクト名：ヨーロッパにおける多民族共存と EU——その理念、現実、表象

代表者：坂本千代（地域文化論講座）

分担者：

三浦伸夫（異文化コミュニケーション論講座）

石川達夫（地域文化論講座）

藤野一夫（現代文化論講座）

岩本和子（現代文化論講座）

坂井一成（異文化コミュニケーション論講座）

寺尾智史（地域文化論講座）

秦美香子（神戸大学学術推進研究員）

松井真之介（異文化研究交流センター協力研究員）

プロジェクトの目的と必要性

今年度の目的は原則的に過去の 2 年間のプロジェクト（代表：石川達夫）「多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究」「ヨーロッパにおける多民族共存と EU——多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ」を引き継いでそれをさらに発展させることを目的とした。長い歴史において多民族が葛藤と融和を繰り返してきたヨーロッパ内で、現在の世界に大きな影響力を持つ EU とそれ以外の地域を研究対象とすることは昨年と同じであるが、今年は特に多民族共存の理念の問題及びその現実（言語・文化政策など）、そして文学をはじめとする芸術分野でのその表象を考察した。

本プロジェクトの必要性については、石川前代表が以前から主張してきたものであるが、今回も繰り返して述べておきたい。多民族共存の問題をめぐって今日特に重要な課題として浮上しているのは、異なる民族が同じ場所に共存してはいても、必ずしも十分な相互理解はしておらず、そのために互いの主張・立場・視点がうまくかみあわないため、十分な相互理解に基づいた平和的な共生の条件が整っていないこと、そのためひとたびテロや経済危機などがおこると、昨日までの隣人がとたんに不気味で異質な異邦人と化してしまい、そこに思いもかけない民族的軋轢や衝突が発生するという問題である。このような問題に関して、「多民族共存」という理念そのものの成立の歴史的経緯、およびその理念が適用さ

れた現実（これは今までその詳細が必ずしも我々にとっては明らかでなかった）、またその現実がいかにかに解釈され構成されて芸術作品などに表象されているかを研究することは、総合的・包括的な提言あるいはローカルで具体的な提言を探求することと同じくらい必要であると信じるものである。

プロジェクトの活動

今年度の活動も過去2年間を引き継ぐものであり、各メンバーが以下の活動を進めた。

- ・ ヨーロッパにおける実際の多民族共存の場とそこで生じてきた問題について、通時的・共時的に分析・考察した。
- ・ EU、ヨーロッパ各国、国連などが、多民族共存、マイノリティと少数言語保護等のためにいかなる理念を掲げ、いかなる政策を実施してきたかを分析・考察した。
- ・ ヨーロッパにおける多民族共存あるいは多文化共存が芸術作品や文化活動においていかにかに解釈され表象されているかについて分析・考察した。
- ・ 外部から研究者を招いて講演会と研究セミナーを開催した。

2010年に本プロジェクト主催で行った講演会および研究セミナーは、以下の通りである。

- 1) 2010年7月26日（月）研究セミナー「EUにおける少数言語保護政策——東方拡大とその後」（講師：坂井一成）
- 2) 2010年9月30日（金）講演会（メディア文化研究センターとの共催）「異境からのまなざし——テオドル・W＝アドルノの社会的・美学的著作における亡命経験」（講師：エバーハルト・オルトラント）
- 3) 2010年10月29日（金）研究セミナー「少数言語の言語政策——オクシタン語、カルカッソヌのデモ行進から」（講師：佐野直子）、「EUにおける少数言語保全と『人の移動の自由』原則」（講師：寺尾智史）
- 4) 2010年12月3日（金）講演会「21世紀のフランス文学——資本・越境・記憶」（講師：野崎敏）
- 5) 2010年12月22日（水）研究セミナー「ミランダ語と映画『日本からミランダの大地へ』——フィールドワーカーがインフォーマントに映像として料理される位相」（講師：寺尾智史）
- 6) 2011年2月8日（火）研究セミナー「現代フランスにおける多文化共存の実情」：「学校の設定から見るフランスのマイノリティ——地域マイノリティと移民マイノリティ」（講師：松井真之介）、「『私のニカブの下に』を読む——移民、女性、イスラーム」（講師：坂本千代）

以上のような今年度の活動の成果を来年度の活動に生かし、さらに発展させていく予定である。

坂本千代（国際文化学研究所教授・異文化研究交流センター研究部長）

I 論文

EUにおける少数言語保護政策——東方拡大とその後

坂井一成

はじめに

経済から出発し、次第に政治・外交の分野にまで統合の領域を拡大し、深化を見せる EU (欧州連合) において、言語政策はどのような位置を占めていると言えようか。とりわけ、少数言語保護政策に注目したとき、これは EU 統合の推進にとってどのような政治的意義のあるものなのだろうか。本稿では、2004年に10ヶ国、2007年に2ヶ国の、合わせて12の東欧諸国が加盟を果たしたことを受け、特にこの東欧地域への拡大が少数言語保護政策にどのような変化をもたらしたかに着目して、その展開・特質と課題を検討していきたい。

1. EU の言語政策の3つの次元

EU の少数言語保護政策は、EU が進める言語に関わる政策のなかでどのように位置付けることができるのだろうか。EU の言語政策としては、①EU としての公用語政策、②多言語政策、③少数言語保護政策の3つに分類することができる¹。本報告では、このなかで特に③少数言語保護政策に焦点を当てて、その現状と課題について検討する。

EU が「多様性のなかの統一」を強調するなかで加盟国の全公用語を EU の公用語とする原則を堅持しているが、これは多様性と言いながらもそれは「ナショナル」言語の多様性を担保する原則であり政策である。しかし、これは、ナショナルの枠組みを強固にする意味を強く持ち、本来的には少数言語保護とは矛盾する政策であることが否めない。そこで多言語政策が現れる文脈が出てくるわけであるが、ナショナル言語とマイノリティ言語の双方での多言語政策を前景化することで、こうした矛盾を解消する方向に向かっているのだと理解できよう。

この EU の多言語政策について詳しく見ると、ここには a) 言語学習を奨励し、社会的な言語多様性を促進する、b) 健全な多言語経済を促す、c) 言語についてのより良い知識とその受容を通じて社会統合を促進する²という3つの柱が据えられている。このなかで「ヨーロッパ言語」という認識について見ると、欧州委員会では「EU 公用語に加えて地域・少数言語」(the official EU languages, as well as regional and minority languages)³を強調しており、地域・少数言語への意識的な支援が打ち出されている。EU 内での多言語状況をナショナルな言語に加えてマイノリティ言語にまで目を配って認識し、その認識に基づいた多言語主義政策を促進する姿勢を EU として固めていることがうかがわれる。

しかし他方で、EU の多言語主義への厳しい評価もある。1980年代初めにミッテラン

¹ 「[Pool 1996]; [若林 2004]

² European Commission – At a glance, http://ec.europa.eu/education/languages/at-a-glance/doc1458_en.htm, Access: 21 February 2010.

³ European Commission – At a glance, http://ec.europa.eu/education/languages/at-a-glance/doc1458_en.htm, Access: 21 February 2010.

政権からフランスの多言語状況に関する調査を委嘱され、マイノリティ言語の多様さを指摘していた社会言語学者ジオルダン⁴は、次のように述べている。「EUの歩みは、本質的なところで『国家の言語による多言語主義』にとどまっているのである。多言語社会を生み出すよりも、ヨーロッパの建設が国家主権を脅かさないことをはっきり示すことの方が、より重要なのである」。ここでは、例えばフランスにおけるマーストリヒト条約署名直前の憲法改正⁵が指摘できるという⁶。また、少数言語に関するEUとしての行動が、1983年に結成された低頻度使用言語欧州事務局（EBLUL）への支援などに限定されてきたことを考慮に入れ、さらにこれすらEUのなかで加盟国の国益を代弁する機能を果たして「EUの決定機関」の位置付けにある閣僚理事会（Council of the Ministers）を通さずに、欧州委員会（及び欧州議会）としての独自の（それゆえ額としては極めて限られた）予算執行であったことを想起するならば、国家主権を確保するなかでの経済的・政治的「欧州益」を追求してきたEC/EUでは、必ずしも非国家語たる少数言語の擁護に十分な対応が取れていなかったと言わざるをえない⁷。

ジオルダンのこうした厳しい評価を考慮に入れて考えると、EUは少数言語保護政策を推進してはいるものの、その展開にあたってはEU以外の場を利用して進めるしかなかったということが言えるのではないだろうか。EUはヨーロッパにおける地域統合の要として、経済から政治・外交に至るまで広範に及び、しかも域内の市民生活への影響の大きさは他の地域機構のそれに比べると遥かに大きい。そこで、CE（欧州審議会）やOSCE（欧州安全保障協力機構）との協力関係が注目されるのであり、むしろCEないしOSCE主導による言語政策の推進が期待されてきたと言えるのではないだろうか。

2. 少数言語保護政策をめぐる規範の形成～CE及びOSCEとの連携

2.1. CE及びOSCEとしての取組み

前節で触れたEUが自らの少数言語保護政策を推進するために、CEやOSCEとの協力を深めているのではないかという論点に関してであるが、本節ではCE及びOSCEが各々少数言語保護のためにどのような動きを示しているのか、成果をあげているのかを検証し、その上でEUとの協力関係について見ることとしたい。

まず、ヨーロッパでの国際規範形成に先立ち、1966年に国連で策定された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」から見ておこう。ここでは第27条で言語的マイノリティの権利を侵害することのないよう加盟国に求めているが、言語的マイノリティが存在するかどうかの判断は国の裁量に委ねられるという「弱さ」が見られた。その後1992年のやはり国連の「民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」では、加盟国に対して、少数言語使用者の言語アイデンティティの保護及びその推進を、立法ないしその他の措置を講じることで、言語に関する個人の人権を改善させることを求める（第1条、第4条）ものの、「可能である場合には」「適切に」「十分な機会」などの曖昧な表現があるために、国家を強く規制することは困難であった。ユネスコに目を転ずると、「教育における差別撤廃憲章」（1960年）において、当事者が希望する場合、使用言語を理由に教育機関を個別に設置することは差別には

⁴ 政府に提出された調査報告書は[Giordan 1982]

⁵ 憲法第2条に「共和国の言語はフランス語である」との条項が加えられた(1992年6月)。

⁶ [ジオルダン 2004、68]

⁷ [ジオルダン 2004、67]

当たらないことを明記（第2条 b）した。しかし、これはあくまで少数言語に配慮した教育機関の設置が可能であることを示すものであり、設置を国家に強制させるものではなかった⁸。

ではこうした背景を踏まえて CE について見てみよう。ヨーロッパでの人権擁護、及びマイノリティ保護の規範形成を担ってきた CE では、1992 年に「欧州地域少数言語憲章」（European Charter for Regional or Minority Languages）が採択され、1998 年に発効した⁹。少数言語の保護に特化したという意味でユニークな条約であり、EU 加盟 27 ヶ国のうち 16 ヶ国で批准が済み国内法に適用されている（2011 年 1 月 29 日現在）¹⁰。そして欧州地域少数言語憲章とともに CE としてのマイノリティ保護政策の柱となるのが、1994 年に採択されて 1998 年に発効した「少数民族保護枠組条約」（Framework Convention for the Protection of National Minorities）である。ここでは言語に限らずより包括的なマイノリティの保護が進められることになる。EU 加盟国については 23 ヶ国で批准まで完了して発効している（2011 年 1 月 18 日現在）¹¹。欧州地域少数言語憲章は、言語そのものの保護を促す点で画期的であった。しかし、アラカルト方式で、条約全体を受け入れる形ではなく、加盟国ができるところから実施できる原則となっている（第7条）ことは、強みでもあり、同時に弱みでもあると評価されよう。少数民族保護枠組条約では、マイノリティの包括的な保護レジームとなる多国間で締結された最初の条約という意味があり、個人の権利とマイノリティの権利が、人権の十分な保護という点、特に言語権においてつながっていることを明示している。しかしながら、曖昧な表現の抜け穴的条項が多いことも事実であった¹²。

CE では 1997 年の第2回 CE 首脳会議で発出された「ストラスブール宣言・行動計画」において、民主主義・人権の尊重という CE の目的を再確認し、そのための具体的な行動指針を民主主義と人権、社会の団結、市民の安全、文化の多様性の観点から示している。そしてこのなかで、少数民族保護枠組条約について、政府と市民社会の双方を参画させて両者の間の信頼醸成措置と相互協力の強化を通じて、CE が行うヨーロッパ・レベルでの基準策定を完全なものとするに寄与すると述べている¹³。2005 年の第3回 CE 首脳会議における「ワルシャワ宣言・行動計画」では、少数民族の保護を通じて民主主義に基づいた社会の安定を図ることを宣言において述べた上で、行動計画において欧州地域少数言語憲章と少数民族保護枠組条約に基づく少数言語・少数民族の保護策の継続をこれまで以上に促進するとしたほか、EU と OSCE との協力を強化することも強調されている¹⁴。

⁸ [Henrard 2003, 47-49]

⁹ 本憲章では移民の言語は含まれていない（第1条 a-ii）。しかし、EU としての取り組みには移民の言語が視野に入ってきている。たとえば以下の欧州議会の決議、Multilingualism: an asset for Europe and a shared commitment, P6_TA(2009)0162, European Parliament resolution of 24 March 2009 on Multilingualism: an asset for Europe and a shared commitment (2008/2225(INI)), *Official Journal of the European Union*, C117E, p.62 (para.25).

¹⁰ 批准まで完了している国はドイツ、イギリス、オランダなど 16 ヶ国、署名したが未批准なのがフランス、イタリア、マルタの3ヶ国、未署名がベルギーやブルガリアなど8ヶ国である。

<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=148&CM=8&DF=&CL=ENG>, Access: 29 January 2011.

¹¹ 署名したが未批准がベルギー、ギリシャ、ルクセンブルク、未署名がフランス。

http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/minorities/6_Resources/PDF_Table_Monitoring_en.pdf, Access: 29 January 2011.

¹² [Henrard 2003, 49-51]

¹³ 2nd Summit of Heads of State and Government (Strasbourg, 10-11 October 1997), Final Declaration and Action Plan.

¹⁴ 3rd Summit of Heads of State and Government (Warsaw, 16-17 May 2005), Final Declaration

次に OSCE について見てみたい。OSCE は、1975 年の発足当初（当時は CSCE＝欧州安全保障協力会議で、1995 年に OSCE に改組）から紛争予防のための安全保障対話の場を提供する役割を果たしてきたが、冷戦終結後の 1990 年代以降、予防外交を柱とする協調的安全保障の推進役を担ってきている。そのなかで民族紛争を予防するために、少数民族の権利に関するヨーロッパ基準の策定に貢献してきた¹⁵。その最初の枠組みとして「コペンハーゲン文書」（1990 年）があげられる。ここでは、「少数民族（national minority）に属するかどうかは個人の選択に委ねられており、この選択を行使することによって不利益を被ることはない。少数民族に属する人々は、自由にその民族的、文化的、言語上のあるいは宗教上のアイデンティティを表明し、維持し、発展させることができる」（第 32 条）と規定されている。これを受けて同年に策定された「新しいヨーロッパのためのパリ憲章」では、「少数民族（minorités nationales）のエスニックな、文化的な、宗教的なアイデンティティは保護され、これら少数者に帰属する人びとは、いかなる差別もなく、法の下での完全なる平等に基づいて、そのアイデンティティを表明し、保持し、発展させる権利を持つことを確認する」と明記されている¹⁶。これによって CSCE/OSCE は、差別撤廃と人権の確保を個人主義概念に基づいて行うという姿勢から、集団的概念に基づいて行うという姿勢に移行したとの理解もなされる¹⁷。

そして、少数民族高等弁務官のポストを設置し（1993 年）、その主導のもとで、「教育における少数民族の権利に関するハーグ勧告」（1996 年）、「少数民族の言語権に関するオスロ勧告」（1998 年）、「公共空間への少数民族の効果的な参加に関するルンド勧告」（1999 年）、「メディアにおける少数言語の使用に関する勧告」（2003 年）、「多民族社会における治安維持に関する勧告」（2006 年）など¹⁸、多くの勧告文書を採択し、加盟国に少数民族保護に関わる政策の導入・施行の働きかけを強化してきた。

2.2. EU と CE、OSCE との連携

CE 及び OSCE の活動については、上述のものに加え、EU との連携によって進められてきた様々な成果についても目を配らなくてはならない。

先ず EU と CE との連携について見ると、1989 年以降、EU（議長国、欧州委員会）と CE（議長国、事務総長）の「2+2 会合」が定例化され、両機関の協調が制度化されたことが指摘できよう。そして 2001 年には「協力とパートナーシップに関する共同宣言」を発し、少数民族保護を含む人権擁護を明確化し、2005 年には「ワルシャワ宣言」を発出している¹⁹。

一方、OSCE との連携では、さらに大規模な進展が指摘できる。1989 年以降、OSCE サミットに欧州委員会委員長と EU 議長国が出席することで、両者の連携を制度化したことに続き、2000 年代に入り、EU 欧州委員会の対外関係総局に CE 及び OSCE との関係の専任ポストが設置された。ウィーン本部での毎週の常設理事会（permanent council）をはじめ、様々なスタッフレベルの会合で EU 側からの出席は常態化している。特に民主制度・人権事務所（ODIHR）や南東欧、南コーカサス、東欧、中央アジアのフィール

and Action Plan.

¹⁵ [Jackson-Preece 1997, 350]

¹⁶ Charter of Paris for a New Europe, Paris, 1990,

http://www.osce.org/documents/mcs/1990/11/4045_en.pdf, Access: 24 February 2010, p.4.

¹⁷ [Decaux 2005, 178-179]

¹⁸ [Council of Europe – OSCE 2007, 45-152]; [Decaux 2005, 181-182]

¹⁹ [Toggenburg 2008, 115]

ドミッションでのプロジェクトレベルでの協力は数限りなく行われている²⁰。

1995年採択の「欧州安定条約」(Stability Pact)は、少数民族問題を予防外交の手法で未然に防ぐことを目的につくられた。これはEUの共通外交安全保障政策(CFSP)の枠組みにおいて策定されたもので、ハンガリー人、ロシア人マイノリティの処遇を主として対象としていた。条約策定はEUで実施されたが、発効後の履行はEU未加盟国を含んでいたことからOSCEに移管された。その意味では同条約はEUの成果物であるが、その策定過程でOSCEの持つ予防外交に関するノウハウや、紛争予防のための対話の仕組みなどをEUに取り入れることをEU側が強く求めていたことを考慮すると、これはむしろEUとOSCEの協調が生み出したものであるという理解が可能であろう。1994年下半期と1995年上半期のEU議長国フランスとドイツの共同声明(1994年5月)において、バラデュール仏首相とコール独首相が連名で、欧州安定条約の締結と、そのためのEUとOSCEの協力の必要性を強調している²¹。そしてバラデュールは、「EUは、欧州安定条約がOSCEと密接な関係を持つことを望んでいる。(…)我々の大陸はすべてのメンバーが共通の規範の上に立ち、予防外交と平和維持を可能にする制度を必要としている」²²と主張していた。

その後コソヴォ紛争の終結を受けて1999年に締結されたのが「南東欧安定条約」(Stability Pact for South Eastern Europe)で、これはバルカン地域の安定化を目指すものであった。同条約はEUの主導のもと、OSCE、CE、国連、OECD(経済協力開発機構)、NATO、世界銀行など多くの国際機関、及び日本やアメリカなどの先進諸国を加え、40を越える国や国際機関の協力によって構築されたものであった²³。

こうして、EU、CE、OSCEなどヨーロッパ国際機構がときに単独で、ときに協調しながら、少数民族保護の規範形成に貢献してきた。この規範においては、少数民族の権利擁護の重要な側面として言語の尊重も盛り込まれてきたわけで、「20世紀の終わりには、ヨーロッパの民主的な決定機関がマイノリティ側に味方するようになってきた。言語的多様性の正当性は、もはや国語または公用語のみに関わるものではない」²⁴というヨーロッパ・レベルの状況・認識が形を整えてきたことが確認される。

3. EUにおける少数言語保護の域内化

では次に、こうしたヨーロッパ・レベルでの少数民族・少数言語保護の規範が、どのようにEUにおける少数言語保護政策へと反映されてきたかを検証したい。

EUの基本条約は、2009年12月に発効したリスボン条約に至るまでに数次の改訂が加えられてきた。EUの行動準則は当然この基本条約によって定められるわけであるが、リスボン条約発効までの基本条約であった2003年発効のニース条約の段階での状況を見ると、マイノリティ保護におけるEUの政策上の法的基盤の曖昧さが指摘されていた。そして、先に見たヨーロッパの少数民族保護の規範が主に対象としてきた東欧諸国に対して、EUもマイノリティ保護の推進を加盟のコンディショナリティとしてきたものの、その政策上の実行面での課題が残る。具体的には、1)マイノリティ保護の詳細についてのEU法における基盤が曖昧で、加盟国レベルの政策においてもマイノリ

²⁰ [Toggenburg 2008, 113-114]

²¹ *Le Monde*, 27 mai 1994.

²² [Decaux 2005, 187]

²³ Stability Pact: About the Stability Pact, <http://www.stabilitypact.org/about/default.asp>, Access: 3 May 2010.

²⁴ [ジオルダン 2004, 72]

ティ保護の法的整備が進む国もあれば、マイノリティの存在を公然と否定する姿勢の国まであるなど多岐にわたる、2) マイノリティの権利が EU の域内政策上の最優先課題となってきたことがない、3) 「少数民族」(national minority) が何を指すか、マイノリティの権利の基本が何かについて、国際政治・国際法においてコンセンサスが得られているわけではない、4) 東欧諸国の加盟前の財政支援策であった PHARE (1989年発足) に、マイノリティ保護に沿った予算枠があったわけではなく、関連箇所として唯一「市民社会と民主主義の構築」という項目があったがこれも PHARE 予算全体の 1% に過ぎなかった²⁵などである。

東欧諸国への働きかけの基盤の曖昧さも指摘できよう。加盟予定の東欧諸国に対してマイノリティ保護の実行を要請する範としたのは、そもそも EU 文書ではない「欧州人権規約」(これは後に EU 法体系に組み入れられることにはなる)、あるいは OSCE 文書や国連文書であった。また、特に CE の少数民族保護枠組条約は EU として重視していて、東欧諸国にこの署名・批准を頻繁に求めるが、ベルギー、フランス、ルクセンブルク、オランダのように西欧の既加盟国のなかにも未批准の国があるという矛盾は見逃せない²⁶。

こうした問題を抱えていた状況に対して、2009年発効のリスボン条約はどのような改善を図ったのだろうか。リスボン条約は正確には「EU 条約」と「EU 運営条約」の 2 条約からなる。このうち EU 条約第 2 条にマイノリティに属する者の権利の擁護を明記した。そして同第 3 条第 3 項で、言語的多様性を守ることを明記している。さらに、2000 年に策定し、2007 年に改訂した EU 文書に「欧州連合基本権憲章」(Charter of Fundamental Rights of The European Union) があるが、当初は拘束力のない規範的文書にとどまっていた同憲章であるものの、EU 条約第 6 条によって基本条約のなかに盛り込まれた。同憲章第 22 条では、「欧州連合は、文化的、宗教的、言語的多様性を尊重する」²⁷とされており、この規定に基づき、「EU として地域・少数言語に対して肯定的な政策を進めている」²⁸。

こうしてリスボン条約において少数民族保護とこれに伴う形で少数言語保護についても基本条約に明文化されて盛り込まれたという進展を確認できるが、そもそも少数言語保護に関する個別の政策は、教育や文化や福祉や様々な分野にわたっており、基本条約としては大枠を示すにとどまることは否めない。そのため、個々の政策での具体性を欠くという批判も大きい²⁹。とはいえ、2004 年の拡大以後、EU におけるマイノリティ保護の施策は「域内化」されてきたこともまた否定できないだろう。リスボン条約で基本条約に明文化されたことが象徴的であるように、これによって東欧のみならず既加盟だった西欧諸国を含めたすべての加盟国に対して拘束力が生じたわけであり、それまで加盟を見据える域外国との交渉の道具であった争点が、今後の加盟を見据える域外関係国への「対外的」課題であることに加え、EU 自身の内的課題となった³⁰。

²⁵ [Sasse 2006, 67]

²⁶ [Sasse 2006, 67-68]

²⁷ *Official Journal of the European Union*, 2007/C 303, 14.12.2007, p.307.

²⁸ European Commission - Languages of Europe - Regional and minority languages, http://ec.europa.eu/education/languages/languages-of-europe/doc139_en.htm, Access: 18 February 2010.

²⁹ [Toggenburg 2008]

³⁰ [Toggenburg 2008, 118]

4. EUにおける少数言語保護に向けた政策的発露

上に見たように、EUにおける少数言語保護の規範は、東欧諸国が加盟国となる過程で域内化されていった。規範の域内化の次のステップとして、具体的な政策としての導入が求められるわけであるが、本節では、少数言語保護の規範が形成されて域内化されてきたこの時期の具体的なEUの政策動向として、欧州委員会における多言語主義担当委員の設置と、カタルーニャ語・バスク語の公用語化について見ておきたい。

4.1 欧州委員会多言語主義担当委員の設置と少数言語保護の進展

2004年5月に東欧諸国10ヶ国がEU加盟を果たしたが、同年11月に発足したバローゾを委員長とする欧州委員会では、初めて多言語主義担当の委員が設置された。EUにおいて多言語という争点は、そもそもは公文書のEU公用語への翻訳の問題として、つまりはナショナルな言語の多様性の文脈で扱われてきた³¹。そしてEUの国際競争力強化を目指した2000年の「リスボン戦略」の流れのなかで、2001年の「欧州言語年」で提起された「母語に加えて2言語」の方針による外国語教育強化³²が掲げられている。こうした流れのなかで、バローゾ委員会では、先ずは教育・文化担当委員に言語（多言語主義）の担当も担わせることになった。

2005年11月に欧州委員会は「多言語主義に向けての新たな枠組戦略」³³を発表した。2006年4月に地域少数言語の教育に関する会議が欧州委員会主催で開催され、これを受けてフィゲル多言語主義担当委員は「イタリアのフリウリからフィンランドのサーミに至るヨーロッパ全域における[少数]言語共同体の存在を知らしめる機会となった。

(…) 少数言語の話者は、[EUが掲げる]『母語に加えて2言語の習得』という目標は野心的過ぎるようなことはまったくなく、これはすでにEUの多くの国境や周辺地域では現実になっていることを示すものである」と述べ、西欧地域も含めたEU域内に多数の少数言語共同体が存在し、それがEUの目指す「多様性のなかの統合」や「多言語主義に基づく発展」という政治目標の実現にとって重要な存在であるとの認識を明確に示した³⁴。同会議以降、こうしたEU域内の少数言語を念頭に置く多言語主義に力点を置く言説がフィゲル委員の発言に出てくるようになり、非国家語の少数言語に対する権利擁護というCE・OSCE的な文脈がEU内に色濃く立ち現れてくる。フィゲルは2006年に「多言語主義ハイレベルグループ」(High Level Group on Multilingualism)を設置し³⁵、そこで「翻訳・通訳、外国語学習、地域少数言語の擁護」などが検討され、2007

³¹ たとえば “Commission adopts measures to match supply and demand for translation,” Brussels, 26 May 2004, IP/04/679; “Portfolio Responsibilities of the Barroso Commission,” Brussels, 12 August 2004, IP/04/1030.

³² たとえば Viviane Reding, Member of the European Commission with responsibility for education and culture, “Award of the honoris causa,” University of Turin, Turin, 9 September 2004, SPEECH/04/394; Ján Figel, Member of the European Commission responsible for Education, Training, Culture and Multilingualism, “Sharpening our vision,” 7th ECSA World Conference <The European Union and Emerging World Orders: Perceptions and Strategies>, Brussels, 1 December 2004, SPEECH/04/503.

³³ A New Framework Strategy for Multilingualism, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Brussels, 22 November 2005, COM (2005) 596 final.

³⁴ Ján Figel, Member of the European Commission responsible for Education, Training, Culture and Multilingualism, “Multilingualism: a key component of the European Union’s strategy,” Bridge Forum Dialogue, Luxembourg, 15 June 2006, SPEECH/06/396.

³⁵ 議長はフィゲル。2007年は多言語主義担当委員の後任であるオルバンが議長を引き継ぐ。

年9月に最終報告書を提出した³⁶。同報告書の勧告等に基づいて2008年に新たな多言語主義戦略が策定された³⁷。多言語主義ハイレベルグループ最終報告書では、地域・少数言語について、その擁護の必要と方策について1章が割かれている。

さらに2007年1月、バローゾ委員会は独立した多言語主義担当委員を新設し（ルーマニア出身オルバン委員が就任）、この問題に専門的に取り組むこととなった。オルバンも、とりわけ多言語主義政策を推進する「EU生涯学習プログラム」（2007～2013年）の文脈において、多言語主義のなかで「地域少数言語を含むすべての言語」が擁護されるべきであり、その方向で政策を進めるとのスピーチを繰り返す³⁸。そして「EU生涯学習プログラム」では、「初めて地域少数言語を含むすべての言語に門戸が開かれる」形で言語習得に毎年1700万ユーロが当てられる³⁹というように、EUにおける「多言語」が、国家語の多様性から明らかに少数言語をも含む多様性へと変化してきたことが見て取れる。

4.2. カタルーニャ語・バスク語のEU公用語化

EU域内（とりわけ西欧地域）での少数言語の擁護をめぐる運動は1960年代終わりから70年代初め頃にかけて各地で顕在化し、A・D・スミスは「エスニック・リバイバル」⁴⁰と呼んだが、スペインのカタルーニャ地方でのカタルーニャ語をめぐる動きは560万人もの使用人口（1991年）⁴¹という規模の面で大きな存在感を有する。1986年にスペインはEC加盟を果たすが、翌1987年にカタルーニャ州はカタルーニャ語をECの公用語とすることをECに請願している⁴²。

公用語に関するEUの原則は、加盟国において公用語となっている言語はEUの公用語となる（1958年規則第1号）というものであり、カタルーニャ語に限らず、少数言語の場合はいずれも、帰属する加盟国において公用語の地位を得ているかどうか問われる。スペインでは、1970年代半ばのフランコ期の権威主義体制からの移行のなかで、カタルーニャやバスクは自治州の地位を獲得し、1978年制定のスペイン憲法は、「スペインのその他の言語もまた、各自治州の憲章に従い、各自治州における公用語とされるものとする」（第3条2項）と規定するに至っていた。

カタルーニャからの要望はその後も継続され、2005年になってEUは、上掲の1958年規則第1号を、当該加盟国の全域ではなく特定の地域での公用語としている地域語

³⁶ High Level Group on Multilingualism, *Final Report*, Commission of the European Communities, 2007.

³⁷ Leonard Orban, European Commission responsible for Multilingualism, “Our aim is to give the Union a new generation of multilingual citizens,” European Day of Languages - Press Conference, Brussels, 26 September 2007, SPEECH/07/568.

³⁸ たとえば Leonard Orban, Commissioner responsible for Multilingualism, “Multilingualism is in the genetic code of the Union,” Meeting with the Culture Committee, Brussels, 27 February 2007, SPEECH/07/104; Leonard Orban, European Commission responsible for Multilingualism, Speech at the Bundestag, Bundestag, Berlin, 25 April 2007, SPEECH/07/248; Leonard Orban, European Commissioner responsible for Multilingualism, “Cyrillic, the third official alphabet of the EU, was created by a truly multilingual European,” Day of Cyrillic alphabet, Sofia, May 24 2007, SPEECH/07/330.

³⁹ Leonard Orban, European Commissioner responsible for Multilingualism, “Multilingualism – fundamental value of the EU,” Conference organised by the European Institute of Romania and the EC Representation in Romania, Bucharest, 22 June 2007, SPEECH/07/412.

⁴⁰ [Smith 1981]

⁴¹ European Commission, DG XXII, Euromosaic, “Le catalan en catalogne (Espagne),” <http://www.uoc.edu/euromosaic/web/homean/index1.html>, Access: 10 May 2010.

⁴² [星元 2010]

についても適用する決定を行うに至る⁴³。これに対し、カタルーニャ語及びバスク語に関して、これらを EU 機関で正式に使用できる言語とすることにスペイン政府も同意（2005年11月16日）⁴⁴したことで、両語が EU の公用語として扱われることになったのである。

そしてこの動きのなかで、アイルランド政府がアイルランド語の公用語化を求めてきた（2007年にアイルランド語は公用語化）ほか、他の多くの加盟国でも地域少数言語の EU 公用語化の要求を EU に出すようにとの圧力が強まっている⁴⁵。

先に、EU の言語政策には EU としての公用語政策、多言語政策、少数言語保護政策の3つがあり、本報告ではこのなかで少数言語保護政策に焦点を当てるとしたが、実はこの少数言語の公用語化という事例は、EU の公用語政策の舞台において、多言語政策と少数言語保護政策の結節点が現れたものであると見ることができよう。換言すれば、欧州委員会での多言語主義担当委員の設置とその後の少数言語を含めた「多様性」の議論の高まりと相まって、EU の言語政策の全体を包摂する一つの方向性—つまり少数言語を含んだ形での多言語主義—が示されたものとしての意義があると言えるのではないだろうか。

5. 現状と課題——結びに代えて

ヨーロッパにおける少数言語保護政策の進展は、CE や OSCE を舞台に策定される条約等によって少数民族保護をめぐる国際規範が形成され、その規範を EU 内に取り込んで、EU としての政策に反映させていく流れであったと理解できる⁴⁶。そして、その規範の EU の政策への取り込み過程が、時期として EU の東方拡大とオーバーラップしていたことは偶然ではない。西欧諸国は少数民族・少数言語保護規範を EU 加盟に際して不可欠な要素として、加盟のコンディショナリティとして東欧諸国に課していたところで、東欧諸国が EU に加盟することでそうした規範の外向けの押しつけが域内化することにつながったのである。

しかしながら、当初から EU を舞台に規範形成から政策形成までがなされなかったことには留意する必要があるだろう。EU は他の地域機構に比べて加盟国を拘束する力が著しく大きく、そこでの国際法レベルでの取り決めの影響力も甚大であり、いまだに少数民族保護の具体的手法に関する完全なコンセンサスが得られていない状況で、EU を舞台としての枠組の策定には壁があることが否めない。少数言語の保護について言えば、EU 内における言語を含む文化の多様性を繰り返し強調しながらも、「補完性」(subsidiarity) の原理に基づいて、言語政策がそもそも各加盟国の権限に委ねられていることに言及していることからもうかがわれる⁴⁷。それゆえ、デリケートな問題で政治争点化しやすい少数民族問題・少数言語問題をまずは EU の枠外に置いて、より緩やかな地域機構である OSCE ないし CE を舞台にこれを扱ってきたが、その主たるターゲットであった東欧諸国が EU 加盟国化したことで、少数民族問題も EU に内在化され、そこで少数言語問題も前景化してきたと言えよう。

個別の加盟国レベルで見ても、最も中央集権が強く、少数言語に対する公的な保護

⁴³ 2005年6月13日総務対外関係閣僚理事会にて決定。Press Release, 2667th Council Meeting, General Affairs and External Relations, Luxembourg, 13 June 2005, p.14.

⁴⁴ Committee of the Regions, Press Release, COR/05/125, Brussels, 16 November 2005.

⁴⁵ [Creech 2005, 23-24]

⁴⁶ [Sasse 2006]

⁴⁷ [Creech 2005, 59]

を行う政治には距離のあるフランスでさえも、2008年には憲法に「地域語はフランスの遺産である」という「地域語条項」を挿入する憲法改正が行われる⁴⁸など、少数言語保護の方向にEU内の空気が流れ出していることは指摘できる。ただし、EU独自の施策としては、2000年代半ば以降に多言語主義担当委員の設置と一部の少数言語の公用語化を通じて少数言語保護の施策を強化してきたことは間違いないが、依然としてEUの多様な政策領域のなかでは傍流的な次元での取組みを進めているというのが、現状の評価としては適当ではないだろうか。2004年以降の東方拡大のインパクトは内から次第に発現しつつあるが、加盟候補国であるクロアチアやマケドニアなどの旧ユーゴ諸国、さらにはトルコの加盟交渉のなかでの少数言語保護をめぐる新たな規範の押しつけがなされるならば、再度その規範が域内化するという流れが再現されるのかもしれない。

【付記】本稿は、日本比較政治学会2010年度研究大会分科会A「言語政策の比較政治学」（2010年6月19日）における報告ペーパーに、同分科会での報告・議論、及び神戸大学国際文化学研究所異文化研究交流センター研究部2010年度プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存とEU」主催の第1回研究セミナー（2010年7月26日）での報告・議論を踏まえて、加筆修正を加えたものである。

【参考文献】

- Richard Caplan (2002), “Conditional recognition as an instrument of ethnic conflict regulation: the European Community and Yugoslavia” *Nations and Nationalism*, Vol.8, No.2.
- Council of Europe (1999), *Implementation of the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Publishing.
- Council of Europe – OSCE (2007), *National minority standards: A compilation of OSCE and Council of Europe texts*, Council of Europe Publishing.
- Richard L. Creech (2005), *Law and Language in the European Union: The Paradox of a Babel “United in Diversity”*, Europa Law Publishing.
- Desmond Dinan (2005), “Governance and Institutions: A New Constitution and a New Commission,” *Journal of Common Market Studies*, Vol.43.
- Krzysztof Drzewicki (2008), “The Enlargement of the European Union and the OSCE High Commissioner on National Minorities,” in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs, eds., *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, Palgrave Macmillan.
- Emmanuel Decaux (2005), “Les nouveaux cadres du droit des minorités nationales en Europe,” in Riva Kastoryano, éd., *Quelle identité pour l’Europe ? : Le multiculturalisme à l’épreuve*, 2e édition, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques.
- Hans-Joachim Heintze (2008), “Collective Rights in the Context of EU Accession,” in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs, eds., *The Protection of*

⁴⁸ [坂井 2009]

Minorities in the Wider Europe, Palgrave Macmillan.

- Jean-Baptiste Harguindéguy et Alistair Cole (2009), “La politique linguistique de la France à l’épreuve des revendications ethnoterritoriales,” *Revue française de science politique*, vol.59, no.5.
- Kristin Henrard (2004), “Relating Human Rights, Minority Rights and Self-Determination to Minority Protection,” in Ulrich Schneckener and Stefan Wolff, eds., *Managing and Setting Ethnic Conflicts*, Hurst.
- Kristin Henrard (2003), “Dividing an Adequate System of Minority Protection in the Area of Language Rights,” in Gabrielle Hogan-Brun and Stefan Wolff, eds., *Minority Languages in Europe: Frameworks, Status, Prospects*, Palgrave Macmillan.
- Rainer Hofmann (2008), “The Future of Minority Issues in the Council of Europe and the Organization for Security and Cooperation in Europe,” in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs, eds., *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, Palgrave Macmillan.
- Jennifer Jackson-Preece (2003), “Human Rights and Cultural Pluralism: The ‘Problem’ of Minorities,” in Gene M. Lyons and James Mayall, eds., *International Human Rights in the 21st Century: Protecting the Rights of Groups*, Rowman and Littlefield.
- Jennifer Jackson-Preece (1997), “National minority rights vs. state sovereignty in Europe: changing norms in international relations?” *Nations and Nationalism*, Vol.3, No.3.
- Henri Giordan (1982), *Démocratie culturelle et droit à la différence*, <Rapport au ministre de la culture>, La documentation française.
- Mária M. Kovács (2003), “Standards of self-determination and standards of minority-rights in the post-communist era: a historical perspective” *Nations and Nationalism*, Vol.9, No.3.
- Peter A. Kraus (2008), *A Union of Diversity: Language, Identity and Policy-Building in Europe*, Cambridge University Press.
- Peter A. Kraus (2003), “Cultural Pluralism and European Polity-Building: Neither Westphalia nor Cosmopolis,” *Journal of Common Market Studies*, Vol.41, No.4.
- Will Kymlicka (2006), “The evolving basis of European norms of minority rights: Rights to culture, participation and autonomy,” John McGarry and Michael Keating, eds., *European Integration and the Nationalities Question*, Routledge.
- Jonathan Pool (1996), “Optimal Language Regimes for the European Union,” *International Journal of Sociology of Language*, no.121.
- Gwendolyn Sasse (2006), “National minorities and EU enlargement: External or domestic incentives for accommodation?” in John McGarry and Michael Keating, eds., *European Integration and the Nationalities Question*, Routledge.
- Anthony D. Smith (1981), *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge University Press.
- Gabriel von Toggenburg (2008), “A Remaining Share or a New Part? The EU’s Role vis-à-vis Minorities after the Enlargement Decade,” in Marc Weller, Denika

Blacklock and Katherine Nobbs, eds., *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, Palgrave Macmillan.

- Claude Truchot (2009), “Des langues régionales aux langues de France : un état des lieux,” *Cahiers français*, no.352 <La France au pluriel>, La documentation française.
- Yasue Noriko (1999), “Le multilinguisme dans l’Union européenne et la politique linguistique des Etats membres,” *Revue du Marché commun et de l’Union européenne*, no.427.

- アンリ・ジオルダン(佐野直子訳)(2004)「ヨーロッパにおける言語問題」『ことばと社会 別冊1 <ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社。
- 原聖(2007)「ケルト語圏における地域的言語文化の振興」、宮島喬・若松邦弘・小森宏美(編)『地域のヨーロッパ——多層化・再編・再生』人文書院。
- 原聖(1991)「EC 流『国家離れ』と少数言語の可能性」、宮島喬・梶田孝道(編)『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂。
- 星元佐知子(2010)「EU 域内の自治体外交にみる地域の重要性——カタルーニャ自治州の事例から」神戸大学大学院国際文化学研究所修士論文。
- 吉川元(2009)『民族自決の果てに——マイノリティをめぐる国際安全保障』有信堂。
- 吉川元(2007)『国際安全保障論——戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡』有斐閣。
- ケネス・D・マクレー(加藤普章訳)(1995)「EC における多言語政策の展開とその課題——言語の平等性はどこまで可能か」『国際政治』第 110 号。
- アルベルト・メルレル(新原道信訳)(2004)「“マイノリティ”のヨーロッパ——“社会文化的な島々”は、“混交、混成、重合“する」、永岑三千輝・廣田功(編)『ヨーロッパ統合の社会史——背景・論理・展望』日本経済評論社。
- 坂井一成(2009)「2008 年憲法改正にみるフランスの政治過程——地域語条項の導入をめぐる」『日仏政治研究』第 4 号。
- 坂井一成(2008)『ヨーロッパの民族対立と共生』芦書房。
- 渋谷謙次郎(編)(2005)『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社。
- 鈴木昭一(1995)「カタルーニャ地域主義政党 CiU の戦略と動向——対 EC/EU 政策と九三年選挙を中心に」『国際政治』第 110 号。
- 安江則子(1996)「EU における多言語主義の多角的検討」『日本 EC 学会年報』第 16 号。
- 横田正顕(2007)「スペイン——ヨーロッパ化と政府間関係の変容」、大島美穂(編)『EU スタディーズ3 国家・地域・民族』勁草書房。
- 若林広(2004)「21 世紀ヨーロッパ統合の公用語問題」『ことばと社会 別冊1 <ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社。

テリトリアリティの変容と文化——液状化社会に際して

寺尾智史

1. 巨大なEUの高く聳え立つ外壁——テリトリアリティの権化としてのEU？

本論では、テリトリアリティと文化の関係について、グローバリズムの中、人の流れがますます流動化する中、既存の文化、特に少数者の文化がどのように影響を受け、変容していくか、そしてそれをどう捉え、文化政策に反映するかを考察した。この考察を進めるにあたって、まず、筆者がフィールドワークを行ってきたヨーロッパの動向から論を起す。

ヨーロッパ連合(EU)の今後は、EUを取り巻く混沌とした世界、マグレブ、エジプト、トルコ、セルビア、ロシア、ベラルシヤ、ウクライナ、そして広くアジアやアフリカとの今後の付き合い次第に、それがかかっている、というのは議論を待たないであろう。とりわけ、2011年の年明け早々、イタリアの足元チュニジアに起こった「ジャスミン革命」を皮切りに、中近東各地に飛び火する「民主化」の嵐は、燎原の火のようにEUの壁を取り巻いて燃え盛っている。彼らは、EUの壁の内側がもたらしたモバイルかつポータブルな通信を手に入れ、EU市民の共通理念ともなっているフランス革命の「自由・平等・友愛」をボーダレスに訴える方法をはじめて手中に収めた。だが副作用として、EU域内に大量の政治難民、経済難民、移民が流れ込むことにもなる。

このような状況の中で、(チュニジアと同じマグレブの)モロッコの中に、スペインの飛び地として異彩を放っている都市セウタ Ceuta やメリリヤ Melilla のような EU 地域の最果てには高く聳える城砦があり、そして、昨年報道によれば、同じようにヨーロッパ＝トルコとギリシアの国境となっているエブロス川沿いにもフェンスが立ちほだかろうとしている¹。それは、米国とメキシコとの国境のうち、東半を占めるグランデ川 Rio Grande を渡って密入国する中南米人は、「背中の濡れた人」を意味するウェット＝バック Wet-back と呼ばれるが、そのヨーロッパ版とも言える²。その外壁が高くなればなるほど、EUは近代の遺物にしがみつく巨大なブロック体のようにみえてしまうのである。EUも、かつての「鉄のカーテン」、「竹のカーテン」のように、「カーテン」を引こうとしてはいないのか？

ナポレオンは「自由・平等・友愛」というモットーを血の代償で贖いつつ世界に弘めた。そうしたモットーで響きあうことのできる「公共圏」としてEUが形成されたのではあるが、それが届く範囲を、キリスト教が弘まった域内まで、と見定め、それ以上の拡大を諦めたのであろうか？

もしそうだとしたら、EUは、その大いなる矛盾をその内部に胚胎せざるを得ないのではないだろうか。というのも、フランス革命を境に近現代ヨーロッパが育ててきたモットーにもう一つ、政教分離の原則があったからだ。

はからずもEUの深化にとって不可欠である欧州憲法条約(ローマ条約)のプロセスが動き始めた2001年以降、「キリスト教的価値観」がヨーロッパの基層であり、これを共有しない「よそ者」がEUに入ることに難色を示す議論が目立った。現に、EU各国での承認を待つことになった欧州憲法案には、ヨハネ＝パウロ二世やポーランド政府が主張した「キリスト教」という文言そ

¹ <http://www.guardian.co.uk/world/2010/oct/25/armed-eu-guards-greece-turkey> (2011年1月10日接続)

² EU加盟国であるブルガリアもヨーロッパ＝トルコとの国境線を持つが、2011年2月現在、ブルガリアが(ルーマニアと同じく)シェンゲン協定への加盟審査中で、入り込んだらその後EU内のどの国境を越えようとも協定上は国境検査を受けないはず(実際は国際列車やバス等についてシェンゲン内の国境線上でも身分証明証の抜き打ち検査をして不法移民を摘発しようとする国はある)のシェンゲン・ゾーンに含まれないので、トルコ側からブルガリアに密入国してもそこから他の国には合法に移動できないため、わざわざこちらを越えようとする者は少ない。

のものは盛り込まれなかったが、その前文冒頭に、「人間の不可侵かつ不可譲の権利である自由、民主主義、平等という普遍的な価値、および、法の支配を発展させてきたヨーロッパの文化的、宗教的、人間的な遺産から発想を得て、欧州大陸の分断を終えるという歴史的な重要性および将来の欧州を建設するための確固たる基盤を創造する必要性」がEUの根本理念であると明記されており、欧州憲法条約が不成立に終わった後も、成立に至ったリスボン条約に受け継がれている。リスボン条約の締結式が、ポルトガルにおけるローマ＝カトリック教会建築の最高峰、ジェロニモス修道院 Mosteiro de Jerónimos の中であったことは、いかにも象徴的である。

欧州憲法起草において中心的役割を果たした欧州将来像協議会(欧州の将来に関するコンベンション la Convention sur l'avenir de l'Europe)で議長に就いたジスカルデスタン元フランス大統領 Valéry René Marie Giscard d'Estaing (1928-、フランス大統領 1974-81)が、2002年11月上旬に『ル＝モンド』へのインタビューで述べた、「トルコはヨーロッパの国ではない」「ヨーロッパの外へのEU拡大は原則的な問題を引き起こす」「私の意見を述べるならば、トルコの加盟は欧州連合の終焉を意味する」という有名な発言に欧州の岩盤が露出しているように見える³。そのジスカルデスタン本人は、2005年4月4日の『フィガロ月曜版』におけるインタビューでの、議長時代を回顧した発言では、「EU憲法に関する交渉の際、ヨハネ＝パウロ二世は『キリスト教』に言及するよう強く主張したがその希望を私は受け入れなかった」と述べ、また、「憲法が25ヶ国で承認される必要がある以上、不可能だと答えた」と述べている。このことから、「宗教的な遺産からの発想」という欧州憲法案前文、もしくはリスボン条約前文の文言は、ヨーロッパという領域に分布した多様な宗教群、すなわち、アニミズム、キリスト教、ユダヤ教、イスラーム等を複数で指すものでなく、単一の宗教、すなわち「キリスト教」という文言を明確に入れるかどうかをぎりぎりまで検討したあげく、それをややぼかした格好で書き入れたものであることがわかる。

結局、EUは、ローマ教皇が成し遂げたラテン＝クリスダム(「ローマ＝カトリック」、東ローマ皇帝が取り持ったオーソドックス＝クリスダムの統合的再現の性格を強く持つのであろうか？

もし、そうであるならば、EUという新たなクリスダムのテリトリーに流入する異教徒の群れは、もし受け入れられたとしてもキリスト教的チャリティによって仮住まいを許容される他者であり、異教徒である限り統合可能性の低い異分子なのであろうか？ 言い換えるならば、EUは、欧州内の平和を希求する強いパトスを、欧州だけでなく世界を覆うことさえ可能な普遍的ロゴスに深化させる強い意志の上に成り立っているのか、それとも、地域限定的な文化要素の枠組みをそのまま利用した地域ブロックにとどまるのだろうか？

もし、後者のような側面が強いのだとしたら、EUをモデルに唱えられることのある他地域の「共同体構想」について、宗教面を含め、ヨーロッパ以上に多様性の高い場合の多いこれらの地域においてEUを参考にする部分はごく限定的になるのではないだろうか？

他方、東アジアはどうだろうか。日本語には、「一所懸命」という熟語があるが、これは、日本列島で古来より、「テリトリアリティ」が強く意識されたひとつの証左だといえる。現在このことばは「一生懸命」と転化し、ことばの焦点が土地から人間(人生)に移っている。ただし、人間のテリトリアリティに対するメンタリティの変化はことばの移ろいよりも遅く、依然としてそれに固執している人間が多いように思われる。

アジアにしる、欧州にしる、交通手段・通信手段の発達によってますます世界が液状化している今、「地域連合」や「地域共同体」といった、「籠の中の幸せ」は、もはや架空のものなので

³ <http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/2420697.stm> (2011年1月10日接続)

はないか? こうした疑問への答えを見定めるためにも、ダイナミックに展開する EU の動向には目が離せない。

2. EU 市民の移動の自由と「地域文化の保全」 ——EUにおける液状化推進と固化推進の相克

ここまで、EU という地域連合が、その領域を地球全体に拡張しない限り不可避に背負う、大きな枠組みにおけるテリトリアリティの問題を論じた。しかし、これは、近代以降の一般的な国家と同じく、領域を想定する組織である限り必ず起こる問題であり、ある意味当然の議論であろう。もちろん、EU の枠組みの内と外とは、貧富の滝のような格差や宗教の違いなど、他のテリトリーの内と外よりも強烈的なコントラストがあることは事実である。

それでは、EU の内側はどうだろうか?

特に注目すべきは、シェンゲン協定に代表される、モノ、そして人間さえも域内の移動は国境を関係なく自由とする原則である。21 世紀になってますます狭隘なナショナリズムとそれに伴う排他主義が高まりを見せる東アジアから見ると、「人の移動の自由の原則」は衝撃的ださえある。それは、国民国家を作り上げ、領域を面的に統治するシステムの中で、他国との国境線上で厳格な国境管理をしてきた近現代ヨーロッパのコペルニクスの転回といえる。

ヨーロッパでは、お互い理解が難しい場合も多い、たくさんの国語が話されているが、このコミュニケーションや教育の問題についても、EU は対策を怠っていない。例をあげれば、EU 議会や EU 委員会における加盟各国の公用語の同時通訳や翻訳の体制にその覚悟が感じられるし、高等教育対象のエラスムス・プログラムという国際交流プログラムと並んで、労働者の人材国際化を目指したレオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラム、初・中等教育教員のためのコメニウス・プログラム⁴さらには、成人教育の国際化を念頭に置いたグルントヴィ⁵ 計画さえ用意している。最後に挙げたグルントヴィ・プログラムにおいても、EU のホームページを見れば、「2013 年には、国外における成人教育の恩恵から少なくとも年間 7000 人がモビリティの状況を改善する⁶」という目標がはっきりと打ち立てられている。EU 市民に対しては、老いも若きも、移動の自由、すなわち社会の「液状化」を EU 自らが推進し、さらにはそれに耐えうる人材の陶冶に力を入れているようである。

人の移動の自由、すなわち、社会の液状化を推進すること、それは、国家というテリトリーで国民を管理するというテリトリアリティからの脱却と不可分である。テリトリアリティは、土地に依存せざるを得ない農業を基盤としてきた社会と、それを統制することによって成立した、西洋における国家のあり方の大原則といえる。土地の資産価値の源泉もそこにあった。テリトリアリティは、国民国家を担い手として高度に組織化された「近代」に留まらず、その胚胎を許した、はるかヨーロッパ中世にまで遡る通時的重みを持つものである。翻って、歴史の反省から人種や体格など身体上の形質によるアイデンティティが物議を醸すようになっているのと異なり、地名への属性(例えば Italy>Italian, Paris>Parisian のように)が現在も公正なアイデンティティとして認められているのも、アイデンティティを操る「アイデンティフィケーション」の裏書き、エンドースメントがテリトリアリティによってなされていることに他ならない。

このシステムを揺籃したヨーロッパ社会が、個人的な、ミクロの、最もテリトリアリティに固執し

⁴ Comenius Programme. 欧州中の児童教育に活用された絵とき百科『世界図絵』を著したチェコの宗教・教育家 Jan Ámos Komenský (1592—1670 年)から名付けられた。

⁵ Grundtvig Programme. デンマークの成人教育に力を入れたニコライ・グルントヴィ Nikolaj Frederik Severin Grundtvig (1783-1872)から名付けられた。

⁶ http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-programme/doc86_en.htm (2011 年 1 月 10 日接続)

そんなステージで率先してそこから脱却し、価値を属地から、自分自身、すなわち属人にシフトさせようというのであるから、驚きを禁じえないわけである。

しかし、少し角度を変えると、EU 域内で、当の EU 自身が、特に文化的政策において、これに逆行する施策を進めていることも見える。その一例が、「地域言語・少数言語保全」政策である。

私が常々フィールドとしてきたのは、主にポルトガル北東部で話されているミランダ語と、スペイン北西部、ピレネー山脈南麓で話されているアラゴン語、そしてイタリア半島南部やシチリア島である。ヨーロッパ南部の周縁地域をフィールドにするのは、それらが、日本列島の少数言語を保全するうえで、大きな示唆をあたえてくれるのではないかと考えてきたからである。

ヨーロッパの言語多様性保全の動向には大いに注目しており、それを我々の言語多様性保全に応用できないかと考えるのであるが、その前に、大いに悩まされていることが一つある。

その悩みを端的に表わすことばが、EU や欧州評議会が使われている「地域・少数言語」*Regional or Minority Languages / Regional and Minority Languages* というものである。このことばは、例えば、欧州評議会 Council of Europe の「地域・少数言語憲章」、ECRML : *European Charter for Regional or Minority Languages* というヨーロッパの少数言語保全の基本理念に関わる体系にも使われている。これらの用語において、少数言語保全の上で、「地域」は、不可分の要件であり、テリトリアリティなき言語保全は、「伝統的移民言語」であるロマ語やイディッシュ語などの例外を除いて、原則対象としないことを示している。

しかし、少数言語保全の担い手は、言うまでもなくそのことばの話者である。しかし、EU において、一人ひとりの話者はこれまで述べたように、「移動の自由の原則」を付与され、それを行動規範として生きることが望まれている。ここに、地域に根ざすこと、即ち固化された、ソリッドなテリトリアリティが求められる少数言語と、地域に縛られず、自由に行き来することが求められるその話者という、矛盾した構図が露になるのである。

少数言語は、国民国家の周縁地域に「水たまり」のように残存することが多い。EU 域内であれば、ブレトン語やウェールズ語、フリースラント語などはその実例といえるが、これらの地域では、交通機関を使えば数時間以内でアクセスできるような、比較的近隣に経済活動の中心があり、人口が極端に減少することはない。少数言語の母語話者が分布地域に居住し、経済活動の中心まで通勤することもあり得る。田舎暮らしに憧れる非母語話者の攪乱に晒されることは問題となろうが、逆に、彼らやその子どもに少数言語の習得を居住の条件とすることは出来るだろう。それが倫理的に許されるかどうかは別にして。

しかし、私がフィールドとしているような南欧の山岳地帯はわけが違う。母語話者が移動の自由の権利行使をし、職を求めて大都市へ向かうと、母語話者にしても、非母語話者にしても、彼の不在を補完する人間はほぼ現れない。イベリア半島で「(社会的)砂漠化」*desertificação* と呼ばれているこの過疎化の進行によって、少数言語の地域言語としての姿は、有名無実化しつつある。これは少数言語に限らず、「伝統」という冠で語られることの多い地域文化全般にいえることだ。

この現状を見る限り、少数言語保全にも移動の自由の原則を適用すべき時期になっているのではないかと思う。すなわち、ある少数言語の話者がパリにいるなら、パリでその言語を話し、子どもに教育を受けさせる権利を保障する、というあり方である。

しかし、ここで次のような問題が起こる。すなわち、EU 加盟各国の公用語だけでもその扱いに手を焼いているのに、大都会の中で蝟集する「リキッド・マイノリティ」が話す少数言語の権利まで支える人材面、財政面の余裕があるかということ、そしてもう一点、大都会での移民言語と化している EU 辺境の「地域少数言語」を教育の対象とすれば、不法移民であろうと人権上教

育を授ける義務がある⁷ EU 域外からの移民の子どもへの母語での教育も考慮せざるを得なくなるだろうということ。同じ移民言語でありながら、対象学生数の多寡に関わらず、EU 域内の少数言語で教育を受ける権利は認められ、域外のことばの場合は却下されるのでは、不公平さが歴然としてしまうからだ。(一般的に言語多様性に理解が薄い「新興経済国」を除く)世界中を覆う不況に伴い各国政府とも大幅に税収を減らしている中、こうした問題点を緩和する方法を探ることは益々重要になるが、その一つとして「請求権」を挙げることができるだろう。これは、誰もが言語的多様性を担っている可能性がある中で、自分のことばの継承について意識的である人、または言語コミュニティがそれを涵養することを政府に「請求」し、実現される権利を有する、という考え方である。この方法論は、テリトリアリティを元にした「一地域一地域言語」型の言語保全が、農村地域での過疎化をきっかけにリキッド化し、人口が都市に過度に集中するようになってきている現代社会によりマッチしたものと見える。

しかし、こうした請求権を行使するのは、申請などを履行するうえで高度なリテラシー、またはそれを代行してもらうための高額な費用が必要となる場合が考えられ、危急に(どういう状況が「危急」なのかは相当程度主観的判断に頼らねばならない部分も大いに問題であるが)保全が必要な言語を話す母語話者、言語コミュニティが放置される恐れがある。この状態に陥れば、「母語を話す権利」のユニバーサルな保障という理想から考えれば、対極の惨めな状況だといえる。このことは、移動生活が主体で一般的に教育を受ける機会を得にくかったロマ人の話すロマ語の継承などに典型的に現れている。これを阻止するために、言語保全に関するキュレーターやファシリテーターを各自治体に設置する方法があり得る。無論、この分野に関わる人材は高度な社会言語学的知識が必要となろう。いずれにせよ、社会的意識の高まりが無い限り、遂行には難しさが伴う。これを実現させるには、言語的多様性への基礎的理解を促す教育が広汎になされ、グローバル化した社会の中、ますます困難になる少数言語政策を遂行する土壌が形成されているかどうかにかかっているといえる。

4. ディアスポラの逆説化——「追放の辛酸」と「残存における辛苦」の逆転

ここまで、少数言語保全で見たように、マクロなグローバリズムの進行と、それに伴うミクロな人間社会の液状化に直面している現在、少数者の文化保全は非常に厳しい環境に置かれており、さらにこれまでの「地域割り」の、テリトリアリティに準じた保全施策は社会の実態とマッチせず、時代遅れになってしまっている。

それでは、「テリトリアリティ」が崩壊したあとのグローバル化・液状化した社会において、もしも成り行きに任せて放置すれば、少数者の文化はどのような経過をたどることになるだろうか？ここでは、すでにその傾向が明瞭に現れつつある、「ディアスポラ」と「ピジン＝クレオール」という切り口から見てみる。

テリトリアリティという尺度が最も原則的に具現された場というのは、あくまでミクロな見方をすれば、「同じ土地で何世代も安定的に耕せる状態」ということになるだろう。人間の生の根源である食料確保において最も重要なことは、それを生産する場の維持だからである。

神から与えられたはずの「約束の地」から追い出され、家庭菜園さえままならない都市のスラムをゲットーにして蝟集するディアスポラが、辛苦と悲哀の象徴として捉えられた事由もそこにある。しかし、産業構造の変化によって、農業よりもたやすく食料を確保し、さらに食料確保に汲々とすることなく、安楽に生きることが出来る場であると実感できる空間が都市に出現すると、「生と食と土地」というテリトリアリティのものさしの目盛りにはひずみが生じることになる。

⁷ 日本の憲法上、合法的に居住している非日本国籍者でさえも初等教育が義務化されていない。

さらに都市におけるインフラ整備が進み、蛇口をひねれば水が、スイッチを押せば光や温度調節が得られるようになると、テリトリアリティの幸福な実現であるはずの、農村の不便さが身に沁みて感じられるようになる。こうなると、農民たちは都会に憧れ、社会的制約のない限り、こぞって都会に出るようになる。最初は近くの田舎町で満足するかもしれないが、首都へ、国境を越えてもっと大都会へと、奔流のように人々が動き出す。それは、都市という巨大なコミュニティが農民をコミュニティごと吸い取るような勢いである。特に、高速道路や幹線鉄道の完成によってテリトリアリティで結ばれていた人々はそこから切り離され、いわゆる「ストロー現象」で形容されるように、加速度的に都会に出てくる。

さて、彼らは、「ディアスポラ」なのだろうか？

ディアスポラの近接概念として、難民が挙げられる。では、難民とディアスポラは何が違うのだろうか？ 難民は主に個人から家族単位を想定しているのに対し、ディアスポラはもっと大きなコミュニティを指していることが多い。狭義には、ローマ帝国内だったパレスティナから追放されたユダヤ人のことを指すが、その原義も影響してか、宗教や風習を固守し、そのことによって他のコミュニティから迫害を受け、それから逃れるためにコミュニティを維持しながら飄泊する集団、というのが典型だろう。

それでは、難民がいつもコミュニティから切り離された個人や核家族か、といえそうでない場合も多い。マスコミに取り上げられるような規模を持つに至った難民は、いびつであれ、逃れた先にコミュニケーションのネットワークを持つのが常である。極めて恣意性の強い、極端に狭義の限定的用法になりがちな法的位置付けは別として、ディアスポラか難民か、というのは、単に論者の視角や言い回し次第で異なる、というのが公平な見方と思われる。

近年、難民の定義も軟化している。いわゆる LDCs (後発開発途上国 Least Developed Countries)、「破綻国家」や「失敗国家」などから命からがら逃げ出してきた人々は、彼らにリテラシーがあろうとなかろうと、国内でどんな身分であろうとなかろうと、人道上の配慮を要する難民であることは論をまたないであろう。しかし、あからさまな迫害、極端な飢饉などに直面せずとも、それまでは痩せた土地を「貧農」として守ってきた人々がその土地を捨てる時、現代における都市の享乐的な生活に身を窶す側の人間からすれば、かれらを経済的な難民、すなわち経済難民と見なすに十分な幸福の格差がある。

近年ブラジルから日本列島に来るいわゆる「デカセギ者」のうち、特に東海地方に集住して暮らすコミュニティを指し、彼らがまとまって住む公営住宅群をゲットーに見立て、ディアスポラと比定する論者もいる。貧苦にあえぐことはあっても、彼らの中にブラジル社会で迫害の記憶を持つ者はわずかであろう。経済的、インフラ的安楽や治安上の安心をのぞけば、日本社会からの差別や言語的にマイノリティになることの方が精神的にきついものだろう。かといって、彼らに(一部の)ユダヤ人のような強烈な「伝統継承」の意志は感じられない。難民で見たようにディアスポラの定義もまた、軟化し、多様なものとなっている。

では、現代、痩せた土地に残った人々はどうであろうか。一部の人間は、「残存者利益」に預かることもできるだろうが、それには条件がある。広大な土地を管理するだけの資本と能力である。この場合、残念ながら先祖代々の知恵はほとんど役に立たない。補助金などを獲得し、機械化、多角化をすすめるだけのリテラシーがものを言う。しかし、こうした人間は、近世以来、都市に住み、不在地主となってリテラシーに預けられない人間をこき使ってきた側だったのであろう。

結局、「そこ」に残ったものは、リテラシーから隔離されていたために、都市の安楽な生活の情報を持たないか、それを噂に聞いても、自分に備わった状況からあきらめてしまう人々であろう。私自身、ポルトガル北東部のミランダ語が本来分布していた地域をフィールドワークしていた時、地元の農民や牧夫に「字さえ読めたら、こんなところにはいないのに」と言われた。経済的状

況から、学校に満足に通えず、その是非はともかく、農村を捨てる自由の羽であるリテラシーから遠ざけられた人間の生の声であった。

かれらが自らを、自らの文脈で語る術を持たないサバルタンであることは間違いないが、それでは、こうした人間は、「選択がないため消去法で仕方なく残る」人々であって、経済的に困らないだけの富を約束するような特産品でもない限り、そこには積極的な理由は見つからない。さらに、近年日本列島で問題になっている「限界集落」のことば通り、コミュニティが瓦解するほどの過疎化圧力を受け、スペイン語やポルトガル語で「集落の砂漠化」と呼ぶ空洞状態の農村で、人的ネットワークも「ライフライン」と呼ばれるような基本的なインフラも崩壊してゆく中、リテラシーも満足でないまま貧苦にあおぐ姿は、近代における都市のゲットーの劣悪な環境と比肩できるような厳しさを味わっているのである。

こうしてみると、現代社会において「過去ディアスポラによって当事者が味わったような苦難」を、今最もじかに感じている人は、社会的、身体的、能力的制約によって都市に移住できず、貧しい農村地域に残らざるを得ない人間ではないだろうか。

「ディアスポラ」の逆転現象は、取りも直さず、土地への価値意識を中心に形成されてきたテリトリアリティの変質を一番「マージナル」の位置で示していると思われる。

5. 現代でもクレオールは生まれるか？・ピジンは媒介足りえるか？ ——言語接触の「フラット化」

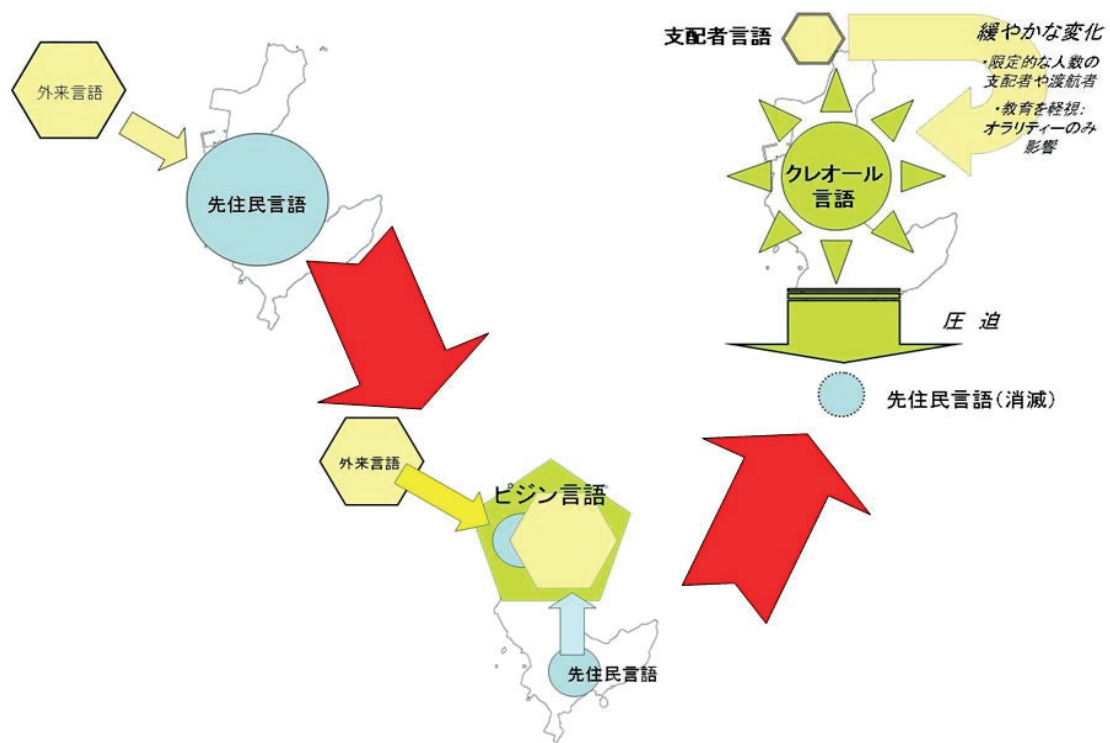
もう一つ、テリトリアリティによる「隔離」の壁が無くなることによって起こりうる事態についてみたい。

それは、ピジンとクレオールの問題である。特に、島嶼のような地理的に隔離された地域において、「文明」を背負っていることの多い外来言語が侵入すると、本来コミュニティで話されている言語では外来者との意思疎通が難しいので、外来者の話すことばの語彙や統語法などの言語形態を取り入れる形で、コミュニティ構成員の間で、媒介を果たすピジンが形成され、さらには、お互いの意思疎通が難しい場合、「リング・フランカ」として、近隣のコミュニティとのコミュニケーションにも広く用いられるようになる場合がある。これがピジンで、ニューギニア島をはじめ、太平洋の島嶼地域に広く分布する「ピジン英語」がその代表と言える。

一方、ピジン言語がコミュニティに定着し、ピジンの基層になったコミュニティで元々話されていた言語が消失し、単に、広域コミュニケーション用の媒介言語の立場から離れ、コミュニティを構成する人々の母語となったようなケースがクレオール言語で、ハイチ、マルティニークなどに分布する「カリブ海のフランス語系クレオール群」や、アフリカ・セネガルのベルデ岬沖に位置するカボ・ベルデ諸島の「カボ・ベルデのポルトガル語系クレオール」が著名である。その形成過程を模式化したものを【図1】に示す。

ピジンとクレオールの区別で注意しておかなければならないのは、媒介機能を持つはずのピジンと、母語になったクレオールとでは、前者の方が外来言語をもたらした側の基層語話者に分かりやすく、後者の方がわかりにくいのではないか、という先入観が得てして通用しないことである。例えば、「ピジン英語」は太平洋島嶼地域の生活文化、もう一方の基層語（住民の母語）の語彙に通暁していない限り、一般の英語話者には理解が難しい。他方、カリブ海のジャマイカ島で「ジャマイカン・クレオール」のように、一部のクレオール言語（または自らの言語は「クレオール」であると称する言語コミュニティがはなすことば）は、「外来言語」の母語話者にも比較的容易に理解できる場合がある。

また、英語を基層語とする場合、ピジンもクレオールも存在するが、フランス語を基層とする



【図1】近世～近代期におけるピジンとクレオールの形成過程(離島のケース)

場合、ピジン言語がほぼ皆無であることも注目すべきであろう。

クレオールということばは、もともとスペイン語の「クリオーリョ(クリオージョ) Criollo」という単語を語源としている。この語彙は、特に中南米がスペイン領であった 19 世紀まで、「中南米生まれのスペイン人非混血者(いわゆる白人)」を指すことばであった。中南米の独立運動家シモン=ボリバル Simón Bolívar (1783-1830 年) やサン=マルティン San Martín (1778-1850 年) の例を挙げるまでもなく、クリオーリョということばは、かなり初期から、他者からの軽蔑だけでなく、自らの誇りの拠り所となることばであった。これがフランス語に取り入れた時、「下賤な植民地人、そしてその訛り」という意味に転化した。これによって、「白人」だけでなく混血者及び彼らが話すことばもこの語彙の中に組み入れられたのだが、逆にいえば、フランス本国人の海外への文化的決別を示すことばでもある。クリオーリョには、スペイン本国と中南米の中間的響きが残るが、クレオールの方は、あくまで「フランス本国にある言語文化とは全くの別物」という含意が強い。マルティニーク出身のエメ=セゼール(1913-2008 年) やエドゥアール=グリッサン(1928 年-) がクレオールをハイブリッドな現代を先取りする先進性を負うものとして、他者からの軽蔑を自らの誇りに転化したのも、ようやく 20 世紀後半になってからである。

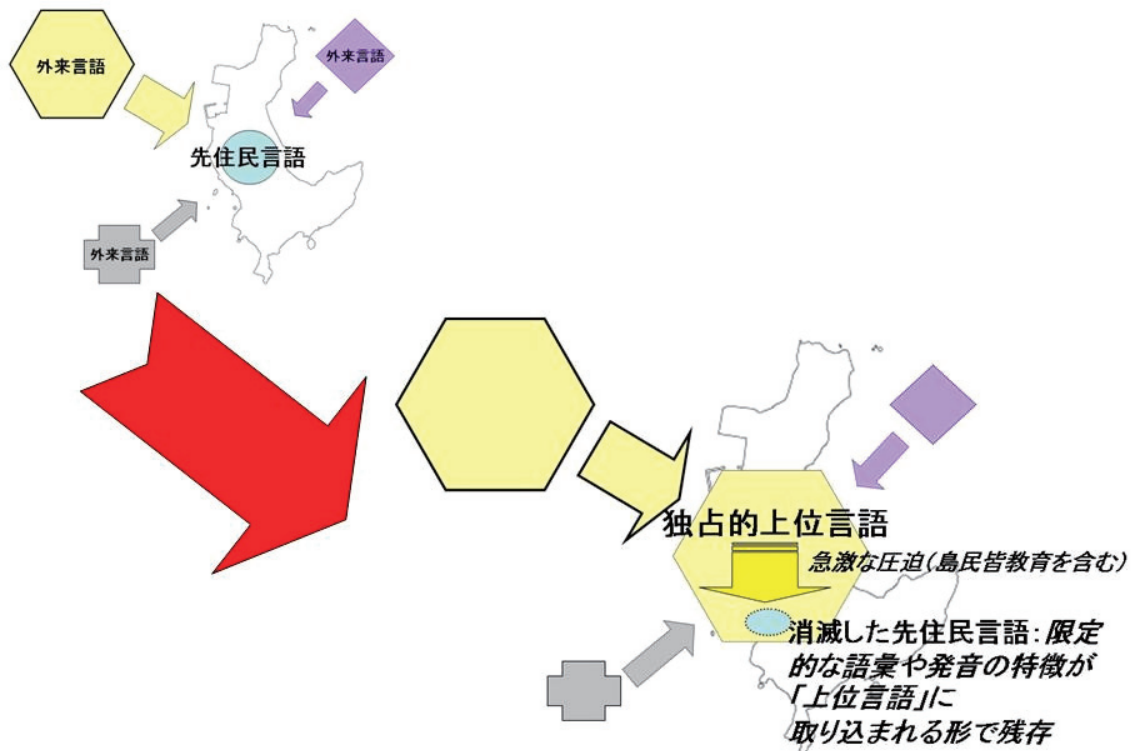
これを見ると、フランス語のまわりに、なぜ「ピジン」が無いのか、もしくは「無いことになっているのか」わかるのではない。フランス本国の母語話者が紡ぐ言語文化とは、それだけ教条主義的で、わずかでも「異形」を見せるよそ者を認めない。彼らにとって「中間」はなく、そうしたものは「間違ったフランス語」でしかない。こうしてみると、英語文化におけるピジンとクレオールと、フランス語文化におけるクレオールは、おのずから取り持つ意味範疇が違うことを意識しな

ればならないだろう⁸。

それでは、グローバル化が進む現代において、これまであるピジンやクレオールは今後ともその命脈を保っていけるのだろうか？ そして、近代に多く出現したこうした言語群は、今後とも発生を繰り返すのだろうか？

この2つの問いに対する答えは、【図 2】に示した通り、いずれも否定的なものにならざると得ない。

まず、すでに存在するピジンやクレオールについてであるが、これらの言語が発達した共通の特徴としては、その形成期に、分布地域の植民者以外の住民に対して、学校教育など公教育が付されなかった事が挙げられる。これは、外来言語をもたらした側である植民者の怠慢、もしくは、奴隷制度をはじめとした身体的、精神的虐待の一側面といえるが、他方、教育が無いからこそ画一的で硬直した、国民国家的な言語文化の普及が阻害されたとも捉えることができる。しかし、世界中至る所で初等教育が整備・制度化され、就学率が上がる中、幼少期より、規範性が確立された言語が選択され、その言語の「リテラシー」が教育の中心、基盤となる。こうなると、人間の自然な言語活動に任せた言語変化の種となるような口語文化、「オラリティ」のみの言語はますます居場所がなくなりつつある。特に、「文章語」としての性格から最も離れたところにあり、さらに、中途半端で粗野な言語としてレッテルを貼られたスティグマや継続的なトラウマが色濃く残る既存のピジンやクレオールは、存在し続けること、もしくは新たに発生することが最も困難になっている言語文化だといえよう。



【図2】現代における離島の言語変容の模式図

⁸ 伊藤正孝『ピアフラー飢餓で亡んだ国』(講談社、1984年)に、新谷のり子が歌った「フランシーヌの場合は」をフランス人ピアフラーの人道支援活動家に聞かせたところ、日本人の彼女やピアフラーに対する連帯の気持ちはわからぬでもないが、フランス語で歌う部分の歌詞が文法的に間違っていて聴くに耐えない」という反応が返ってきたことが述べられている。これなども「フランス語の狭さ」を顕した一例であろう。

さらに、クレオールに限って言えば、クレオールが成立するためには、上記で挙げた条件の他に、離島のような、人間の往来が限られた、試験管か坩堝のような閉塞した環境を必要とする場合が多い。こうした地域では、近代においては「放置されていること」が問題になっていたのに対し、現代社会では人間のモビリティが世界の隅々まで行き渡り、島民が容易に島の外側と交渉を持つようになり、また、島嶼へのエキゾチックな憧れから、規範言語を操る都会の観光客がマス＝ツーリズムに乗って大量にやってくるようになってきている。結果、オラリティとして生き残ることは至難になっており、音楽文化における限定的な可能性を除いては、セゼールやグリッサンのように、文学の中や、文字文化として教育プロセスの中に「安置」する他はない状況に追い込まれている。それは、オラリティとして存在してきたクレオールの文化的意義自体をも変容させるであろう。

一方、ピジンの方は、より広範な通用圏を持つ場合が多いが、しかし、ピジンの場合はその媒介性こそが存在意義であった。公教育の普及によってグローバル言語、とりわけ英語が普及し、英語でコミュニティ外部とのコミュニケーションが図られるようになると、一気に廃れてしまう危険性を帯びている。

むすびに変えて

EUによるEU域内における人の移動の自由の推進は、EU域内でのEU市民の人権はモバイルでポータブルな、持ち運びのできるものであるとの宣言でもある。しかし、世界がリキッド化している今日、人権は地域連合(EU)という壁の中のテリトリーの中のみでポータブルであってよいのだろうか？たとえば、欧州市民が世界中どこにいても、逆に、地球のどこを出自とする人もその出自にかかわらず欧州市民と同等の人権を持ち運びできることこそが、近年言われている「人間の安全保障」という理想とリキッド化社会という現実が調和するポイントではなからうか？ そうだとすれば、EUはその統合の範を世界中に示すために、外周と内部に厳然と残存するテリトリアリティという壁や垣根をできる限り取り払い、世界中に開かれた、開放系の社会構造を目指すべきではないかと思う。

さて、東アジアはどうだろうか？現在の東アジアは、帝国主義時代の国際関係論の教科書を丸暗記したような、テリトリアリティを前面に押し出した、単層的で国家主義的な国際関係に終始しており、目も当てられない。東アジア共同体や TPP といった議論もあるが、「モノの流通の自由」に関する議論止まりで、「人の移動の自由」に関しては、有り得ないこととして片付けられるか、表面では受け入れを表明しても、事実上は言語の違いを楯にして門前払いにしている。EUに比べて何周遅れているのかわからないほどだ。

東アジアは、ヨーロッパと同じく、世界の他地域よりはテリトリアリティが意識されやすい農耕社会であった。しかし、東アジアでは、ヨーロッパがすでに時代遅れとして廃棄しようとしている国民国家システムを模倣し始める 19 世紀以前は、あいまいな境界、すなわち「間地域」をはさみながら紛争を未然に回避する柔軟性を持っていた。今では、このような間地域には厳然と国境線が引かれ、それぞれの国家の辺境に成り下がっている。また、西洋が主導して始まったユネスコによる世界遺産の指定が、特にアジア地域において観光資源として経済的価値創造に大いに役立つことがわかると、観光地のテリトリアリティという新たな問題を引き起こしている。

一方、東アジアでは、コミュニケーションに関して、共通のリテラシーとして、オラリティと切り離された漢字を用いる漢文があった。アルファベットと比べて「規範の音声」を強制しない漢字は、オラリティの多様性を残すことと、ことばの権利をポータブルなものにすること(リテラシーとして漢文を知っていれば、京都の人間が長安の街頭にいきなり放り出されても筆談で用を足

すことができ、オラリティ＝話しことばとしての母語と相手の話しことばとの関係性に苦勞し、悩むことが少ない)の幸福な接点として、見直されていいかもしれない。本論の後半で、ピジン言語について論及したが、大幅な単純化が前提であるが、漢文は「ピジン・リテラシー」としてコミュニケーションの媒介・ハブになる可能性を持っているのではないか。

東アジアとヨーロッパが、お互いにソリッドなテリトリアリティに引きずられた過去があればこそ、社会が液状化し、属地主義では対応できなくなっている現状にどのように対応すれば良いのか、今後とも双方向の議論が必要になるであろう。

なお、本論は、2010年10月29日開催、神戸大学国際文化科学研究科異文化研究交流センター (IREC) 2010年度プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存とEU」研究セミナーにおける寺尾発表「EUにおける少数言語保全と『人の移動の自由』原則」、2011年2月5日開催、日本比較文明学会第90回例会における寺尾発表「グローバリズムの進行とテリトリアリティ(属地/領域性)の無謬化?—壁のこわれた世界は「近代的常識」を破綻させるのか?」(IREC共催、於・神戸大学大学院国際文化科学研究科)、2011年3月5日開催、「神戸大学ブリュッセルオフィス オープニング記念シンポジウム『日欧教育研究連携の新時代』」プログラムの一部「欧州統合における文化の役割」における寺尾発表 “Freedom of movement and conservation of the diversity of the culture: The principle of territoriality vs. the principle of personality” の内容をベースに、会場での発表に対するコメント等を参照して書き直したものである。それぞれの発表において貴重なコメントをくださった方々に心より謝意を記す。

【参考文献】

- アジェージュ(2004=2000)『絶滅していく言語を救うために—ことばの死とその再生』白水社
- カルヴェ(2006=1974)『言語学と植民地主義—ことば喰い小論』三元社
- 木村護郎クリストフ、渡辺克義[編] (2009)『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社
- クルマス(1993)『ことばの経済学』大修館書店
- 寺尾智史(2007a)「ミランダ語の成立—「単一言語国家」とされたポルトガルで認知された言語」『多言語社会研究会 年報』3号:120-133.
- (2007b)「言語観の日欧比較文明論」比較文明学会『比較文明』23:205-222.
- (2008a)「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの—生き残りの可能性とその意味をめぐって」『社会言語学』VIII:41-59.
- (2008b)「ポルトガルの少数言語ミランダ語—その特徴と保全の現状」月刊『言語』2008年7月号:90-96.
- (2009)「イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」とCEFR(ヨーロッパ言語参照枠)の弱小少数言語保全への適用可能性」神戸大学大学院国際文化科学研究科異文化研究交流センター研究報告書『多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究』1-22.
- (2010a)「少数言語と教育—他律性が強いイベリアの弱小少数言語を起点に」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『多言語状況の比較研究・第5回研究会記録報告本体』1-30. (<http://sites.google.com/site/aamultilingualism/cicle5>)
- (2010b)「少数言語保全と言語記述の複数性—表記のゆれか、多様性のあらわれか」神戸大学大学院国際文化科学研究科異文化研究交流センター研究報告書『ヨーロッパにおける多民族共存:多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ』23-40.
- バウマン(2001=2000)『リキッド・モダニティー—液状化する社会』大月書店

- バッジオーニ(2006=1992)『ヨーロッパの言語と国民』筑摩書房
- 山本真弓[編著]、臼井裕之、木村護郎クリストフ[著](2004)『言語的近代を超えて』明石書店
- Arvanitopoulos, Constantine. (Ed.) *Turkey's Accession to the European Union: an unusual candidacy*. Springer:Berlin, 2009.
- Lazzarato, Maurizio. *Le gouvernement des inégalités : Critique de l'insécurité néolibérale*. Éditions Amsterdam:Paris, 2008.
- Terao, Satoshi. "Researching Minority Languages in the Globalism Era: As the Mirror of our own Communication Circumstance", *Research Arena* Vol.2 No.2. Kobe University, 2009.
- . "Mirandese as an Endangered Language", *Journal of International Studies* No.35. Kobe University, 2010.
- Todd, Emanuel. *Après la démocratie*. Gallimard:Paris, 2008.

学校の設立から見るフランスのマイノリティ

——地域マイノリティと移民マイノリティ

松井真之介

はじめに

フランスにはマイノリティ（フランス語ではミノリテ *minorité*）というものが存在しないと言われていた。しかし、それは国家成立の理念にてらした上の公的な見方であり、実際他の国でマイノリティとされているような集団はもちろん存在している。目下メディアにもっともよく取り上げられている移民は、マイノリティで「ありうる」。国民国家形成の過程で少数言語となった国内各地域の諸言語を話す人々もまた、マイノリティで「ありうる」。また例えばユダヤ人などは、典型的な宗教マイノリティであると「みられる」。

絶対的にマイノリティで「ある」わけではない。例えば、フランス国籍を持ち、フランス語を母語とし、フランスの社会文化を自身のアイデンティティだと規定している者がいるとする。そのような者をマイノリティとは規定しにくい。しかし、そのような者が移民やその子孫であったり、地域言語も話す者であったりする。そうすると、フランスの社会からは暗にマイノリティであるとみなされるし、そのような点で自分をマイノリティであると規定しうる。前段で「ありうる」、「みられる」と、しつこく語尾に括弧をつけ、直接的に断定しなかったのはそのような理由からである。マイノリティであるかどうかは、「少数派」という言葉の意味からもわかるように、「多数派」に対する規定である。そしてそれは、その個人の属性が社会からどう見られているかという客体的な規定と、自分で自分に特別な属性を課しているかという主体的な規定に分かれる。

今回取り上げるマイノリティの「学校」というものは、そのうちの主体的な規定にあたるものであろう。地域語、民族語、宗教など、マイノリティである表象を自ら前面に押し出して自主的に学校を立てているからである。しかし、学校の設立状況はマイノリティによってその状況は大きく違ってくる。特に、学校設立という点では同じ言語マイノリティとして区分されるであろう地域マイノリティと移民マイノリティでは、その活動の活発さが全く異なる。地域マイノリティが各地域語の自主教育学校をたくさん設立しているのに対して、移民マイノリティは皆無に等しい状況である。

マイノリティの表象を押し出した学校を自主的に建てることは可能であるはずなのに、地域マイノリティと移民マイノリティの間で学校の設立に関して差があるのはなぜだろうか。そして、特に移民マイノリティの側に学校設立の目立った動きがないのはなぜだろうか。そして今後、地域マイノリティと移民マイノリティがお互いに協働するということは考えられないのだろうか。本報告はこれらの問題意識から出発している試論である。

本論では、まずフランスの教育の中でも、特に私立学校の地位や現状について簡単に状況を把握し、マイノリティを含む「中間集団」を中心にフランスの公共概念を概観する。その中でフランスの公共概念を象徴する例として、フランス国家による地域（郷党）、民族といった中間集団への対応を取り上げる。そして、地域マイノリティの学校としてブレイス語（ブルトン語）の学校「ディワン」（*Diwan*）を、移民マイノリティの学校としてアルメニア学校を事例として検討する。最後に他の移民マイノリティの学校について触れた後、

地域マイノリティの学校と移民マイノリティの学校の相違点を照射する。

1. フランスの私立学校の特徴

フランスにおいて、言語マイノリティがその言語を子弟に学習させようとする、公立学校の選択科目か、私立学校の設立という形をとる。しかし移民マイノリティは、領域性（テリトリアリティ）の原則により公立学校の選択科目になっているかどうかは、その学校によるため、学校教育の中でその言語を確実に教育しようとする、ほぼ私立学校を設立するという形しかとりえない。なので、ここでは私立学校を中心に検討し、特にどのような特徴があるのか簡単に振り返ってみたい。

フランスにおいて、全学校数に対する私立学校の割合は小学校 13.7%、中学校 26.6%であり、平均して 18%程度である¹。この数は平均して 10%前後しかない隣国ドイツやイギリスに比べて多い²。しかしその 18%のうち、実に 95%が教会や修道院経営のカトリック系私立学校であるといわれている³。残りはユダヤ人学校⁴やプロテスタント系の学校など同じく宗教系私立学校であり、その他はフレネ学校など独自の教育論や教育方針を理念とし、ユニークなカリキュラムを使って教育する学校がわずかに存在する程度である。つまり、フランスにおいて歴史的に私立学校の役割というものは、多種多様な教育を保障するというよりも、むしろ厳格な政教分離に基づいた公立学校が実施することのできない宗教教育を補完するという面が大きいと考えられる。私立学校といえは宗教系、しかもほぼカトリック系の学校であり、経営団体に関してはヴァラエティが少ないのが特徴である。

次に、公的補助の多さが特徴としてあげられる。これは日本の平均的な私立学校の半額以下という安価な学費に如実に反映されている。そして、公的補助の分で行われる教育は、国民教育省のプログラムが厳格に適用され、それにしたがって行われる。公的補助が多ければ多いほど、必然的に国家の介入する割合が大きいことを意味する。フランスは私立学校といえども、国家の影響力が非常に強く、また影響力を強めようとしていることがわかるだろう。

では、なぜフランスは、このように私立学校に影響力を行使しようとするのであろうか。そこにはフランスにおける公共概念が大きく関わってくる。次節では「中間集団」を中心に、フランスにおける公共概念について概観する。

2. フランスにおける公共概念——「中間集団」を中心に

現在のフランスにおける公共概念の成立は 1789 年の大革命まで遡る。ここで打ち出された「自由・平等・友愛」（Liberté, Egalité, Fraternité）という理念の下、フランス国民は宗教、文化、民族などのいかなる属性にも関係なく、法の下において平等であり、その主権に参加する成員は個に還元された。そしてその個は、孤立し、普遍的で、他者と類似し

¹ 園山大祐「フランスにおける私学の役割機能変遷にみる世俗化現象—私学選択にみる学歴志向の浸透を視点として—」『フランス教育学会紀要』第 12 号、2000 年、p.60。

² 下條美智彦『ヨーロッパの教育現場から——イギリス、フランス、ドイツの義務教育事情』春風社、2003 年、p.134。

³ 園山、前掲論文、p.60。

⁴ 「ユダヤ人学校」と一般に呼ばれ、また実際そうであるが、ここは民族学校というより、「ユダヤ教を」教える学校としての目的が大きいため、宗教系私立学校として考えたほうが妥当である。

た個人であり、そのみがフランスが承認する市民のあり方である。フランス国家も同様に、特定の宗教などあらゆる属性によって分けられることのない「一にして不可分の共和国」であるとされた。そしてそれは、いっさいの属性や所属を捨象され、法の下に平等な抽象化・原子化した個人と、単一不可分の国家との契約関係によって成り立つ⁵。これがフランスの公共概念を二世紀以上支えている共和主義の理念である。もっと単純化して言うと、フランスにおいては「個人」と「国家」のみが公的に認められているといえるだろう。

もちろんフランスにも民族、宗教、郷党（バスク、コルシカ、アルザスなど）、社団（ギルド）など、個人と国家以外の間の属性で、他国では自明の公共概念として存在する共同体、中間集団が現実存在するのは言うまでもない。しかし先ほど確認したとおり、フランスという国は大革命以来「個人」と「国家」の契約というラディカルな関係のみで成り立っているということが前提であるため、これらの中間集団は公的空間では否定され、力を持ち得ないことになっている。フランスではマイノリティ（ミノリテ）が原理的には存在し得ないというのはこのような理由からである。また、それら共同体や中間集団が力を持ったり、その存在を顕示したりすることを、フランス独特の用語でコミュニタリアズム（共同体主義、communitarisme）と言うが、同じ「共同体主義」でも英語のコミュニタリアニズム（communitarianism）⁶とは違い、閉鎖的エスノセントリズムを想起させる否定的な意味合いを持つ。

では、なぜフランスは公的空間において中間集団を頑なに否定しなければならなかったのだろうか。それはアンシャン・レジーム以来のカトリック勢力排除の歴史につながる。

1789年以降のフランス革命は一般的に脱王権の市民革命として知られているが、同時に王権の支柱となっていたカトリック教会からの権力奪取の市民革命でもあった。アンシャン・レジーム下のフランスにおいてカトリック教会は、精神世界だけでなく世俗世界の支配機構でもあった⁷。王権との関係では、文化・行政の両面で絶対王政を支える存在であり、かつ教育をはじめとして民衆の日常生活を管理する、臣民統合の要であった。それゆえに、大革命では王権とともにカトリック教会を撲滅するか、新しい国家の下あるいは外におき、その権力を完全に奪う必要があった。大革命によってカトリック教会は撲滅こそされなかったものの、世俗的な支配機構を剥奪され、国家に管理される存在となった⁸。その後共和派と王党派のヘゲモニー闘争が続くが、王党派が政権を握るたびにそれと結びついたカトリック教会も影響力を増すことになる。

そうして革命から百年以上経った1905年の政教分離法によって、ようやく国家からのカトリック勢力排除が一応の完成をみる。この法律によって国家や地方公共団体の宗教予算は全面的に廃止され、教会財産の管理と教会組織の運営は信徒会に委ねられることになった。また聖職者の政治活動は禁止され、宗教的祭祀の公的性格も剥奪された。

そして教育の分野においても、フランスはカトリック勢力を排除するのに非常な苦労を強いられた。革命前までカトリック教会が独占していた公教育の展開も大革命の課題の一

⁵ 実際、1958年制定の第五共和国憲法においても、その第1条（旧第2条第1項）において、「フランスは、不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出自、人種または宗教による区別なしに、すべての市民の法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する」と規定されている。

⁶ この言葉はリベラリズムの対立概念であり、抽象的な個人の自由を問題にするリベラリズムに対し、個人が帰属する共同体の文化的負荷を重視する立場にある。

⁷ カトリック教会は国教として王権と一体化しており、教区教会は住民の出生、結婚、埋葬などに伴う祭祀業務のみならず、戸籍業務も一手に管理していた。教育、福祉、医療などの業務も教会が担っていた。

⁸ 具体的には大部分の修道院の解体、教会財産の国有化、教区の統廃合、鐘楼の徴用などのほか、聖職者に代わって公務員化された上に還俗と妻帯の強要までなされることとなった。民衆の日常生活に関することとしてはグレゴリウス暦の廃止（共和暦の採用）、宗教的地名の改変などを行なった。

つであったことは言うまでもない⁹。しかし、教育の分野においては革命政府の意見が一致せず、革命後もカトリック教会による教育の独占は続いた。

この状況がドラスティックに変わるのが 1880 年代であった。まず 1881 年から 82 年にかけて、ジュール・フェリー教育相によって教育改革と法律の制定が行なわれ、ここで初等教育の義務制・無償制・非宗教性（ライシテ）¹⁰が確立される。聖職者は、教員免許状を持たないかぎり公立学校で教えることはできなくなり、宗教教育は禁止され¹¹、教師たちは「共和国の司祭」としての役割を期待された。新しい教師たちには「国語（フランス語）を普及し、『単一にして不可分な共和国』のための前提条件を満たすこと、ついで聖史にかわる国史（フランス史）や地理の授業をとおして祖国の観念を養い、共和主義的公民の教化をはかること、そして理科や算数の学習によって「迷信」を払拭し、科学的世界観に導くことが求められた」¹²のである。1886 年には初等教育組織法（ゴブレ法）が成立し、それまでコミューヌ（地方公共団体）によっていた教育内容や資金、組織運営などを一括して国家が引き受けることとなり、ここで国家の教育独占がようやく完成する¹³。教育分野も政治分野と同じく、カトリック教会の影響から脱却するのに百年近く要したのである。

一方、教育の分野から追われた側となるカトリック教会はどうか。彼らは修道院が支援する私立学校を拠点として粘り強く生き残りをはかった。フェリー教育改革の時代や政教分離法の時代に修道院が攻撃され、学校も解散させられたりもしたが、聖職者が実質運営しながらも私立世俗校の形式で認可を受けたりして、その後も存続し続けることとなる。それが現在私立校の 95%程度も占めるといわれるカトリック系の学校である。

最後に、カトリック以外の宗教について、断片的であるが確認しておきたい。1792 年の立法議会では、「市民」の資格はいつさいの宗教信仰に左右されずに認められるとされ、フランス国内のプロテスタント（ユグノー）やユダヤ教徒が、他と区別されない共和国臣民となった。その後ヴィシー政府によるユダヤ人迫害が一時期あったにせよ、これは現在でもフランス共和国の理念として守り続けられてきている。

このようにフランスは、カトリック教会の影響力を国家という公的空間から除外して非公的存在とする一方、カトリックではない信条を持つゆえに公的な制限を受けていた者を公的存在とすることで、宗教そのものを、国家に権力を行使することのできない、非公的な存在とした。この状態をフランス特有の用語で「ライシテ」という。フランスの公的空間における中間集団の否定は、宗教に限っていえばこのライシテの貫徹にあるといえる。フランスがライシテの貫徹に異常に執着するのは、国家がカトリック教会から権力を奪取するのに百年以上もかかり、想像以上の困難をきわめたこと、そして国家が少しでも注意を怠ると、カトリック権力がさながら「国家内国家」として市民に権力を行使する危険性がこれまで何度もあったからである。本論の趣旨に即して言うと、宗教に限らず、国家以外に市民に権力を行使しうる中間集団は国家にとって脅威とみなされ、排除すべき存在とされたのである。コミュニタリズムの否定がまさにそうである。そしていわゆる「スカー

⁹ 1791 年の憲法においても「すべての市民に、共通で不可欠部分の無償公教育を組織し創設する」ことを明文化しており、共和制の当初から公教育によって共和国を担う市民を育成することが期待されていた。

¹⁰ laïcité。「世俗性」とも訳される。

¹¹ その代わり 1882 年の法律によって、家庭で宗教教育を行えるように毎週木曜日を学校休業日とした。それは現在水曜日になっている。

¹² 福井憲彦編『フランス史』山川出版社、2003 年、p.360。

¹³ この背景には、世界に先駆けて人口問題に悩み、かつ帝国主義的植民地政策を推し進めるため、国民のみならず在仏移民子弟も一律にフランス化させて早急に「フランス人を作り」、富国強兵策を進める必要があったということのほかにも、国家の基盤強化のために、教員をコミューヌや教会から解放すること、産業革命に端を発する労働児童を黙認あるいは推奨している親に強制介入すること、諸々のイデオロギーに対して国家に連帯する国民を創設することなど、複雑な事情があった。cf. フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009 年、p.57。

フ問題」「ブルカ禁止法」¹⁴などは公的空間におけるライセンス適用の問題であり、かつコミュニティに繋がらうる移民問題でもあるという、複合的なものであるといえる。これが国家の構成要素を「国家」と「個人」の二つのみに還元したフランスの公共概念の一つの姿である。

3. 中間集団への対応——地域（郷党）、民族を例に

次に、宗教以外の中間集団の動きに対して、フランスはどのような対応をとってきたのかをみてみたい。そのよい例として、地域マイノリティに関しては1970年代以降に起こった地域語運動、民族・移民マイノリティに関しては教育優先地域（ZEP）の導入問題から検討することができる。まず地域語運動に関してであるが、ここでは現在「地域語」（*langues régionales*）と呼ばれる言語が国家によってどのような呼び名をつけられたかを中心に分析する。

フランスは大革命後、パリ地方の一部でしか話されていなかったフランス語をフランス唯一の公用語であるとし、これを国民統合のツールとした。そうしてフランスの領土に存在するさまざまな非フランス語は最初「パトワ」（俚言、なまり *patois*）と呼ばれ、差別と排除の対象となった。それは特に学校教育の場で顕著であり、敵国の言語に近い、または同一のものとみなされた場合には苛烈な弾圧がなされた。そして第二次大戦後間もない1951年、ディクソンヌ（*Deixonne*）法によって地域語は部分的に復権する。同法によって、ブルトン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語の4言語が「地方言語・方言」（*langues et dialectes locaux*）とされ、限定的ながら学校教育に導入することを許可された¹⁵。これらの言語はまた「地方話」（*parlers locaux*）とも呼ばれていた。そして1960年代にヨーロッパで起こったエスニック・リヴァイヴァルという地域主義運動の流れで、1960年代後半からフランスでも地域語の復権・教育拡大運動が起こる。その結果、漸次的に地域語教育が認められるようになった¹⁶。この流れの中で、「地方言語・方言」は一時期「少数言語」（*langues minoritaires*）とされながらも、最終的に地域語（*langues régionales*）と記されるようになる。

ここで、パトワ→地方言語・方言（または地方話）→（少数言語）→地域語という呼び名の変遷と、地域語の教育・権利拡大が一致していることに注目する必要がある。「パトワ」は蔑称に近く、パトワと呼ばれた時代には実際に差別待遇を受けてきた。また、ディクソンヌ法時代の「地方言語・方言」という呼び名には、言語（*langue*）と方言（*dialecte*）という序列があらわれている。そして地方（*local*）も中央（*centre*）に対置される。その後、方言という呼び名が消えるが、少数（*minorité*）という言葉があらわれ、これには多数（*majorité*）が対置される。いずれも「フランスであること」以外の何か特殊なものをイメ

¹⁴ 2010年9月14日に議会で可決された。2011年春より施行される予定。ブルカとはイスラム女性が着用する、全身を覆う衣装のことである。罰則として、公共の場でブルカやニカブなど顔を覆う服装をした場合は罰金150ユーロ、女性にブルカなどの着用を強要した者に対しては禁固1年または罰金30,000ユーロが科されることとなった。

¹⁵ 敵国であったイタリアやドイツの方言とみなされたコルシカ語やアルザス語はこのときには含まれなかった。この法は地方言語の教育導入を「妨げない」という程度であり、人員や資金の援助など、積極的な施策はなされなかった。

¹⁶ バカローアへの導入（1970年）、コルシカ語の地域語認定（1974年）、2度にわたる教育機会の拡大（1975年のアビ法と1982年のサヴァリ通達）、認定地域語の拡大（1988年）、教育基本法への地域語教育の明記（1989年、ジョスパン法）など。この一連の流れに関しては、坂井一成「現代フランスにおける地域語教育政策と政治変動」『フランス教育学会紀要』第12号、2000年に詳しい。

ージさせる言葉がつけられていた。しかし最終的に選ばれた「地域語」(langues régionales)においては、方言でもなく、中央対地方の序列も持たない、フランス国内に普遍的に存在する「地域」(région)という言葉が形容詞として選ばれたのである。つまりフランスは、共和国の分裂を招きかねない地域語の権利・教育拡大運動に対し、『「地域語」という名称を用いることで、どの地域にも存在する固有言語をも容れるかのような意味拡張を行」¹⁷ってきたのである。そして、フランス国家からは特殊にみえるものを半ば無理矢理普遍的タームに置き換え、フランスの「平等」やコミュニタリズム否定の理念に抵触しないように施策をしていくという対応を取ってきたのである。

次に、民族・移民マイノリティへの対応であるが、その一例を、教育優先地域(ZEP)の選定に見ることができる。ZEPは1960年以降急激に増加した移民や外国人子弟の、教育現場における学習困難や非行を解決することを大きな課題の一つとして、ミッテラン新政権のもと1982年にスタートした。ZEPに指定された地域の教育機関には、一般に比べて平均2.7倍の予算が国家から配分され、物件費のほか教育エージェントの増員のための人件費にあてることができる。そうしてその地域や学校の独自プロジェクトを立ち上げ、遂行する手順になっている。これは、当時すでに顕在化していた郊外の移民問題¹⁸を根本的に解決できる教育政策として期待された。

ここで注目したいのは、ZEPで指定される地域と対象の選定の仕方である。それは明らかに郊外の移民・外国人子弟の学習困難・非行問題を念頭に置いていたにもかかわらず、地域は単に「問題地域」(quartier difficile)などという言い方がなされ、対象は「恵まれない状況にある階級」(classes défavorisées)の子どもとされた。つまり、想定している具体的な選定対象をやはり普遍的タームに置き換えて処理しようというのである。もちろん課題となっていた地域はZEPの対象になることが多かった。しかしその条件に照らすと、外国人子弟の少ないコルシカやブルターニュなどの農村地帯まで対象となり、そちらもZEPに選ばれることとなった。そうして結果的に問題が希釈されてしまったのである。結局ここでも中間集団と目される「移民」「外国人」やエスニシティのタームは不自然なほどに避けられているのである。

以上、宗教、民族、地域(郷党)などの中間集団に対する国家の対応、特に教育における例をみてきたが、ここでわかるのは、フランス国家が理想とする「国家」と「個人」の関係をつくる学校という環境に、「個人」をとりまく「民族」や「宗教」、「地域」などの中間集団が介入してくると、一律して無視や否定するか、あるいは個々の特殊性を普遍化して核心をぼかしてしまう問題があることがわかる。また、フランスは「私的な、個人的な」多様性に寛容だが、「公的な、社会的な」多様性に不寛容であるために、現実起こっている中間集団の問題対処に対して有効な策を取れないことが多いといえる。そしてこのようなフランスの公共概念が私立学校のヴァラエティの少なさに反映していることは想像に難くないだろう。

では、中間集団に対する以上のような環境の中で、地域マイノリティの学校というものはどのようなものがあり、どのような活動をしているのだろうか。

¹⁷ 宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年、p.66。

¹⁸ 1981年のリヨン郊外の移民集住地区レ・マンゲット(Le Minguettes)ではじまり、マルセイユやアヴィニョンにも飛び火した暴動に象徴される。

4. 地域マイノリティの学校

——ブレイス語自主教育学校「ディワン」の取り組み

フランスの地域マイノリティとは、一言で言えば、すなわち地域語話者であるといえるだろう。地域語にはどのようなものがあるかは、どこまでを地域語とみなし、どこまでをある地域語のヴァリエント（変種）もしくは下位区分とするか、などによって変わってくる。たとえば南仏のニースで話されている言葉をニース語として独立させて扱うか、オクシタン語の一方言として扱うかといった問題である。

ここではその細かい区分については扱わないが、大まかに言って、ブルターニュ地方のブレイス語（ブルトン語、ブルターニュ語）、アルザス地方のエルザス語（アルザス語）、フランス・バスク地方のエウシカラ語（バスク語）、フランス南部一帯に広がるオクシタン語（オック[諸]語、あるいはプロヴァンス語など）、フランス南西部のルシヨン地方のカタラン語（カタルーニャ語）、コルシカ島のコルソウ語（コルス語、コルシカ語）あたりが比較的多くの話者を持つ地域語とされている。ちなみに、ここで挙げたすべての言語にカッコつきの呼称がついているのは、その言語を誰が、どの立場から呼んでいるのかによって言語の呼称も変わってくるためである。

地域語は 3 節でみたとおり、革命以後は抑圧と権利獲得の歴史をたどっている。そうして 60 年代から 70 年代にかけて地域語復権運動が全盛を迎えるが、その一環として我々が注目したいのは、地域語教育の分野である。地域語復権運動においては、他にもラジオ、テレビ、新聞、雑誌などのメディアでの積極的使用や独自の地域メディアの設立、例えば街路表示における二言語表示看板の設置などの成果を挙げているが、教育はそのなかでも特に成果を挙げている。というのも、地域語復権運動において唯一国家からの譲歩を勝ちとった領域であるからだ。また、国家による抑圧の結果、地域や特に家庭での言語継承が不可能になりつつある現在¹⁹、多くの地域マイノリティが学校教育での言語継承に期待をかけていることが大きな要因であろう。

地域語教育における最大の成果と言えるのは、1959 年にスペインのバスク地方で始まったエウシカラ語教育運動に刺激された地域語の自主教育運動である。そうしてフランスでは、その 10 年後の 1969 年にはじめてエウシカラ語の自主教育学校「イカシトラ」(Ikastola) が設立され、それ以降各地域語の運動団体によりカタラン語の教育機関「ブレッソーラ」(Bressola) (1976 年)、ブレイス語の自主教育学校「ディワン」(Diwan) (1977 年)、オクシタン語の自主教育学校「カランドレータ」(Calandreta) (1979 年)のほか、コルソウ語の「スコーラ・コルサ」、そしてエルザス語もその言語での教育を施す学校を次々と設立している。ここでは事例として、ブレイス語のディワンをとりあげてみたい。

○ディワンの取り組み

ブレイス語話者は地域語話者の中でも、エウシカラ語話者とともに教育運動に熱心である。その運動の中心であるブレイス語の自主教育学校である私立学校「ディワン」は、1977 年に初の幼稚園課程を創設した。その当時は生徒 5 人と教師 1 人という非常に小さい組織

¹⁹ 鶴巻はブレイス語の家庭内の伝達率は 1999 年の時点で 3% という Le Boëté の報告を紹介している。cf. 鶴巻泉子「少数言語と『新しい地域主義』をめぐって——ブレイス語の場合」『言語文化研究叢書』第 9 号、2010 年、p.178。

であった²⁰。それが 2010 年の時点では幼稚園課程からリセ（日本の高校にあたる）まで計 3,361 人の生徒、教員を含む 341 人の職員で、小学校 41 校、コレージュ（日本の中学校にあたる）6 校、リセ 1 校という大規模な組織となっている²¹。そしてそれらはブルターニュ地方のほぼ全域に存在している。

ディワンの特徴として、私立学校であるにもかかわらず公教育と同様の「無償、平等、非宗教」を原則としている。そして特に無償性であることを維持するために、補助金獲得のための国家との契約——単純契約（*contrat simple*）と協同契約（*contrat d'association*）²²——や、企業への資金援助の請願を積極的に行っている。

ディワンの教育の一番の特徴は「イマージョン教育」といわれるバイリンガル教育である。これは、全授業を生徒が普段使用していない言語でのみ行い、母語以外の言語能力を高める教授法である。ディワンでは 6 歳までは授業を全部ブレイス語のみで行い、それ以降学年が上がるにつれて徐々にフランス語を導入していく。そうして 10 歳の時点でフランス語とブレイス語の能力が同等になるようにカリキュラムを作っている²³。そしてその成果は言語のみならず、全国学力審査やバカロレアにおける高い成功率からわかるように生徒の学力そのものを向上させているという。

○ディワンの公教育組み入れ問題

ディワンは私立学校でありながら、設立当初からその教育が公教育へ組み入れられることを謳い、要求し続けていた。また従来の公教育に関しても、ディワンはその地域のすべての教育機関で、ブレイス語による教育が当然行われるべきであるといい、公教育の側の刷新も要求し続けていた。

そのような環境の中で、1981 年 5 月 4 日、大統領選挙運動中のフランソワ・ミッテランはディワンにとって非常に歓迎すべきマニフェストを発表した。それは、自身が政権を握った際には、教育政策刷新によって公教育組み入れが可能になり、独自教育のための例外規定を設けることも可能になるだろうといったものであった。そしてディワンは 1982 年 6 月、公教育組み入れを要求する集会をカンペールで開催し、5,000 人を集めた。その結果、同年 11 月にレンヌ大学区本部より「ブルターニュにおける地域語・文化教育拡大発展のための計画」が提示された。それはディワンの公教育組み入れを意図したものではなかったが、ディワンと並行して公教育でバイリンガル学級を設ける方針が示された。

1983 年 2 月にはレンヌ大学区とディワン代表の合意協約が初めて締結され、ここでディワンの公教育組み入れを改めて検討することが明記されるも、その後組み入れに関する進

²⁰ ブルターニュ歴史協会（Maison de l'Histoire de la Bretagne）のウェブサイト http://histoire-bretagne.pagesperso-orange.fr/Fichiers%20HTML/chronologie_princ_8.htm（2011 年 2 月 22 日確認）より。

²¹ ディワン協会のウェブサイト <http://www.diwanbreizh.org/sections.php4?op=viewarticle&artid=25>（2011 年 2 月 22 日確認）より。

²² 国家が定める学校運営基準を満たせば、フランス語、算数など国民教育プログラムの教科を担当する教師の派遣が受けられることと、彼らの給与と社会保険を国民教育省の予算から出すこと、そして学校運営に関する補助金の供与が受けられるというものである。単純契約より協同契約の方が基準が厳しいが、その分国家からの補助も多く受けられる。単純契約は初等教育のみに適用され、学習指導要領の 80% を履行していれば、国民教育プログラムを担当する教員の給与を国が負担するという契約である。学校運営費や設備費、独自教育担当教員の給与、その他の費用は学校独自で賄わなければならない。協同契約は公教育と同じ授業時間数と必須科目を擁していれば、国民教育プログラム担当の教員の給与を国が全て負担し、学校運営費や教員以外の職員雇用にかかる費用の 65% を国から、11.4% を地方自治体から助成されるというものである。cf. 長井明日香「フランス地域語教育政策の両義性—ディワン学校公教育組み入れ問題より」『青山国際コミュニケーション研究』第 6 号、2002 年、p.42。

²³ ディワン協会のウェブサイト <http://www.diwanbreizh.org/sections.php4?op=listarticles&secid=1>（2011 年 2 月 22 日確認）および、長井、同論文、p.33 より。

展は遅々として進まなかった。それから 20 年近く経った 2001 年 5 月によく「公教育への移行にかかる協定書」がディワン代表と当時の国民教育相ラングの間で調印されるに至る²⁴。しかしこの動きも複数の政治家や教育関係者の反発を招き、結局頓挫した。

それらの意見を大まかにまとめると、「地域語教育の意義は認めるが、公教育組み入れには反対する」というものであった。公教育組み入れに反対する理由としては、各人の地域語学校へのアクセス平等性の問題——例えば、イマージョン教育のために、地域語非話者の中途入学が困難になる——と、共和国の分裂への懸念という問題が取り上げられた。

ここでもやはりコミュニタリズムが問題となったのである。

5. 移民マイノリティの学校——アルメニア学校を例に

では、移民マイノリティの学校はどのような状況であるのだろうか。先ほど見たように、地域語学校においてすら最終的にコミュニタリズムが問題になっている以上、移民の出身別の民族学校というものは原理的に不可能であろう。しかし、フランスにはアルメニア学校という、コミュニタリズムを想起させる学校が 8 校も存在する。それはなぜ存在しうるのだろうか。またどうやって存在しうるのだろうか。

まずフランスのアルメニア系住民について簡単に説明しておこう。フランスには、35 万人から 40 万人のアルメニア系フランス人がいるといわれている。その内訳は 1915 年のオスマン帝国による大虐殺を逃れた避難民の子孫が一番多いが、戦後の中東—トルコ、イスラエル、レバノン、イランなどにおける政変からの避難民、そしてソ連崩壊のあおりを受けて旧ソ連諸国、特にアルメニア共和国からフランスへ移住してきたアルメニア人とその子孫と、さまざまである。しかし数百万単位で存在するというマグレブ系移民などに比べれば、集団としてはそれほど多くないといえよう。

次に、フランスのアルメニア学校を概観してみるが、これは 1980 年以前に建てられた学校かそれ以後に建てられた学校かで大きく 2 つに分けることができる。本論では「共和国の学校」としてフランスの国民教育を施し、なおかつ「コミュニティの学校」としてアルメニア語やアルメニア文化の教育を施すという形をとる 1980 年以降に建てられた学校を取り上げる²⁵。

1970 年代後半、地域語学校運動と連動する形で、アルメニア人コミュニティでもアルメニア語を学校教育の中で教える自主教育学校の運動が高まった。そして 1980 年 9 月、マルセイユにフランスで最初の「アルメニア人コミュニティの学校」としてハマズカイン校 (l'École Hamaskaïne) が創立される。この学校は、レバノンに本拠があるダシナクツチ

²⁴ このあたりの一連の流れは、アンリ・ジオルダン編 (原聖訳) 『虐げられた言語の復権——フランスにおける少数言語の教育運動』、批評社、1987 年、pp.50-54、および長井、同論文、pp.36-38 参照。

²⁵ 1980 年以前に設立されたアルメニア学校には 2 つの寄宿制学校と 2 つの教会付属校がある。2 つの寄宿制学校とは 1846 年、パリに建てられた男子寄宿校サミュエル・ムーラト校 (le Collège Samuel Moorat) と、1924 年にマルセイユに建てられた女子寄宿高テブロットアセール校 (l'École Tebrotzassère) である。前者は現在廃校し、週 2 回のアルメニア語教室を残すのみになっている。後者はその後パリ郊外のル・ランシー (Le Raincy) に移転し、全日制、非宗教、フランス国民教育省下の共学校になっている。両者とも、フランスの学校としてもコミュニティの学校として建てられたものでもなかったが、後者はその後宗旨替えをし、1980 年以降に建てられたアルメニア学校と同じステータスであるため、本論で事例として取り上げる。2 つの教会付属校とはパリ近郊のアルフォルヴィル (Alfortville) のサン・メスロップ校 (l'École Saint-Mesrop)、マルセイユのノートルダム・デュ・サクレ・クール校 (l'École Notre Dame du Sacré-Coeur) である。この 2 校は現在も活動しているが、宗教系私立学校であるゆえ、今回は取り上げない。ちなみに、アルメニア人たちはそのほとんどがアルメニア使徒教会というキリスト教の独自の宗派を信仰している。この 2 校もアルメニア使徒教会の付属校である。

ューン (Dachnaksoutioun)²⁶というアルメニア人政党の傘下の文化団体ハマズカイン (Hamaskaine) のフランス支部の主導で建設されたものである。

校舎はすべてコミュニティ成員のボランティア労働で建設され、敷地に関してはマルセイユ市の所有地を 99 年間で 20 フランという「シンボルとしての賃貸料」で借り受けることができた²⁷。当初アルメニア人コミュニティ内ではこの学校の建設に関して、ダシナクツチューンという特定の政党が大きく関与していることと、これまでにない試みであることから、どうせ成功するはずがないと懐疑的な意見が多く、開校時の入学者数は幼稚園児 4 名、教師数 2 名というものであった。

しかしその後生徒数は大幅に増加、初期の入学者もそのままハマズカイン校内で進学を希望し、1982 年に小学校課程、1987 年にコレージュ、1991 年にリセが設立され、1994 年には第 1 期目のバシュリエ (大学入学資格取得者) を出すまでにいたる。そうして今では幼稚園からリセまで 300 人以上が通う学校となっている。

ハマズカイン校の開校から 8 年後の 1988 年 9 月には、ニースにバルサミアン校 (l'Ecole Barsamian)、リヨンにマルカリアン=パパジアン校 (l'Ecole Markarian-Papazian) が同時期に開校した。この 2 校はそれぞれの学校名に冠されている篤志家の寄付金によって建てられたが、ハマズカイン校と同じくコミュニティ主導で建設された学校である。そして、寄宿制の女子校として開校したテブロットァセール校 (註 25 参照) が国民教育省の契約下に入り、本格的なフランスの学校になったのも 1988 年である。

1997 年には、パリ近郊のイシー・レ・ムリノー (Issy-les-Moulineaux) にタルクマンチャツ校 (l'Ecole Tarkmantchatz)、2007 年にはパリ北部のアルヌヴィル (Arnouville) にフランド・ディンク校 (l'Ecole Hrant Dink) が開校した。そうして現在では国民教育省契約下の「コミュニティの学校」としてのアルメニア学校は 6 校存在し、大規模なアルメニア人コミュニティにはアルメニア学校が必ず 1 校あることになる。

○アルメニア学校の教育・運営

では、これらのアルメニア学校はどのように存在しているのだろうか。バルサミアン校、ハマズカイン校、テブロットァセール校の 3 校の事例を中心に分析・検討する。

まず、この 3 校はいずれも国民教育プログラム (le Programme de l'Éducation Nationale) を遂行する「共和国の学校」である。つまり、「アルメニア系だけの」学校ではなく、出自や信条によって入学資格が変化しない「一般の私立校」ということである。

次に、学校名をみてみよう。バルサミアン校の副称は Ecole bilingue Barsamian、ハマズカイン校が Ecole bilingue franco-arménienne Hamaskaine、テブロットァセール校が Ecole franco-arménienne Tebrotzassère である。いずれもフランス語とアルメニア語の「二言語教育」を特色とする学校であるという自己規定をしている。ここから、アルメニア学校は「アルメニア語を」教える学校ではあるが、「アルメニア系だけ」の学校とは言っていないことが分かるだろう。

実際に「アルメニア系だけ」ではないのだろうか。3 校の事例を確認してみよう。

まずバルサミアン校は、これまで生徒の 25~30% は非アルメニア系子弟であり、その出自は移民出身でないフランス人、イタリア系、スペイン系、ギリシア系などさまざまであった²⁸。非アルメニア系子弟の保護者はバルサミアン校を選ぶ理由として、自宅からのアク

²⁶ 「連盟」を意味するアルメニア人の民族主義政党。略称ダシナク党。

²⁷ ハマズカイン校提供の資料による。現在の新校舎はハマズカイン私有地にある。

²⁸ 2003 年 6 月、バルサミアン校秘書のシャルル・ケシュケキアン (Charles Kechkejian) 氏のインタビューより。最近では少し傾向が変わってきたらしく、アルメニア系の子弟が増加し、非アルメニア系子弟は 10% 程度である。それでも非アルメニア系子弟が存在していることに変わりはない。

セスがよい点や、地区と学校の治安がよく、少人数教育を実施している点を挙げている²⁹。学校側としては、そもそも入学をアルメニア系子弟のみに限っていない点、コミュニティがそれほど大きくないニースではアルメニア系子弟のみでの学校運営が現実的に不可能である点を挙げている³⁰。

テブロツァセール校も 2003 年期には 2 人のポーランド系と 2 人のヴェトナム系、つまり計 4 名の非アルメニア系子弟が在籍していた。彼らは近隣在住の生徒である。

ハマズカイン校でも、原則として生徒の入学資格はないが、これまで非アルメニア系子弟の入学希望はなく、結果的にアルメニア系子弟のみの入学しかなかったという³¹。

この学校に関してはもう一つ、興味深い事実がある。ハマズカイン校では 10 歳以上の生徒の編入に関してはフランス語とアルメニア語の試験を行なうことになっているが、この試験でトルコから渡仏したばかりのアルメニア人子弟が入学を拒否されることが何度かあったという。というのは、トルコ共和国出身のアルメニア人の中には、長年のアルメニア人抑圧政策により、トルコ語を日常語とし、フランス語はおろか、アルメニア語を理解できない者がたくさんいるという現実があるからだ。このような入学拒否はテブロツァセール校でも確認された³²。

以上から、各学校の事情によって対応は異なるが、この 3 校はやはり「フランスの国民教育の中でアルメニア語と文化を教えるため」の学校であり、「アルメニア系子弟のためだけ」の学校ではないということが分かるだろう。

次に、フランスとアルメニア学校の間を、単純契約と協同契約の締結状況から見てみよう。まず最も歴史の古いテブロツァセール校は 1948 年に国民教育省の認可を受けたが、契約を締結するのは 1988 年になってからである。1988 年の準備科 (CP) を皮切りに、94 年までに中級科 2 年 (CM2)³³ までの学年が単純契約を獲得している。その後も 99 年までにコレッジ全学年が協同契約を獲得している。1981 年に開校したハマズカイン校は 1994 年にコレッジまで全学年、そして 2008 年 9 月にリセ第 2 学年 (second) の協同契約を獲得している。1988 年に開校したバルサミアン校においては 1995 年に準備科と初級科 (CE) 1 年が単純契約を獲得して以来、現在では初級科 2 年から中級科 2 年までバルサミアン校に存在する学年全てに単純契約が結ばれている。つまりこの 3 校は今ではほぼどちらかの契約を結ぶことができていることになる。このことからフランス政府は少なくとも上記のアルメニア学校 3 校に関しては、政府が望む学校運営基準を満たしており、補助金が与えられるべき私立校であると認識しているといえよう。

それから、フランスとアルメニア学校の間について、政治家や教育行政関係者の頻繁な学校訪問は注視する必要がある。開校式など校史に大きな足跡を残す式典には、その学校が所在する市の市長が訪れたりするほか、地域議会の議員や地域の教育総監は頻繁に視察のために来校している。いずれも問題対処のための視察ではないことから、この訪問は両者の良好な関係を証明しているといえよう。また、パンフレットやウェブサイトなどで行政関係者の学校訪問を広くアピールしていることから、特にアルメニア学校の側がこの訪問を歓迎していることも分かる。ハマズカイン校に関しては、旧校舎の敷地を「シンボ

²⁹ 2003 年 6 月、複数の非アルメニア系子弟の保護者へのインタビューより。

³⁰ 2003 年 6 月、シャルル・ケシュケキアン氏のインタビューより。

³¹ 2003 年 6 月、ハマズカイン校副校長ノルベール・メリキアン (Norbert Mélikian) 氏のインタビューより。

³² 2003 年 1 月、テブロツァセール校校長、シルヴァ・カラギュリアン (Sylva Karagulian) 氏のインタビューより。

³³ CP は *cours préparatoire* の略で、ここでは 6-7 歳の児童を教育する。以下、初級科 CE は *cours élémentaire* の略で、CE 1 は 7-8 歳、CE 2 は 8-9 歳の教育を行なう。中級科 CM は *cours moyen* の略で、CM 1 は 9-10 歳、CM 2 は 10-11 歳の教育を行なう。この 5 段階でフランスの初等教育は構成される。

ルとしての賃貸料」で借り受けているということも両者の良好な関係を裏付けるものとなるだろう。

以上のことから、ここで取り上げたアルメニア学校 3 校は、アルメニア系コミュニティの成員だけに閉ざされた学校というわけではなく、アルメニア語を教えることを特徴とする、フランスのあらゆる就学児童たちに開かれた「共和国の学校」であるということができる。

○アルメニア語教育

私立校であるアルメニア学校の特徴はやはり、国民教育プログラム外で自由に裁量できるアルメニアに関する教育にある³⁴。では、具体的にはどのようなことが教えられているのだろうか。引き続き 3 校の事例をみてみよう。

テブロッツァセール校では最初アルメニア語とアルメニアの地理を教えることから始まり、学年が上がるごとにアルメニアの神話、文学、歴史というようにその授業数が増えていく。そこに課外授業として歌唱、舞踊が入ってくる。ハマズカイン校では、アルメニア語のほかは、地理、歴史、文化という大きい区分を取っている。この学校はリセまで存在し、バカロレアの選択外国語をアルメニア語で受験できる環境を整えている。バルサミアン校ではアルメニア語とアルメニア文化のみが正規の授業時間に組み込まれており、課外授業として歌唱と舞踊がある。これらの授業は 3 校ともアルメニア語で進められ、必修である。

このように、国民教育プログラム外のアルメニアに関する授業はすべてアルメニア語で行なわれており、どの学校も「バイリンガリズムの実践」という校是のもと、何よりもまずアルメニア語の実践というところに比重が置かれていることがわかる。実際生徒数の多い、バルサミアン校以外の 2 校は入学や編入時にフランス語とアルメニア語の試験を行なっていることも、これを裏付けているといえよう。

そして重要なのは、ここで教えられているアルメニア語はすべて西アルメニア語であるということだ。現在のアルメニア共和国では東アルメニア語が話されており、ディアスポラが話す西アルメニア語はどこの国の公用語にもなっていない。そして西アルメニア語に関して 3 校の責任者は共通して、《我々が話しているアルメニア語に関しては、他の移民や民族集団のように故国へ留学したら何とかなるという問題ではない》³⁵、《早期教育を施さないと習得は難しく、習得したところでこれを日常生活で話す機会がないと、ディアスポラの言語は簡単に消滅してしまう》³⁶というように、「言語消滅の危機」という認識を持っていた。1980 年代半ばに発表されたアルメニア系のアイデンティティに関する 2 つの研究でも、世代を経るにつれてアルメニア語話者率は低下しているという現実を報告しており、これらの研究においても言語存続については早急な対策が必要だとしていた³⁷。つまり、アルメニア学校は単にアルメニアの言語や文化を教える場ではなく、アルメニア語を早期から教育し、日常的に実践することによって風化・消滅から守り、継承していく「コミュニティの学校」である、と認識されていることが分かる。

このことは学校とアルメニア系コミュニティとの関係を見ても理解できるだろう。学校と関わるのは通常、そこに通う児童の父兄のみだが、これら 3 校においては父兄でないコ

³⁴ これらは国民教育プログラム外なので、講師の雇用や給与、教科書などは各学校の負担となっている。

³⁵ 2003 年 1 月、シルヴァ・カラギュリアン氏のインタビューより。

³⁶ 2003 年 6 月、シャルル・ケシュケキアン氏のインタビューより。

³⁷ Périgaud, J., Hovanessian-Denieuil, M., Krimian, A. *Reconquête de l'Identité par la pratique de la langue arménienne*. CRDA, 1985. および Léonian, R. *Les Arméniens de France sont-ils assimilés?* éd. par l'auteur, 1986. による。後者で実施されたアンケートによると、特に第 2 世代から第 3 世代の間でアルメニア語の使用・理解度が減少していることが確認される。

コミュニティの成員がしばしば学校行事に積極的に参加している。

バルサミアン校では、児童の学芸発表会をはじめ、クリスマスなどのパーティやイベントには児童の父兄以外の成人も参加していた。そしてそれは逐一ニースのアルメニア系のコミュニティ誌『パーレーヴ・コート・ダジュール』(Parev Côte d'Azur)で報告されている。また、テプロツァセール校では定期的にバザーをやっており³⁸、ハマズカイン校ではコンサートやアルメニアに関する講演会を催したり、場所を提供したりしている³⁹。

これらのことから、アルメニア学校は児童だけの学校ではなく、コミュニティの中心地としての役割もあるということがここで確認できるだろう。

以上がアルメニア学校の現場であるが、ここで以下のことが確認できるだろう。まずフランス国家・社会からの視点では、アルメニア学校はフランス語とともにアルメニア語を教えることを特色とする一般の私立校であり、アルメニア人子弟のみを対象にした「アルメニア人学校」ではないということ。この根底には国民教育プログラムを積極的に受け入れ、フランスに住むあらゆる就学児童たちが開かれた「共和国の学校」であることによって、フランスが好ましく思わないコミュニタリズムを回避し、フランスの公共性と併存しようとするアルメニア学校の戦略がみてとれる。

次にアルメニア系コミュニティからの視点では、アルメニア学校はディアスポラの言語である西アルメニア語の風化・消滅を食い止め、児童に西アルメニア語の教育を施すことによってアルメニア語を日常的に実践し、継承していくための機関であり、その父兄に限らず、コミュニティの中心地としての役割を果たす「コミュニティの学校」であること。

このようにしてアルメニア学校は「共和国の学校」であり同時に「コミュニティの学校」であることを実践している。そしてこれはフランス型「統合」モデルの一つの形を示しているともいえるだろう。

6. 他の移民マイノリティの学校

では、他の移民マイノリティはアルメニア学校のような学校を設立しているのだろうか。移民ではないが、まず想起されるのがユダヤ人学校である。しかし註4でも記したとおり、これは「ユダヤ教を」教える学校としての目的が大きいため、宗教系私立学校として考えたほうが妥当である。移民とその子孫としてフランスにたくさん存在するムスリムの学校にしても、筆者が確認した限り、フランスには今4校しかないはずで、うち1校はマダガスカル沖のレユニオン島、すなわち海外領土にある。

アルメニア学校のようなものと想定される学校は今のところ、パリにあるタンジェ通りフランス語＝アラビア語バイリンガル学校 (Ecole bilingue franco-arabe de la rue de Tanger) と、同じくパリのロシア語＝フランス語バイリンガル学校 (Ecole bilingue franco-russe de Paris) の2校しか筆者は確認できていない。

もしかすると存在する、あるいは設立計画があるのかもしれないが、その動きが表に出てくるような状態ではないことから、他の移民マイノリティによる学校設立の動きは、現在非常に不活発であると言わざるをえない。

³⁸ 2003年1月、シルヴァ・カラギュリアン氏のインタビューより。

³⁹ 2003年6月、ノルベール・メリキアン氏のインタビューより。

7. まとめにかえて

——学校設立に関する地域マイノリティと移民マイノリティの相違点、そして問題点——

最後に簡単であるが、以上の事例から考えられる相違点と、問題点を抽象しておきたい。

まず地域マイノリティと移民マイノリティで学校設立に関して活動状況がこうも違ってくるのは、彼らが話す言語が領域を持つか持たないかという「領域性」(テリトリアリティ)の問題が非常に大きいだろう。というのは現在のフランスにおいては、この領域性原則がフランスの言語であるかどうかの認知に適用されているからである。領域を持たない(非領域的)移民の言語は、往々にして外国語とされ、フランスの言語に関する諸法の適用から外されることがほとんどである。逆に考えると、言語の領域をもつということは、少なくともフランス国家に対して正当な権利を訴える強力な武器になり得るといえる。移民マイノリティの言語は、領域を持たないという点ですでに地域語と同じステージに立つことができないのである。

次に、自言語の保存・継承・実践の必要性、緊要性をどれだけ感じているかの差は非常に大きいだろう。つまり、守るのは自分たちしかいないか(地域語)、母国できちんと守られているか(移民)という危機感の差である。これは移民マイノリティ間でも言える。つまり、ある移民にとっての母語は、故国で公用語としてきちんと整備され、日常的に使用され、教育言語とされているとしよう。この場合は、自分達はその言語を忘れないかどうかという心配はあるだろうが、移民先での言語保存の必要性はそれほど感じないであろう。しかし別の移民にとっての母語は、故国においても公用語でなく、満足に保存・継承・実践すらされていないというとき、移民先での言語保存の必要性を痛切に感じる可能性は大きいにあるだろう。このような視点から、各言語の置かれた状況を逐一見る必要がある。

そして、移民マイノリティ間の相違点に関して、各移民の社会的・経済的状況の違いは学校建設に際して非常に重要であろう。つまり、フランスにおいては私立学校が(少なくとも日本よりは)いくら安い学費とはいえ、無償ではなくなるため、例えば経済的に恵まれない環境になりがちな移民子弟に対しては必ずしも有効な学校ではないということになる。このような形式の学校は、建設資金を出すスポンサーの確保、子弟の教育に興味をもつ親の精神的余裕、そして子弟を私立に通わせる金銭的余裕があってはじめて可能となるのである。社会的・経済的上昇を達成し、アイデンティティに関して余裕を持って省察できるアルメニア系住民のような旧移民はともかく、社会的・経済的上昇を完全に果たしていない1960年代以降の新移民によって設立される学校がないのはこのような背景もあるのだろうか。

【参考文献】

Association des Dames Arméniennes Amies des Ecoles Tebrotzassère. *120ème Anniversaire*. Association des Dames Arméniennes Amies des Ecoles Tebrotzassère, Le Raincy, 1999.

Baubérot, Jean. *Histoire de la laïcité française*. Presses Universitaires de France, Paris, 2000.

Cerquiglini, Bernard (sous la direction de). *Les langues de la France*, Presses Universitaires de France, Paris, 2003.

Haarscher, Guy. *La laïcité*. Presses Universitaires de France, Paris, 1996.

Haïastan -Revue de la F.R.A. Nor Seround, numéro 538, special «"Hamaskaine" 10ème

- anniversaire», Paris, 1990.
- Léonien, René. *Les Arméniens de France sont-ils assimilés?* éd. par l'auteur, Issy-les-Moulineaux, 1986.
- Le Tallec, Cyril. *La Communauté Arménienne de France 1920-1950*. L'Harmattan, Paris, 2001.
- Matsui, Shinnosuke. «Noël Arménien pour un Citoyen du Pays de Soleil Levant». *Parev Côte d'Azur*, No.16, Nice, 2002.
- Périgaud, J., Hovanessian-Denieuil, M., Krimian, A. *Reconquête de l'Identité par la pratique de la langue arménienne*. CRDA, Paris, 1985.
- 坂井一成「現代フランスにおける地域語教育政策と政治変動」『フランス教育学会紀要』第12号、2000年
- アンリ・ジオルダン編（原聖訳）『虐げられた言語の復権——フランスにおける少数言語の教育運動——』、批評社、1987年
- 下條美智彦『ヨーロッパの教育現場から——イギリス、フランス、ドイツの義務教育事情』春風社、2003年
- 園山大祐「フランスにおける私学の役割機能変遷にみる世俗化現象——私学選択にみる学歴志向の浸透を視点として」『フランス教育学会紀要』第12号、2000年
- 鶴巻泉子「少数言語と『新しい地域主義』をめぐって——ブレイス語の場合」『言語文化研究叢書』第9号、2010年
- 長井明日香「フランス地域語教育政策の両義性——ディワン学校公教育組み入れ問題より」『青山国際コミュニケーション研究』第6号、2002年
- 原輝史、宮島喬編『フランスの社会——変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年
- 福井憲彦編『フランス史』山川出版社、2003年
- 藤野一夫編『公共文化施設の公共性』水曜社、2011年3月発行予定（うち、該当するのは松井真之介執筆分の第11章「フランスの『公共』をすり抜ける在仏アルメニア学校の可能性」）。
- フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009年
- 松井真之介「フランスにおけるアルメニア人移民——その社会的成功をめぐって」『鶴山論叢』第2号、2002年
- 三浦信孝編『普遍性か差異か——共和国の臨界、フランス』藤原書店、2001年
- 宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年

※本稿は上記参考文献中の藤野一夫編『公共文化施設の公共性』の松井論文「フランスの『公共』をすり抜ける在仏アルメニア学校の可能性」を基にしている。

Ⅱ 研究ノート

少数言語の言語政策

——オクシタン語、カルカソンヌのデモ行進から

佐野直子

1960年代に「言語計画 Language Planning」概念に基づいた研究が始まった際、その問題関心は特に新興国家における「国語」「標準語」の建設の問題であった。そのため、長い間、「言語計画」研究の主体は、基本的に国家またはそれに準じるだけの権限や手段をもつような行政実体であるとみなされてきた。しかしその一方で、いわゆる「少数言語」と呼ばれる言語においては、政治的選択を実施する権限や手段をもたない文化団体などが、言語に対して何らかの決定を行って介入を行う事例も数多く報告されている。この二つの動きを「言語計画」と「言語政策」として区別するという意見もあるが¹、近年はむしろより包括的な形で「言語計画・政策(Language Policy and Planning, LPP)」について議論することも多くなっている²。

本報告では、ヨーロッパの少数言語のひとつであるオクシタン語について、2009年10月にカルカソンヌでオクシタン語文化団体が結集して実施された、第三回「さあ、オクシタン語のために進もう！(Anem,òc! Per la lenga occitana!)」デモ行進の参加者に対して実施したアンケートにもとづき、「少数言語」であるオクシタン語の「言語計画・政策」は、「どのアクターが、どのような目的を持って、どのような状況で、どのような手段で、どのような決断プロセスを経て、どのような効果をもって、どのような人々のどのような(言語)態度に影響を与えようとしているのか(Cooper 1989, p.98)」を考察したい。

1. EU域内の「多言語主義」政策と「少数言語」

ヨーロッパの諸国家は、19世紀以降、一つの言語の存在に基づいて国民と国家を定義し、またはある一つの言語を「国語・公用語」として一元的に普及させて国民の権利や義務を規定することで、近代的な国民国家建設を進めてきた(佐野2008)。「国語・公用語」の互いの平等が、その言語に基づく諸国家の平等、ひいては諸国民の平等を守ることになる、という理念は、近代ヨーロッパを席卷し³、この原則は、現在もヨーロッパ連合(EU)における、(EUの前身のヨーロッパ経済共同体)創立以来の「加盟国の国語の平等原則」として引き継がれている。その一方で、ヨーロッパは「国語」ではない言語話者は、潜在的な「分離独立」の可能性を秘めた「民族」集団として現れることになり、それゆえに当該国家の支配者側から、その存在を否定されることが多かった。

第一次世界大戦後、これらの言語話者集団に対してあえて「民族性(ナショナリティ)」を付与せず、「言語的マイノリティ」としてとらえる考えが現れる(窪2006, p.268)。そして国際的な枠

¹ 「実際、どんなグループでも「言語政策(politique linguistique)」を作り上げることはできる。ディアスポラ(ろう者、ロマ、イディッシュ語話者...)も会議で結集して政策を決定できるし、一国内のマイノリティグループ(フランスのブルトン人、エクアドルのケチュア人など)も同様のことができる。しかし国家だけが計画段階へと進み、このような政治的選択を実施する権力と手段を持っている。(Calvet 1996, p.10)」

² このような包括的な定義としては、Cooperの「言語計画(language planning)とは、言語コードの獲得、構造、機能的分配についての他者の行動に影響を与えるような意図的な取り組みをさす(Cooper 1989, p.45)」が有名である。

³ 一国内に複数の国語または公用語を持つ国家もヨーロッパには多いが、その場合にはできる限りその複数の国語・公用語を平等に扱うという言語政策をとることになる。

組みにおける「マイノリティの保護」政策が破綻し、莫大な犠牲を払ってより純化した「国民国家」造成に「成功」することになった第二次世界大戦以降のヨーロッパ諸国家は、これ以上の言語の存在を根拠とした「民族問題」「領土問題」の深刻化をさけるためにも、「言語的マイノリティ」に対して政治的・国際的な権利を与える方向を拒否し、これらの言語の存在はあくまでも国内の「文化的な問題」として捉え、その枠内で保護しようとする方向が生まれた(窪2006, p.288 / Baggioni1997, pp.345-348)。当該言語が話されている地域の分離独立は認めず、当該国の「国語」と共存することを前提としてその言語の維持を認め、その文化的存在としての言語の存続は支援するという方向である。たとえばイタリアでは、終戦後に制定された共和国憲法(1948年)第6条で、「共和国は言語的マイノリティを適切な法規のもとで保護する」ことが規定されている。1970年代以降、西欧諸国の地方分権化が推進される過程で、それぞれの「地域」において話されているこれらの「言語的マイノリティ」に対する保護が進み、特にカタルーニャ、ウェールズ、フリースラントなどの大きな自治権限を獲得した地域においては、その地域で話されている言語使用を推進する政策をとるようになった。

1990年代以降、加盟国の国語・公用語ではないような「少数・地域言語」への保護政策が、「ヨーロッパ」という枠組みで着手されるようになった。1992年にはヨーロッパ評議会(European Council)によって採決された「欧州少数・地域言語憲章」は、ヨーロッパにおいて伝統的に話されている「少数・地域言語」をヨーロッパ全体の文化遺産として捉え、積極的な保護促進政策をとることをめざすもので、批准した場合は法的な拘束力を持つ。EU新規加盟国は1992年欧州評議会によって採決された「少数・地域言語憲章」を批准する必要があるとされ⁴、言語の多様性を称揚しようという「多言語のヨーロッパ」という価値観は、現在「ヨーロッパ」の枠組みにおいて中心的な柱ともなっている。

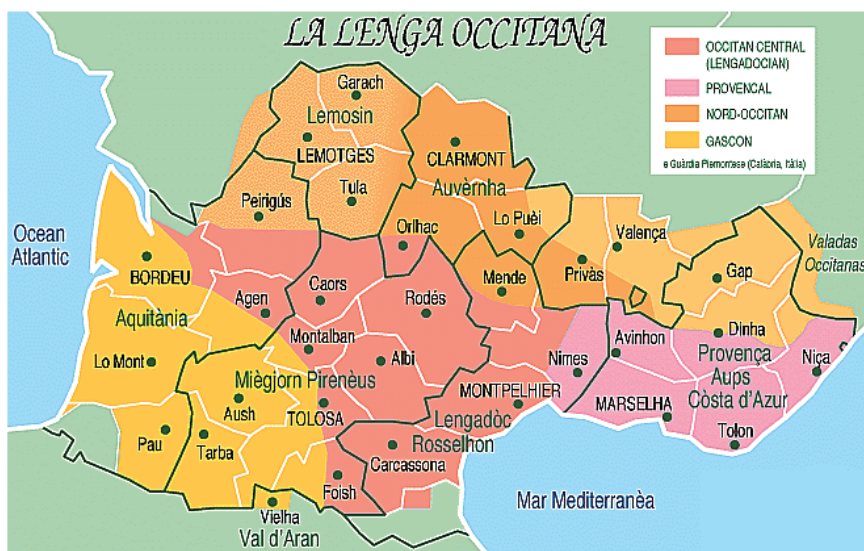
ヨーロッパにおいて、保護すべき文化遺産として現れた新たな言語のカテゴリーである「少数・地域言語」と、従来のヨーロッパの「互いに平等」とされた「国語・公用語」を区別する大きな特徴は、「国語・公用語」は、当該国民の権利や義務に関わる問題として国家の管轄で「言語政策」が行われるのに対して、「少数・地域言語」は、多くの場合、地方行政体の管轄下におかれ、その行政区域内の使用の権利が主張されることがあっても、使用の「義務」が伴うことはほとんどないという点である。「欧州少数・地域言語憲章」では、保護されるべき言語は加盟国がリストアップし、加盟国の責任において批准されることになるが、憲章第三部の言語に対する個別の措置についても、現在実際に各国でとられつつある保護政策においても、保護されるべき言語が話されている「地理的領域」がある地方行政体にまかされる形になっていることが多い。そして、「少数・地域言語」の保護は、当該国の「国語／公用語」の習得を阻害しない形で行われることが前提となっており、その習得や使用は「国民の義務」としてではなく、あくまで住民の自由な選択にもとづく付加的なものにとらえられており、その保護レベルも地方行政体ごとにかなり自由に設定できる。したがってその保護政策の内容は、それぞれの国の地方自治制度のみならず、当該「少数・地域言語」の現状、そして、地方行政体の熱意や予算などによって大きく異なることになる。当該国の政治制度によって十全な(「国家」に準じるような)権力と手段を持たない地方行政体や、市町村などのより小さな自治体が、「義務的な公用語」としてではない「少数・地域言語」の保護政策を担う場合、公的な場面に少数言語使用を導入する制度的な整備を必要とする政策(欧州少数・地域言語憲章第三部にあげられた教育、行政機関、司法機関、メディアなど)よりも、副次的で「気軽な」言語使用を推進するような政策決定を

⁴欧州議会レポート(European Parliament report with recommendations to the Commission of European regional and lesser-used languages- the languages of minorities in the EU- in the context of enlargement and cultural diversity)2003年7月14日(2003/2057(INI))など参照。

行うことが多い。例えば、市町村名や道路名、道路標識などの二言語表示(憲章第三部第10条2g)、言語文化センターなどの設立や「少数・地域言語」を使用するフェスティバルの開催など(憲章第三部第12条)である。

以上のように、現在、ヨーロッパにおいて「少数・地域言語」の保護政策は、各国で受け入れられ整備が進んでもいるが、その担い手は多くは州や県、さらには市町村といった地方行政体になっている。その目的としては当該行政区域内の「公用語」としての使用が掲げられる言語もあるが、そこまでの権限と熱意を持つ行政実体は多くはなく、「(場合によっては消滅の危機にある)文化遺産としての当該言語の保護とそのための(義務的ではなく、付加的な)使用促進」であることが多い。このような小さな地方行政体ごとに行われる少数・地域言語政策は、「市町村の言語政策は実際のところ不可欠である。市町村は、個人、市民、政治権力が近接する場所であるがゆえに、言語取り替え逆行(Fishman)の主要な場である」(Coyos, 2004, p.163)」として評価する意見もある一方で、言語ごと、自治体ごとの政策がばらばらでその実施レベルにも差がつきがちになることや、特に一つの言語の「領域」が行政区域に一致せず、多くの地方行政体にまたがったりした場合、互いの連携が取りにくくなる点が懸念される。

2. 「オクシタン語」の歴史と現状——分裂する「言語政策」と文化団体



【図1】 オクシタン語とその「言語領域(オクシタニア)」

オクシタン語(l'occitan)は、フランス(南フランスの8州、34県にまたがる地域)、スペイン(カタルーニャ自治政府内アラン谷)、イタリア(ピエモンテ州北西部国境沿い山間部、カラブリア州の一村落)にまたがって話されているヨーロッパの「少数言語」のひとつである。その「言語領域」は少数言語としては非常に広く、統一的な意思決定や、その選択を実施する包括的な領域的行政団体をもっていない。また、「伝統的な言語領域」とされている地域内においてもその話者は非常に減少しているため、「言語領域」そのものが不明瞭になっているのが現状である。

それぞれの当該国家において、オクシタン語の存在は長い間ほとんど知られていないか、またはその存在が承認されていなかったが、1990年代以降、各国で徐々にその保護政策が

とられるようになってきた。「言語領域」と政治・行政的区画の一致がはかられているスペイン・カタルーニャ自治政府内のアラン谷は、1990年にカタルーニャ自治政府内で一定の自治を獲得し、自治政府内の法制度が整備されて独自の「アラン語」保護政策をとるようになった一方で、フランス国内においてはその「言語領域」は多くの行政区域にまたがっており、の中でそれぞれの州、県、市町村などが保護政策に着手しつつあるが、保護政策をほとんど実施していない、さらにはなんらかの保護政策を行うことを拒否するような地方行政体もまだ少なくない。憲法で「共和国は言語的マイノリティを適切な法規のもとで保護する」ことが規定されていたイタリアでは、その「適切な法規」である「歴史的言語マイノリティ保護法(482法)」がようやく1999年に施行され、その対象として「オクシタン語」も挙げられた。それ以前の1990年からピエモンテ州法でもオクシタン語の保護政策は始まっているが、「482法」において、それぞれの言語の保護政策を担う主体は自治体の最小単位であるコムーネ(*comune*)であり、コムーネごとに取り組む保護政策の内容も異なっている。このように分裂した状況において、オクシタン語の社会的な位置づけを決定づける「地位計画 *Status Planning*」や、教育の中で使用する「習得計画 *Acquisition Planning*」は、国ごと、地方行政体ごとに大きくそのレベルが異なっているのが現状である。さらに、それぞれの地方行政体においてオクシタン語の可視化、書記言語化が試みられるようになり、それに伴ってオクシタン語の表記法や標準的変種の制定、語彙の整備といった「実体計画 *Corpus Planning*」も、それぞれの国ごと、地方行政体ごとに異なっていることが目につくようになってきた。オクシタン語の話される範囲の広さから方言分化が激しいだけでなく、それぞれの当該国家の「公用語」や隣接するより上位の言語の影響もあって、その書記化された言語間の差も大きいためである。

そもそも、各地方行政体での言語政策が始まる以前から、オクシタン語は長い復興運動の歴史があり、「習得計画」や「実体計画」をはじめとした「言語政策の分野において数多くの企画に着手してきたのは、(...)活動家の文化団体 (*associations*)」(*Coyos, 2004, p.159*)であった。そして、なんらかの「言語政策」の意思決定を強制力をもって実施できない「少数言語」は、書記法は多様で分裂したものになりがちである(*Caubert/Chaker/Sibille 2002, p.9*)。オクシタン語は中世以来の文学を持つ伝統から、「少数言語」としてはきわめて書記言語に対する意識が高く、オクシタン語の復興運動を進めるために設立された各地の数多い文化団体も、この言語の「書記化(文学、雑誌刊行、学校内外でのオクシタン語教育など)」を中心にして展開されてきたが、その歴史の長さ、文化団体の数の多さゆえに、その対立も深刻になった。すでに19世紀からその広い言語領域を覆うような表記法の統一がめざされてきたが、「オクシタン語地域(オクシタニア)」全土を覆うような組織を持つ2つの文化団体(1854年に設立されたプロヴァンス地方の文学団体であるフェリブリージュ *Felibrige* と1945年にトゥールーズで設立されたオクシタン語研究院 *Institut Estudis Occitan, IEO*) が異なる表記法を提案し、その対立は現在も続いており、標準変種の決定は現在ほぼ不可能な状態である(佐野2005)。

1990年代以降、地方行政体が「少数・地域言語」を保護推進するための政策をとるようになる中で、多くの行政体において、当地で長い間活動していたさまざまな文化団体との連携・協力がはかられた。地名二言語表示などにおける書記形態の選定などさまざまな業務の委託や、文化団体の公設化、文化団体が提案するさまざまなプロジェクトの財政的支援などである。すでに当該地域内においてすら話者が少数派になっていることも多い少数言語にあって、その話者自らによって設立され運営されている文化団体が地方行政体の少数言語保護政策を事実上担うことは、今までの活動が公的に評価されたことでもあり、自らのことを自ら決定する権限を与えられたという意味でも歓迎されている。しかしオクシタン語においては、それぞれの地方行政体がそれぞれの行政区域で活動している文化団体と連携する過程で、「オクシタニア」

全土に支部を持つ組織は特定の地方行政区域と連携することが難しいためにその影響力や凝集力が低下し、各文化団体や支部の活動が地方行政体ごとに分断されたり、競合的な文化団体のうちどれが行政体と連携できるかでより対立が先鋭化し、オクシタン語内の内部分裂状態がむしろ可視化される事態ともなっている(Sano 2008)。

以上のように、現在、オクシタン語に対する「言語政策」は、その広い「言語領域」を覆うような地方行政区域をもたないまま、それぞれの国の多様なレベル(州レベル、県レベル、市町村レベル)の地方行政体が実施するようになってきているが、多くの場合、言語政策の実際の担い手はそれぞれの地方行政体の財政的援助という手段を得た文化団体であるという実態がある。従来文化団体が担ってきたオクシタン語の言語政策の目的は、その消滅をくいとめることが中心であり、オクシタン語という存在そのものの承認・アピールであった。そのような政策・主張を続けなければ、オクシタン語はその存在自体が十分に保障されていないほど衰退しているのみならず、近代ヨーロッパにおける十全な言語(=国語、公用語)としての存在を否定され、その方言分化や併存する言語との類似性や接触によって、一つの言語としての一体性それ自体が確保できていないオクシタン語は、何よりもその「少数言語」としての存在をあらためて創出することそれ自体が言語政策の目的となっている。しかしながら、現在の地方行政体ごとの言語政策は、その行政体の歴史的文化的独自性を提示するための保護政策であり、その行政区域を超えた「一つの言語としての一体性」は考慮されない。そのような政策が進めば進むほどその言語としての一体性が担保できなくなるというジレンマにも陥っている。

3. "Anem, Oc! Per la lenga occitana! (さあ、オクシタン語のために進もう！)" における調査

3.1. 概要—オクシタン語話者によるデモ行進

2005年10月、南フランスラングドック・ルシヨン州の世界遺産の町カルカソンヌで、オクシタン語文化団体の中でも、「オクシタン語地域(オクシタニア)」全土に支部を持つ組織であるIEO, FELCO(Federacion dels Ensenhaires de Lenga e de Cultura d'Òc オック語とオック語文化の教師連盟), Calandreta(オクシタン語地域全体で30校以上の学校を運営するバイリンガル教育NPO), Oc-Bi(公教育におけるフランス語/オクシタン語バイリンガル教育のための文化団体)などが中心となって、第一回の「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進が実施され、主催者側発表で10000人が動員された。これらの文化団体のメンバーを始め、各地の小さな文化団体へも参加が呼びかけられ、カタルーニャのアラン谷の人々や、イタリアの文化団体のメンバーなども参加した。

2005年の成功を受けて、2007年3月に、同じくラングドック・ルシヨン州のベジエ市にて第二回のデモ行進が実施され、長年にわたってIEOと競合的、対立的関係にあった全「オクシタニア」組織を持つ文学団体であるフェリブリージュも正式に主催団体として参加した。この二つの団体が共同で行動するのは画期的な出来事であった(主催者発表動員20000人)。2009年10月には、再びカルカソンヌでの第三回デモ行進が行われた(動員主催者発表25000人、新聞発表15000人)。2008年のフランス憲法改正において、第75条1に「地域諸言語は、フランスの文化遺産に属する(Les langues régionales appartiennent au patrimoine de la France)」という条文が加えられ、フランスは初めて憲法上で「地域諸言語」の存在を承認したことになったが、「文化遺産」として位置づけられた「地域諸言語」に対する保護政策が具体的にどのように実施されるかは不明確であることもあり、2009年のデモ行進においては、より具体的なオクシ

タン語の使用促進を求め、国、地方行政体、さまざまな政党にアピールすることが目的とされた。地元政治家も招待され、各地から数十名がデモ行進に参加したり、祝辞を届けたりしている⁵。

第三回カルカッソヌのデモ行進においては、国鉄駅前の新市街の公園から出発したデモ行進は、そこから2キロほど離れた中世の城塞都市部まで行進し、その堀の中に集結して、主催文化団体である5団体の代表がそれぞれオクシタン語での声明を読み上げた。



【図2】 2009年10月の第三回「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進のビラ。二つ折りになっていて、中にフランス語／オクシタン語の二言語で、4つの要求が提示されている。



【写真1】 カルカッソヌ中世の城壁前のデモ行進の様子。2009年10月24日筆者撮影。

⁵ <http://anemoc.org/> 参照



【写真2】 カルカッソヌ城壁内での主催団体代表者の声明。2009年10月24日筆者撮影。

2009年のデモ行進では、以下の4つの要求が掲げられた。

- ① メディア-オック語の公共ラジオ・テレビ局、私的なメディア活動への積極的な援助
- ② 創作活動-出版、演劇、全般的なショー活動、映画、音楽などへの特別な政策と支援
- ③ 教育-さまざまな形式での教育を選ぶことができるようにする、全般的な政策
オクシタン語での教育(イマージョンまたは同時間バイリンガル)
オクシタン語・文化の教育
成人教育
- ④ 公的場面-公的場面においてオクシタン語が存在するようにすること
地名表示の二言語化

デモ行進当日は、実施する市内(第二回ベジエでは市中心部広場、第三回カルカッソヌでは国鉄駅前の「新市街」の公園)ではテントが設営され、各文化団体がその活動を展示したり、さまざまな「オクシタン語」関連商品(本、CD、Tシャツや旗などのグッズ)、地元特産物の露店も出され、夜にはオクシタン音楽の野外ライブが無料で行われ、「お祭り」としての側面も打ち出される。各地の文化団体同士の交流の場でもあり、「オクシタン語文化」を提示する好機ともとらえられていることが伺える。

3.2. 2009年10月24日カルカッソヌでのアンケート調査と結果

筆者は、第三回のカルカッソヌでのデモ行進に参加したおりに、参加者に対するアンケート調査を行った。駅前公園内にテントの場所を確保し(カルカッソヌのデモ行進を管轄したカルカッソヌ市内のオクシタン語文化団体に20ユーロ/mで登録し、机とテントを貸与してもら

う)、そこでアンケート用紙を配布して答えてもらう形式である。アンケートの質問文はオクシタン語とフランス語の二言語を併記した。質問項目は以下の通りである。

- ・年齢、性別、現住所(市町村名)、職業
- ・オクシタン語文化団体への参加の有無、その文化団体の名称
- ・オクシタン語の聞き、話し、読み、書き能力について、それぞれ
全くできない／少しできる／かなりできる／とてもできる
- ・2008年のフランス憲法の改定によって挿入された条文
第75条1「地域言語はフランスの文化遺産に属する」をどう思うか
- ・2007年のカタルーニャ自治憲章改訂によって挿入された条文
第6条5「アラン谷ではアラン語と名付けられたオクシタン語は、この領域の固有の言語であり、カタルーニャで公的である」についてどう思うか
- ・オクシタン語のために、国家には何をしてほしいか
- ・オクシタン語のために、自分の州には何をしてほしいか

記述式で時間が回答に時間がかかること、テントの場所が公園の奥まった場所で人通りが少なかったこともあり、回答を得られたのは145人(男性89人、女性53人、不明3人)であった。年齢は12歳から79歳まで幅広く、居住地はオクシタン語地域に含まれる6州をはじめ、カタルーニャから4人、バレンシアから1人、イタリアから3人の回答もあった。以下にアンケート調査の回答を簡単に示す。

①オクシタン語能力

まず特筆すべきはインフォーマントのオクシタン語能力の高さである。フランス語とオクシタン語の二言語併記の質問文に対して、88人がオクシタン語で回答してきた。「読み書き聞き話す」すべてを「とてもよくできる」としたのは32人にのぼったのに対して、すべてに「全くできない」とした人は5人にすぎない。「全く書けない」は37人、「全く読めない」人は8人で、やはり「書く」ことはやや敷居が高いとはいえるが、「オクシタン語地域」においてもオクシタン語話者は10%にも満たないとされ、オクシタン語教育も十分に普及していない現状にあって、回答者であるこのデモの参加者は、きわめて「特殊」な層であることが伺える。

②文化団体への参加

ほとんどの人が何らかのオクシタン語文化の団体に所属しており、地元の団体と大きなネットワークを持つ組織など、複数の団体に所属している人も多い。いかなる団体にも所属したことがない人は14人であった。このデモの動員は各地のオクシタン語文化の文化団体経由で行われたので当然ではあるが、オクシタン語文化以外の文化団体に参加しているとした人も6人いた。「いろいろありすぎて書ききれない」「何でも」とした人も7人いた。

③フランス憲法改定について

2008年のフランス憲法の改訂に伴って、憲法上で初めて「地域諸言語」の存在が承認されたが、この点においては不満を表明したインフォーマントが多かった。「よかった」「その通り」といった肯定的な評価が35人に対して、「不十分、始まりにすぎない」としたのが40人、また『フランスの』文化遺産という表現はおかしい』など条文の文面に対する不満13人、「法律を作るべき」「憲法2条(共和国の言語はフランス語である)を改定すべき」と、さらなる法的な整備、改良を求める意見が7人にのぼった。また、「実際の適用が必要」「生きた『文化遺産』にする必要がある」など、実際の政策的側面の整備を求めた意見が17人であった。

また、言語政策において非常に重要であるはずの法整備に対して無関心、または期待度の

低さが伺える回答も散見された。「状況はどうせかわらない」としたのが 4 人、また、「フランスのことなんてどうでもいい」「私たちを眠らせるための条文だ」「幻想にすぎない」などの意見が見られた。

④カタルーニャ自治政府の言語政策に対する意見

カタルーニャ自治政府には人口 10000 人程度のアラン谷という地域を含んでおり、そこでは「アラン語」といわれる、オクシタン語の一変種が話されている。1990 年からカタルーニャ自治政府は、その「アラン語」に対する積極的な言語政策を開始し、アラン谷内ではカステーリャ語、カタルーニャ語に並ぶ公用語としての地位を付与してきた。そして 2007 年の自治政府内言語政策法の改訂で、第 6 条 5 に「アラン谷ではアラン語と名付けられたオクシタン語は、この領域の固有の言語であり、カタルーニャで公的である」という条文が挿入された。これは、「アラン語」がオクシタン語の一変種であることと、この「アラン語」がカタルーニャ自治政府内全体で公的な使用を認めたことを意味する。

議論も多いこの条文について尋ねたところ、まず目についたのが、カタルーニャ自治政府のきわめて積極的な言語政策への高い評価である。「賛成、すばらしい」といった賛意を示すものが 45 人、「フランス／オクシタニアでもやるべきだ」18 人といった好意的な回答が多く、「オクシタニアのモデルになる」8 人、「カタルーニャとオクシタニアの団結を」3 人など、言語的な類縁性も高い隣接地域のカタルーニャ語への言語政策への期待や羨望がうかがえる。

しかし一方で無記述 34 人、「知らない」6 人「？」3 人など、この事実が知られていないことや、無関心も目についた。アラン谷はピレネー山間部の小さな谷であり、「オクシタン語が唯一公用語として使用されている」とはいえ、その地域への関心はそれほど高くない。スペインのきわめて分権化された政治体制と中央集権型が強いフランスとの違い、カタルーニャ自治政府の政治的・経済的パワーは、フランス国内のオクシタン語の状況とはあまりにかけ離れており、「別の問題」であるという意識も強いようである。「賛成しない」2 名、「具体的政策に欠ける」2 名、「自治には反対」2 名と、批判的意見も散見された。

⑤国への要望

主にフランスに居住する回答者の、フランスという国家に対しては、フランスにおいては今でも国家の管轄下にある部分が多い教育とメディアの分野での状況の改善の要望が目立つ。「教育への財政的支援、二言語教育の推進、教員養成、地域言語義務化、地域の歴史教育」など 30 人、「テレビ、ラジオなどメディアでのオクシタン語の使用促進」14 人などである。また、「地域言語のための法律の制定」5 人、「欧州評議会の少数・地域言語憲章の批准」2 人、「憲法改定」が 1 人と、法制度の整備を訴えたものもある。

一方で、より抽象的ともいえる「公的な承認」や「支援」を望む意見も多かった。「言語としての公的な承認」32 人、「オクシタン語の保護、使用促進、活動のための支援、資金」など、特に財政的な支援を望むもの 18 人、「オクシタン語の使用促進、可視化、知識や文化活動の普及」など、ややあいまいながらその使用の促進を望むものが 10 人、「公的な承認」との区別は不明だが、「公用語、公的な地位」を要望する意見が 17 人、「多言語主義言語政策」を要望する意見も 2 人あった。

国への要望で興味深いのが、国を「少数言語」の保護政策の担い手というよりも、その妨害者とみなし、その権限の削減や、「撤退」を望む意見も多かった点である。「連邦化、分権化の進行、オクシタニア州の創設」6 人、さらには「連邦化してなくなってくれ」3 人というやや過激とも言える意見がみられた。「これ以上文化破壊をするな／数世紀にわたる言語の破壊と植民地主義への補償」が 4 人、さらには「何も（どうせ何もしないんだから／国ができることなんてない／もう戯れ言は聞き飽きた）」とした者も 5 人いる。長年の中央政府の少数言語に対する徹底

した無視、軽視の政策によって、オクシタン語話者には失望感や国から距離を取る態度が見られるようになってきている。「少数言語」言語政策の担い手は、国家ではなく、またあつてはならない、という意識の現れともいえる。もっとも、法的な分野の整備やさらなる地方への権限委譲の決断は結局国家にゆだねられるのであり、回答者の中にも「全て(できるだけ多くのことをしてほしい/まだ何もしていないんだから)」とした者が3人いた。(無記述 14名)

⑥居住する州への要望

「国」に対する失望感や距離感に対して、地方行政体の中でもっとも大きな地理的範囲を有する「州」に対してオクシタン語のための政策の希望を尋ねると、「少数言語」の言語政策の担い手としての期待や一定の評価がされていることがみてとれる。「現在の保護政策の継続(さらなる充実)」としたのが5人、「より積極的に関わってほしい」3人などである。その一方で、州ごとの取り組みの違いも目立つようになっており、「うちの州は何もしてくれていない」4人といった意見も見られた。また、「自治」11人「独立」6人(うちカタルーニャ人2人)、「分権化、連邦化」3人といった、より強力な権限をもつ地方行政体を創設することで、「オクシタン語の公用語化」6人や、「フランス語と地域言語の二言語化、対等な扱い」2人などを進めてほしいという希望も見られる。

その一方で、現在の地方行政体ごとに分裂した言語政策の取り組みそれ自体への懸念が表明されているとも感じられるのが、「オクシタニア州の創設、本来の領域のカバー」2人、「他の地域との連携」1人という意見である。

どのような政策を進めるかについては、「オクシタン語の使用促進、話者数の増加」15人、「言語文化の承認」11人「言語政策(真の/言語的多様性のための)」3人、「地域の独自性の保持、復活」3人「文化の商業化をくいとめろ」2人、さらには「全て」2人といった、比較的抽象的な意見もある一方で、「教育の推進」を挙げた14人の中には、公立二言語教育の促進、オクシタン語教育の全般化、すべての市町村で大人向けオクシタン語講習など、具体的な要望も目についた。また、「テレビ、ラジオでのオクシタン語使用促進」7人など、メディアの分野への要望と同じく「地名表示の二言語化」7人と、地方行政体ならではの希望を寄せる人も多い。「言語・文化活動への支援」14人、「オクシタン語活動をしている人々をもっと取り入れてほしい」1人など、文化団体への支援や連携を求める意見もあった。(無記述 18名)

3.3. アンケート分析

デモ行進に参加し、アンケートを実施して感じ取れるのは、このデモ行進は、公式には国、州、政治家に向けた具体的な言語政策実施へのアピールとされている一方で、必ずしも言語政策の担い手への請願するという目的のための「手段」ではないのではないか、ということであった。フランスの今でも続く中央集権型の政治体制と「少数・地域言語」に対する無関心、無理解に対して、参加者は公式にもアンケートに対しても改善の要求を出しつつも、失望感を隠さない。地方行政体への期待はあるとはいえ、その希望はそれほどまとまったものではなく、小さな要望であるか、それなければ広範な、悪く言えば茫漠としたものともいえる。カタルーニャ自治政府のような強大な権限に基づく積極的な言語政策に対する羨望はあっても、「自分たちは別の問題」とみなしているふしもある。言語政策の「担い手」としての行政体に対して、今までも、教育、メディア、地名表示など、個別の分野について、それぞれの文化団体がそれぞれの地元でさまざまな要求をしていたが、「少数言語保護」は政治的に必ずしも大きな話題ではなく、地方行政体の首長の個人的な意識や思惑に左右されることも珍しくない(佐野 2007, 佐野 2010)。このような状況に対して、怒りよりはむしろある種の距離感、あきらめがデモ行進の参加

者からすら見て取れる。

それでは、なぜ2年に一回のペースで、「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモが実施されているのだろうか。デモ行進に参加して感じたのは、このデモそのものが、近年地方行政体が各地で主催するようになった「地域言語文化フェスティバル」に似ているということであった。地方行政体が行う、付加的で「気軽」な少数言語への保護政策であると共に、観光政策としても注目されている「地域言語文化フェスティバル」は、市長など地方行政体首長のイニシアティブのもとに、州や県の補助金を得て、多くの場合、オクシタン語文化団体が共催または協力、参加する形で、2000年代以降各地で実施されるようになってきている。このようなフェスティバルの開催は、その地域の文化アイデンティティとしてのオクシタン語文化の存在を、観光客のみならず地域住民にも広く掲示する効果があるだけでなく、各地の文化団体の交流の場を提供することにもなる。そして、このようなフェスティバルの開催のもう一つの大きな効果は、「オクシタン語を使用する」場を作り出すことである。もはや日常的な場面で使用されることが少なくなっているオクシタン語は、なんらかの「特別な場(Sano 2004)」を作らない限り、コミュニケーションの手段として使用することが難しくなっている。「オクシタン語」に積極的に関わってきた文化団体のメンバーが結集する「地域言語文化フェスティバル」では、そこで出会った見知らぬ人ともオクシタン語で会話することが可能な、希少な場を創出している(佐野 2007)。

複数の文化団体が主催する形で実行される「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進は、このような地方行政体の行っているフェスティバルを、「デモ行進」という形を借りて実施しているという意味合いがあるように思われる。つまり、デモ行進それ自体が文化団体だけで行っている「オクシタン語フェスティバル」という「言語政策」の実践なのである。デモ行進の参加者は、自主的に結集したオクシタン語地域中に居住する文化団体のメンバーであり、そのオクシタン語能力はきわめて高い。逆に言えば、現在の「オクシタン語話者」は、伝統的な「母語話者」の共同体のメンバーなのではなく、事実上、オクシタン語教育や文化などの文化団体に意識的に参加しているメンバー、またはそのネットワークにアクセスしやすい場にいる人々によって構成されている。そのため、デモ行進当日は当たり前のようにオクシタン語が使用される場が創出され、アンケート用紙の記入ですら「オクシタン語の使用」が顕示される。そしてそれは、地方行政体ごとの、分断された、かつ場当たりのともいえる言語政策が行われる中で、従来の少数言語の言語政策の担い手であった文化団体が、その分裂状態の固定化に抵抗するための拠点という意味合いもあるであろう。教育やメディア、地名表示といった場面では、行政実体のイニシアティブは不可欠であるが、「フェスティバル」のようなシンボリックな形の「言語政策」であれば、地方行政体から委託されなくても自分たちで団結して実施できるという意志の現れでもあり、「全オクシタン語地域の自覚的な話者集団」を規定することで、オクシタン語の「言語政策」の主體的なアクターとしての役割を取り戻そうとする試みではないかと思われる。

「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進は、「オクシタン語話者集団」を構成している文化団体のネットワークのメンバーをアクターとし、話者集団内が分断されがちな状況にあって、「オクシタン語」とその話者、その使用を統一的に提示することを目的とし、デモ行進とそれに伴う「フェスティバル」的空間の創出という手段で、数多くの文化団体の集結という決断プロセスで、「少数言語」としてのオクシタン語の存在に無関心な国家、「オクシタン語」を話さない地元住民の言語態度に対してその存在をアピールするという影響を与えようとし、同時にそれぞれの地方行政区域ごとにばらばらな政策をとる地方行政体に対して、より具体的に連携のとれた言語政策の実施を求めるといった影響を与えようとする「言語政策」であるといえる。

【参考文献】

- Baggioni, D., 1997, *Langues et Nations en Europe*, Paris, Payot
- Calvet, L-J., 1996, *Les politiques linguistiques*, Que sais-je?
- Caubert, D. / Chaker, S. / Sibille, J.(éd.), 2002, *Codification des langues de France*, L'Harmattan
- Cooper, R.L., 1989, *Language planning and social change*, Cambridge
- Coyos, J-B, 2004, *Politique linguistique, langue basque et langue occitane du Béarn et de Gascogne*, Elkar
- 窪誠, 2006, 『マイノリティの国際法』信山社
- Sano, N., 2004, “«Parla patoés! » - l'attitude linguistique des *patoisants* face à une étrangère” in *Scène, évolution, sort de la langue et de la littérature d'oc, Actes du septième Congrès International de l'Association International d'Etudes Occitanes (AIEO)*, Viella, Roma,
- 佐野直子, 2005, 「ヨーロッパの多言語主義と少数言語——『オック語』の事例から」 in 『ことばと社会』9号, 三元社
- 佐野直子, 2007, 「Cal far la fèsta (祭りをしなくてはならない)——『オクシタニア』におけるフェスティバル開催にみる『地域文化』概念」 in 『フランスにおける地域文化振興と社会構造に関する社会学的研究』平成 16-18 年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書(研究代表者: 定松文)
- 佐野直子, 2008, 「ヨーロッパの『多言語状況／多言語主義(Multilingualism)』と少数言語」, in 「多言語状況の比較研究(アジア・アフリカ研究所)」HP
- Sano, N., 2008, *Una lenga en chamin/Una lingua in cammino/A language on the way/途上の言語*, Chambra d'òc, Itàlia
- 佐野直子 2010, 「二つの『地域』の間で——フランスにおける『地域』概念と『地域言語文化』」 in 小森宏美(編)『CIAS Discussion Paper No.17 リージョナリズムの歴史制度論的比較』京都大学地域研究統合情報センター

<http://anemoc.org/> Anem, òc! Per la lenga occitana

<http://www.felco-creo.org/> Federacion del ensenhaires de lenga e de cultura d'òc

現代フランスにおける移民、女性、イスラーム

——『私のニカブの下に』を読む

坂本千代

序章

2010年9月14日フランス上院は、頭からつま先まで覆う、ブルカやニカブなどの衣類を公の場所で着用することを禁止する法案（通称「ブルカ禁止法」）を可決した。この法案は、役所、医療機関、公道などで顔を隠す衣類を原則的に禁止するものである。違反した者は150ユーロの罰金を払うか、「市民教育」の受講を義務付けられることになる。また、家族などが女性にブルカ着用を強制した場合は禁固1年か3万ユーロの罰金を払わなければならない。この法律は10月7日の憲法会議においても合憲との判断を下され、2011年から施行されることとなった。

フランスではイスラーム教徒が人口の約1割を占めており、2000人ほどの女性がブルカやニカブを着用していると言われている。全国で2000人ほどの女性がつけているにすぎない衣服のことはあるが、数年前からフランスでは大きな論争となり世論を沸かせてきた。背景には、顔を含め目以外の全身をすべて覆うこれらの衣服が役所・学校などでトラブルになることがあったというだけでなく、これらの衣服そのものがフランスのイスラームコミュニティにおける女性の抑圧、さらにはドメスティックバイオレンスと結び付けられている（これらの衣服を着ることを、女性たちの家族が強要している）という議論や、ブルカやニカブを着るのは自分たちの選択であり、国家は個人の信仰に干渉すべきではないという主張などさまざまな意見が出たが、上記のように法案そのものはフランス上院で賛成246、反対1という圧倒的多数で可決されたのであった¹。

ここに至るまでにはフランス国内の多くの立場からの意見表明があったのであるが、筆者はイスラーム教徒の女性の告白やインタビューなどのドキュメンタリー本に注目してきた。なかにはセンセーショナルな興味をかきたてる、イスラームの伝統的家族による娘の強制結婚や自由束縛、あるいは一夫多妻の現状を描いたものなどもある。本稿で取り上げるのも、夫からのドメスティックバイオレンスの被害者であり、ニカブを実際に数年間着用していた女性の告白という、一般読者の注意を大いに引く要素を持った本である。書名は『私のニカブの下に』*Sous mon niqab*であり、著者はザイナ（フランス語風発音ではゼーナ）Zeinaで、ジェナーヌ・カレー・タジェ Djénane Kareh Tager との共著となっている。本書にはさらに副題として「私は命の危険を冒してそれを脱いだ」というセンセーショナルな言葉が添えられている。

著者のザイナは実名ではない。一方、タジェは何冊もの宗教関係の本を出しているジャーナリストである。おそらくこの本はザイナと名のる女性へのインタビューに基づいてタジェが書き下ろしたのではないかと推測されるが、詳細については何も述べられていない。本書は2010年5月にプロン社から刊行され評判になったものである。

本書の終り近くで、ザイナはこの本が誰に向けてのメッセージであるかを明らかにして

¹ 『朝日新聞』『読売新聞』など日本の各紙は2010年9月15日にこのニュースを掲載している。

いる。彼女によれば、自分と同じフランス生まれのアラブ人女性たち、自分のようなドメスティックバイオレンスの犠牲となっている女性の「隣人女性たち」、そして本書中に登場する（夫の要請で）ヴェールをまとうようになった従妹という、2つのグループと一人の特定の女性に向けて本書は書かれたのである。そして本書の後書き「わがムスリムの姉妹たちへの手紙」はザイナがニカブを着ていた時の仲間の女性たちにあてた手紙という形式を取っている。しかし、ザイナ自身も予想しているように、おそらく彼女たちは本書を読むことはないであろう。（夫の家を逃げ出すまでのザイナが本をまったく読むことがなかったように。）

一方、本書の裏表紙には「ザイナの物語は 21 世紀のフランス、我々の家からほんの数メートルのところまで展開されたのだ」という文章がある。つまり、これは上記の第 2 グループの読者、その大部分が非ムスリムであるような、いわゆる一般のフランス人読者を想定しているということであろう。ニカブ着用強制に代表されるような、女性の虐待に対する告発の書なのである。その内容ゆえに、ザイナは自分の身元が特定されて夫をはじめとする過激な人々の復讐と迫害の対象にされることを恐れていると本書は言う。

『私のニカブの下に』が出版されたのが、2010 年 5 月であり、フランスでブルカ禁止法案についての議論が白熱していた時期であることを忘れてはならない。このタイミングで出版したのは、本が注目され、議論を巻き起こし、売れる、ということをめざした出版社や著者の目論見があり、それがかなり成功したのではないだろうか。

本稿では、この本における主人公の衣服の変化を中心にして、イスラームの信仰と衣服の関係について考察していきたい。その際に、本書における女性の衣服やヘアスタイルの描き方を詳細に検討することによって、論争の書としての本書の戦術の特徴が明らかになるだろう。

第1章 チュニックとパンタロン

『私のニカブの下に』の最初の部分でザイナは自分の出自について次のように述べている。

私は、フランスじゅうに何万、何十万も存在するいわゆる伝統的ムスリムの家庭に生まれた。家族は信仰に厚く、毎日 5 回お祈りをし、ラマダンの断食もおこなっていた。[...]私たちは金持ちではなかったが、必要な物に不自由したことは一度もなかった²。

このように、彼女は自分がけっして特別な境遇に生を受けたわけではなく、きわめてありふれたマグレブ（モロッコ、アルジェリア、チュニジアの総称）系のフランス女性であることを最初に読者に確認させている。なお、家族構成については兄弟姉妹が大勢いたことが述べられているが、名前などの具体的な記述はいっさいない。本書で述べられていることが事実であるとすれば（この点にはおおいに議論の余地があるが）、執筆者ザイナが身の危険を感じていて、少しでも本名確定につながる事実を伏せようとしたからだの説明がつく。

彼女の家では、他の多くのマグレブ系ムスリムの家庭同様（この点は本書で何度も強調

² *Sous mon niqab*, p.9. 本稿では、この本からの引用は引用文の最後にページナンバーをカッコに入れて示すことにする。

されている)、両親が娘の行動を完全に把握管理していて、他のクラスメートたちのように学校からの帰りに寄り道をしたり、友達の家を訪問しあったりすることはなかった。そして、彼女が思春期を迎える頃になると家族の締め付けは少しずつきびしくなり、クラスメートの男子生徒はもちろん、ムスリムではない女子生徒ともザイナは付き合うのをやめてしまうのである。

彼女はとりわけ衣服やヘアスタイルといったものに関心を示し、それについて多く語っている³。本書の最初の段落においても、自分が生まれた時代(1980年代?)のファッションについて次のように説明している。

カイロやカサブランカの大学でも娘たちはジルバブよりもジーンズを身につけていた。マルセイユ、パリ、あるいはリヨンでは、アルジェリアの田舎から出てきた祖母たちを除いて、巻き毛の髪がむきだしだった(9)。

ザイナはまた自分の中学時代の服装について、他のムスリムの女子学生たちと同様であったとして、次のように述べている。

私たちはスカートをはかず、パンタロンをはいてその上にチュニックを着ていた。ヒールの高い靴を履くことはけっしてなく、顔にお化粧をすることもなかった。夏には半そでを着ることが許されたが、私の洋服ダンスにタンクトップが入ったことは一度もなかった(16)。

ザイナは従順な娘として、表面的には両親に反抗することもせず、さして熱意を覚えぬままにきちんと毎日のお祈りやラマダンなどをおこなっていたが、本心ではもっと自由な生活を望んでおり、家族の反対を押し切って働き始めていた。やがて、彼女は同じコミュニティに属する青年と知り合って、両家の祝福を受けて結婚する。彼はバスケットシューズをはき、ジーンズと皮ジャンパーに身を包んだ普通の青年だった。若いカップルの新居では1日5回のお祈りをするのではなく、ザイナはそのことに満足と開放感を感じていた。夫は結婚後も彼女が仕事を続けることに反対せず、結婚後の彼女はスカートをはくこともあった。新婚夫婦は時々二人で外出したり、外食することさえあった。

以上がザイナの本(全10章と後書き)の第2章の前半部分までにあたる。ここでは結婚前の夫の身なりがごく普通の青年のものであったことや、新婚の彼女がスカートをはいたこと、また、結婚後は毎日のお祈りをしなくなったことに注意を喚起しておきたい。

第2章 バンダナからジルバブへ

本書ではザイナの夫についても名前や職業などは書かれていない。彼が彼女と同じような出自であり、同じくらいの年齢で、何か仕事について稼いでいる(ただしそれほど収入が多いわけではない)ことしかわからない。結婚生活の最初の頃は平穏だったのであるが、ある時期から夫の交友関係が変わり、彼がイスラーム主義に夢中になっていったことがうかがえる。夫の新しい友人たちは皆あごひげをはやし白いガンドゥーラ(そでなし長衣)を着ていた。ザイナは述べていないが、夫もおそらく同じ服装をするようになったのであ

³ ただし、この点については、もうひとりの著者であるタジェの意図がかかわっているのかもしれない。タジェが衣服についてこと細かくザイナに質問し、彼女はそれに答えただけだとも考えられる。

ろう。二人でいっしょに外出や外食をすることがなくなり、夫の友人と顔を合わすこともなくってくる。夫はイスラームの戒律を順守するようになって毎日 5 回のお祈りをかかさなくなり、妻にも同じことを求めるようになる。また、ザイナが職場で男性に混じって働くこと、特に同僚男性の顔を正面から見ることを夫は嫌がるようになる。スカーフをつけた女性を賞賛するようになり、ザイナの服装が挑発的であるとして暴力をふるうまでになる。夫は彼女に次のように言う。

君は僕のものだ。他の男に君を見てほしくない。君は恥じらいを持つべきだ。ぼくたちのため、ぼくたち夫婦のため、ぼくらの家族のため、イスラームのためにそうしてくれ(37)。

ザイナはスカートをしまい、もとのようなパンタロンとチュニックに戻る。スカートは彼女と夫にとって反イスラームの記号となったのであった。だが、夫の要求はその後も続く。彼は妻が家の外で髪を見せるのを嫌がるようになる。最初は抵抗していたザイナであったが、夫の懇願と暴力（彼は妻を正しい道に連れ戻してやるのだと正当化する）に負けて、頭にバンダナを巻くようになる。夫に暴力をふるわれたことをザイナは実家の家族にこぼすが、母親をはじめ家族の女性たちは、それはどこの家庭でもあたりまえのことだとしてとりあってはくれない。

髪を隠すという行為が意味すること、コーランに従い、女性の誘惑的な部分を人目にさらさない、という行為がどのように進行していったかをザイナは詳細に語っている。バンダナで覆う部分がだんだん広くなり、布も最初はおしゃれで小粋なものだったのが少しずつ地味になり、やがてバンダナを捨てて、胸の一部まで覆うヒジャブ（髪と首を隠すスカーフ）をかぶるようになる。ザイナは朝家を出る時はヒジャブをつけて通勤電車に乗るのだが、最寄り駅に着いたらすぐにそれはずして職場に通っていた。また、服装で体を覆う部分が多くなるのと並行して、彼女はイスラームの戒律を厳格に守るようになる。仕事やその他の活動にはお構いなしに、お祈りの時間を守るように夫に厳命されたので、彼女の仕事にも支障が出るようになる。

やがてザイナは妊娠し、それでも仕事を続けるつもりでいたのだが、夫は彼女にやめるように言う。双方の家族も同意見で、彼女は専業主婦となる。息子が生まれると皆が大喜びし、ザイナも赤ん坊の世話に夢中になる。そんなある日、めずらしく夫が友人夫婦を家に連れてくる。その女性のほうが黒いジルバブ（手と顔以外の全身を覆う衣装）をまとっているのを見て、ザイナは気味悪く感じ、ひそかに彼女を幽霊女(*fantômette*)と呼ぶが、夫はこの女性をほめちぎる。

その後も家事と育児のみの生活が続く。ザイナの行動範囲はどんどん狭くなり、家とスーパーマーケットとモスク、それに時々顔を出す実家のみとなる。そのうえ、必要がないという理由で、夫はザイナから車の鍵を取り上げてしまう。彼の方はひんぱんに外出し、イスラームの教義についての本を読み、テレビで説教を聞き、モスクに通う。ザイナの衣服はというと、夫の圧力のもとに、できるだけ皮膚の見えないものから、さらに体の形をあらわにしないものへと変わっていく。具体的には、それまでのチュニックとパンタロンというスタイルからローブにかわり、それも徐々にだぶだぶのものとなる。外出のさいには夏でも黒い靴下を履くようになり、真夏でもマントを着用するようになる。

夫はそれでも妻の身なりに満足しない。良きムスリムとしてイスラームの戒律に徹底的に従うことを要求して、彼は以前友人の妻がまとっていたようなジルバブを身につけることをザイナに要求するようになる。彼女は嫌がるが、最終的には彼の意志に従わざるをえ

なかった。ジルバブを着た自分の姿を彼女は次のように描写している。

ケープの襷が足にひっかかり、それは巨大な蛸のようだった。まとわりついている生きた怪物が私をゆっくり堂々とした足取りで歩かせるのだ(57)。

この生きた怪物、気味の悪い巨大な蛸のような衣服が徐々に彼女の精神にまで影響をおよぼしていく様子が次のように語られている。

暗いケープが私の体と同時に私の精神も呑み込んでしまったような不思議な感じがしたものだ。私は大声で叫びたかったが、できなかった。何ヶ月かするうちに、これを着ている人が叫んだり、話したり、意見を述べることに、そして深く考えることさえも、この衣服が邪魔していることがわかった(58)。

ジルバブを着てからの自分は3年以上笑わず、ほぼ笑むことさえめつたになかったとザイナは語っている。しかしながら、彼女の家族や周りの人々は、伝統的な衣服を着て威厳のある歩き方をする、つつましい彼女をほめそやし、若い女性たちの手本・模範とみなすようになってきた。実家の近所に住む、最近アルジェリアから来たばかりの若妻は、夫に説得され、ザイナをみならってジルバブを着用するようになっていた。ザイナは「最後に見た時、彼女は蛸の中に首をうずめていて、もう笑うことをやめてしまっていた(62)」と語る。

第3章 ニカブ

前章で見たように、ザイナのまとう衣服は彼女に肉体的拘束を与えるだけでなく、心理的にもじわじわと大きな影響を与えるわけであるが、本書で語られることがらの中で、特に印象的なのはイスラームと女性の身なりとの全的な相関関係であろう。ザイナおよび周りの人々はイスラーム的完全(perfection)への道のりのどこに自分が位置しているかを、身にまとう衣服によって示すのである。

この道程において、ニカブはジルバブからの自然な帰結であり、ジルバブはスカーフ、ヒジャブからの到達点なのである。ジルバブをまとう私はこの完全なヴェール[ニカブのこと]を身につけることになるだろう(83)。

しかしザイナはニカブをまとう決心がつかない。夫が彼女のために買ってくるその衣装は彼女の目には「病的な黒い塊」としか見えないのである。だが、自分の要求に素直に従わない彼女に夫はしびれをきらし、ザイナの顔を殴るようになる。青あざができた顔を人目から隠すため、ついに彼女はニカブを着用するようになる。そしてまずは、ニカブとそれに付随する衣装の窮屈さ、拘束性が述べられる。

私の新しいローブは前と同じくらいゆったりしていたが、もっとずっと固く、こわばり、流動性や柔軟性が全くなかった。そして、とても黒かった。[...]その布は檻のように固く、死と同じくらい黒かった(80)。

ニカブの下で、私の生活は家の中だけに限られてしまった(105)。

ザイナはニカブをまとった自分がもはや何者でもなく、顔も、名前も、意志も、欲望も持たない「黒い影」になってしまったと感じるようになる。彼女はニカブを自分の「牢獄」「怪物」と呼びもする。しかし、それを着て通りに出ると、アラブ系の見知らぬ人々が彼女に対して尊敬のしぐさをし、家族は彼女をイスラームのシンボルだともてはやす。

さて、本書第 7 章は「姉妹たち」と題され、モスクに集まる女性たちのことが述べられている。これらの女性たちの間では、伝統的ではない新しいヒエラルキーができていたとザイナは言う。そこには服装による目に見える階級差があり、ニカブをまとっている女性は一番賢い「貴族」であるとして、尊重され敬われていた。内面はからっぽであるのに、外の衣装によって周りの人々から丁重に扱われることに彼女は居心地の悪さを感じる。しかし、ニカブにふさわしい行動が期待されているため、自分に助言を求めてやってくる娘たちに対してザイナは、「完全」への道を前進するための服装を奨励せざるをえないのであった。

家庭以外の世界との貴重な接触場所であったモスクでの女性たちの集会への参加に対しても、やがて夫はいやな顔をするようになり、ザイナが家の外に出るのは、子どもを学校に送り迎えする時と近所の食料品店に行く時のみとなる。非ムスリムの人々が自分を指して「幽霊」「カラス」と呼んでいるのを通りで耳にして、彼女は自分がいつか見たのと同じ幽霊女になってしまったことを感じる。一方、夫の暴力はエスカレートしていき、もはやもっともらしい理由さえない暴行となっていた。

第 4 章 ニカブからの解放

本書の最後の 2 章は怒涛の展開となっている。ある日、偶然ニカブを付けずにアパートマンの戸口に立っていたザイナは、以前から彼女に同情していた同じ階の女性（ムスリムではない）に声をかけられる。ザイナの顔は連日の夫の暴行で青あざができていたのである。その隣人女性の助けで、ザイナは息子を連れてすぐに自宅を出て、ドメスティックバイオレンスの被害者を援助する団体の扉をたたく。そして、そのメンバーの女性たちの強い要請で彼女はヴェールをはずす。

目を隠しているモスリンの四角い布を解き、私はニカブのヴェールを持ちあげた。殴打によって紫色になった自分の顔を私が意識したのは、彼女たちの視線と、彼女たちのひとりが押し殺すことのできなかつた戦慄とによってである。[...]私の表情を読まれ、考えを推測され、私が誰であるかを知られてしまった今では、私は自分が裸であるように感じた。私は「無」であることをやめた。全身を覆うヴェールが与えてくれた匿名と溶解の快適さを失った(123)。

数年ぶりにヴェールなしで通りに出た彼女は太陽の光に目がくらみ、突然広がった視野に困惑する。自分が生まれ変わりつつあるのだと感じると同時に、体の線がはっきり出る衣服と顔がむき出しになることに居心地の悪さがあり、普通の服を平気で着られるようになるのに 1 カ月かかったとザイナは語っている。また、先の引用の後半部分にあるように、ニカブからの「解放」は 2 つの相反する感情を彼女のうちに引き起こした。それほど衣服は人間と一体化し、ニカブは彼女の体と心の一部となっていたのだ。

夫のもとを出、ニカブを脱いでまもなく、幼い息子の無邪気な問いによって彼女は自分

の衣服についてさらに考えさせられることとなった。

彼は私が困るような質問、それにどう答えるべきかまだわからないような質問をした。

「ママ、なぜママの服を着ないの？ ママはムスリムでしょう？」
それでは、私の「服」がイスラームだったのだろうか(128)。

このようにザイナがまとう衣服は彼女の心身の一部となっただけでなく、まさに彼女の信仰、イスラームそのものを、それが全面的に吸い取ってしまったかのようだった。彼女の最も身近にいる息子の目にさえもそう映っていたのである。あたかも、着ている人ではなく、衣服のほうが本質であるかのよう。

本書の後書き「わがムスリムの姉妹たちへの手紙」で「あなたたちが尊敬していたのは、私ではなく、私のニカブだった。その下に何があったのかあなたたちは知っていたらどうか(147)」とザイナは訴えている。その一方、新しい生活を始めた彼女はジーンズとTシャツを身にまとうようになっていたのだが、夜、自宅でたったひとり祈りをささげる時にはジルバブに着替えていると語っている。ニカブとその拘束をきびしく非難する彼女でさえ、衣服と信仰との関係自体を全面的に否定しているわけではなく、自分が良きムスリムであることを「人目のないところでさえジルバブをまとう」という事実で強調しているのであり、イスラームの信仰の指標としての衣服という考え方の根深さがうかがえよう。

これまで『私のニカブの下に』の中のイスラームコミュニティにおける衣服、それにまつわるドメスティックバイオレンスや女性の抑圧について見てきた。あたりまえのことではあるが、家庭内暴力とニカブは常に結びついているわけではないし、ニカブやブルカを着用している女性がみな家に閉じこもることを余儀なくされて、心身ともに家族の男性にがんじがらめにされているわけではないだろう。しかし、本書の内容とレトリックの迫力は、信仰と衣装とが分かちがたく結びつき、それに対する語り手の生理的・感覚（視覚、触覚）的な反応までが非常に説得的に語られている点にある。

ここで本書のもうひとりの著者であるジャーナリスト、タジェに目を向けよう。タジェはこの本出版の前年に同じプロン社から、ルブナ・アハマド・アル・フサイン Lubna Ahmad al-Hussein という女性とともに『パンタロン着用で鞭打ち 40 回』*40 coups de fouet pour un pantalon* というドキュメンタリーを出版して、スーダンの公序警察がイスラーム法と伝統の名のもとに女性を束縛しているかを、パンタロン着用で処罰された女性の物語として語っている。この本でも、女性の衣服とイスラームとの関係が中心主題となっているのだ。女性の服装とイスラーム社会での抑圧の関係に大きく注目する本を出し、その衝撃的な内容によってタジェはブルカ禁止法案論争に影響を与えようとしたのであろう。『私のニカブの下に』は声高に女性解放のスローガンを叫ぶことなく、もっと巧妙かつ戦略的なレトリックでブルカ禁止法に賛成する世論形成の一翼を担うことをめざしたのではなかろうか。

終章

最後に本書に描かれているフランスの現代社会の問題に触れておこう。本書の最初からザイナはフランス社会内の複数のコミュニティ分立について語っている。都市郊外に生ま

れた彼女は地元の公立学校で教育を受けるが、コミュニティによる分断は小学校からすでに始まっていたと言う。

すでに、小学校の終わりごろから、民族的・宗教的な同類によるグループができていた。ユダヤ人の子どもたちは、自分たち同士で遊ぶのを好んだし、ムスリムの子どもたちも同様であり、「フランス人」と私たちが呼ぶ子どもたちはだんだん私たちとはいっしょに遊ばなくなっていった(11)。

このように家庭では自分たちと「フランス人」たちとの違いが強調され、自分たちは彼らとは別の文化を持ち、別の教育、別のしつけがあるのだと言われてザイナたちは育つのである。のちに彼女は次のように言うことになる。

真実を言えば、私たちは2つの文化を持っているのだ。ひとつは学校で教えられるものであり、もうひとつは家の中で私たちが生きている文化だ。そして家の文化が学校のそれを押しつぶしてしまう。それが「本当の」文化であり、私たちが受け入れることを要求される唯一の文化で、残りは単なる形式にすぎないのだ(76)。

本書の終わり近く、夫の家を逃げ出した彼女は自分が一種のパラレルワールドに住んでいたような気さえるのである。それほど、彼女の属するマグレブ系ムスリムたちのコミュニティとその外の世界はかけ離れており、けっして混じり合わない価値観・道徳観を持っているのであった。

このことはフランスという国家、あるいはヨーロッパや西洋世界にたいする彼女の周りの人たちの反応にも如実に表れている。モスクに集まる人々は9・11事件に快哉を叫び、アルカイダを支援するためのカンパを集める。彼女は次のように回想している。

夫は時々ひとりでフランスや西洋に対する痛烈な批判をおこなっていた。私はそれを聞いても心を動かされることはなかった。私は自分が西洋人であるとも、フランス人であるとも感じなかった。あえて言えば、アラブ人だった(110)。

彼女は夫の家から、自分の属していたコミュニティから逃げ出したあと、「フランス人」たちの間で暮らすことになるが、そこでまず直面したのは福祉関係の役所や慈善団体の融通のきかなさと縄張り意識、困難な状況に陥っている人々に対する理解のなさであった。夫や家族からの追跡をかわすため定まった住所を持たない彼女と息子はホームレスとしか認識されず、しばしば寝る場所も食べ物もなく戸外に放り出されたからである。ザイナによれば、このような女性を待ち受ける売春などの誘惑を、息子に対する愛情でなんとか切り抜け、いくつかの幸運（自分の身元がわかってしまうことをおそれて彼女はこのことについてほとんど何も語らない）と不屈の意志で、新しい生活を軌道に乗せることができたのである。

本書の終わりにおいて、ザイナは夫との離婚を勝ちとり、精神的・経済的に自立している。職場では同僚に尊敬される女性であり、ひとり息子の良き母親の役割を果たしながら、アラブに対する信仰（ただし外には出さない）を持ち続ける女性として自分を描いている。これは現代フランス社会にうまく適応した理想的な（つまり、今の社会にとって望ましい）ムスリム女性像として提示されていると言えよう。彼女が実在の人物であるとすれば、ジャーナリストのタジェが彼女のドキュメンタリーを出版した理由はそこにあるのではなか

ろうか。

本稿では『私のニカブの下に』において、特にザイナとイスラームの関係が彼女の衣服やヘアスタイルの変遷として描かれていることに注目して考察した。本来イスラームの「完全」への道のりの指標であったはずの衣服が徐々に着る人の心身を束縛するものとなり、ついには着る人の個としてのアイデンティティを消し去ってしまい、さらに、いったんこのような衣服との一体化状態に達すると、いわゆる普通の状態に戻るのがいかに難しいかが描かれているのである。

本書の著者はフランスのムスリム社会における女性抑圧構造に抗議しており、本書がブルカ禁止法案を支持しようとする意図で出版されたものであることは確実であろう。しかし、その主張を直接的に声高に述べるのではなく、衣服という、女性の体に密着したものに対する皮膚感覚に基づいたイスラーム像およびマグレブ系コミュニティ像を提示していることが、本書の説得力の源となっている。また、本書は現代フランスにおける多文化共存の提示する諸問題や、社会的弱者救済システムの不備についての具体的で詳細な報告ともなっている。本書で語られているさまざまな問題は、まだフランスほどではないにしても、いやおうなく多文化共存が進行している現代日本が今後おそらく遭遇することになる課題でもある。

【本稿で取り上げた文献】

Zeina avec Djénane Kareh Tager, *Sous mon niqab*, Plon, 2010

【参考文献】

Lubna Ahmad al-Hussein avec Djénane Kareh Tager, *40 coups de fouet pour un pantalon*, Plon, 2009

辻村みよ子・大沢真理編『ジェンダー平等と多文化共生』東北大学出版会、2010

内藤正典『ヨーロッパとイスラーム』岩波新書、2004

宮島喬編『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009

ルネ・レモン『政教分離を問い直す』青土社、2010

III 講演

講演

異境からのまなざし ——テオドール・W＝アドルノの社会的・ 美学的著作における亡命経験

1. 実施要領

講師 エバーハルト・オルトラント（ドイツ・ヒルデスハイム大学哲学研究所研究員）

日時 2010年9月30日（木）午後3時30分～6時

場所 大学院国際文化学研究科E棟4階 学術交流ルーム

主催 異文化研究交流センター・メディア文化研究センター

通訳 藤野 寛（一橋大学大学院言語社会研究科教授）

講師略歴

ドイツ・ヒルデスハイム大学哲学研究所研究員。哲学博士（ポツダム大学）。美学・比較哲学専攻。Th. W. アドルノ『遺稿集』の編者の一人を務める。

2. 講演内容

異境からのまなざし ——テオドール・W＝アドルノの社会学的・美学的著作における亡命経験

エバーハルト・オルトランド

みなさんにアドルノについてお話するようお招きいただいたことは、わたしにとって大きな名誉であり、講演に続いてみなさんと議論できることは喜びでもあります。

私のテーマをことあらためて導入する必要はないでしょう。といいますのも、ある意味で、すでに私はそのテーマの真っ只中に身を置いているからです。ドイツの哲学者で社会学者テオドール・ヴィーゼングルント＝アドルノが、20世紀の30年・40年代にアメリカでの亡命生活中になした異なるものの経験、そして、すでに亡命生活中だけではなくドイツ帰還以後にも彼が一連のテキストの中で反省を加えた経験を手がかりにして、私は、異境からのまなざしという現象について、お話したいと思います。

私の講演は、8章に分かれます。異なるものという問題、あるいはより一般的に、異なるものという現象に関する導入的な考察から始めます。それに続いて、アドルノに目を向け、彼がその出発点において身を置いたポジションと経験の背景について、その特徴を取り出すよう試みます。その後で、彼の亡命経験に立ち入り、5段階にわたって論じたいと思います。そして最後に、私の思うところ今日私たちが直面している問題を考えるために、アドルノが彼の亡命経験とどのように取り組み、遠くからのまなざしをどのように実り多いものとしたか、そのやり方から何を学びうるのか、についての考察で締めくくります。

【1】 異なるものについては、私たちは誰もが経験をもっています。自身がすでに過去に一定期間異邦に暮らしたこともあれば、なじみの環境の中で異なるものが私たちに遭遇してくることもあります。現代の交通とコミュニケーション手段、そして国際交流の強まりのおかげで、とりわけ過ぐる二世紀において、両者の可能性は、類を見ない仕方では膨らみました。そして、私たちに当たり前のように要求される現代生活の形態の土台になりました。神戸市は、もっぱらこのような発展に基づいてこそ今日ある姿となっているわけです。港がなければ、そして、国際的な通商と人的交流の可能性がなかったならば、この街の実質をなしているものは何一つ存在しなかったことでしょう。大学もなければ産業もなく、サラリーマンもいなかったでしょう。せいぜい、若干の漁師と農民、そしてわずかな数のサムライがいただけでしょう。

アドルノが生まれ活動した街フランクフルト・アム・マインから神戸までの隔たりは9256kmです。これは、アドルノが1940年代に亡命生活を送ったロサンゼルスまでの隔たり(9329km)とほぼ同じであり、また、ロサンゼルスから神戸までの隔たり(9223km)ともほぼ同じです。アドルノは、1938年2月にイングランドからニューヨークへ大西洋を渡ったのですが、それにはなお8日間を要しました。そして、ニューヨークからロサンゼルスまでアメリカ横断の汽車の旅は3日かかりました。そこに彼は、1941年11月に移り、続く8年間、そこに留まることになったのでした。もう一人のドイツの亡命者カール・レーヴィットは、1936年にナポリから船に乗り、スエズ運河を通過してコロombo・シンガポール・ホンコン、そしてジャンハイ経由で神戸まで旅をしたのですが、この距離を移動するのに33日を要しました。今日では、およそ15時間で、フランクフルトからロサンゼルスまで、あるいは大阪まで飛ぶことが可能です。この事実は、文化的に異なる状況と出会う機会を経験する可能性を容易にしています。しかし、もし私たちがこの事実に慣れてしまうなら。この状況は、ひょっとすると、私たちにしてもは多少しも異なるものではなくなっているのかもしれない。あるいは、それとも、依然として、なじみのないものであり続けているのでしょうか。

ドイツの社会学者ルードルフ・シュティヒヴェーは、スイスで仕事をする数多くのドイツの学者の一人で、2003年以来ルツェルン大学で教鞭をとり、2006年からは同大学の学長の地位にもある人ですが、ニクラス・ルーマンと共に、次のように想定しています。つまり、私たちは、自らが活動している社会を「世界社会」

として理解することを学ばねばならない度合いがどんどん高まっている、というのです。そして、事実確かに、今日ここで私がみなさんの前に立ち、みなさんにお話している事実は、コミュニケーションが国や言語の境界のせいで停止することは決してない、という事実の証拠として十分に評価されうるものでしょう。そのことが、個々人の内に、どれほどの困難をもたらすことになっていようとも、そうなのです。学問体系において、法体系において、経済システムにおいて、また芸術システムや境界を取り払われたインターネット空間においてそうであるように、多くの領域において、越境するコミュニケーションを私たちが日々その中で活動する参照枠とみなす、ということは、多かれ少なかれすでに自明のこととなっているのです。他の領域においては、網は未だそれほど広く張り渡されてはおらず、個別システムの断片的分割の下に織り込まれているのかもしれませんが。しかし、政治の領域においても、互いに国境線を引き合う国民国家のシステムと並んで、越境するコミュニケーション形態がこれまた幾重にも重要な役割を演じてすでに久しいのであり、宗教的コミュニケーションの領域においては、正しい信者がその都度不信心者として軽侮する他者に対して線引きをし排除することで巨大な不合理性のポテンシャルを繰り広げるといふ事態も起こりうるのですが、しかし、そこでも、越境するコミュニケーションは、何千年このかた、普遍的なものとして自己理解し、理想的にはすべての人間を引き入れるパースペクティブの中で — それをもたらすありとあらゆる葛藤・軋轢を伴いつつであれ — 幾重にも生きられている実践なのです。

少なくとも、社会的な「外部」なるものをこの世界社会の向こう側に考えることなどはやできないという意味において包括的なグローバル社会のシステムと私たちがかわりをどんどん深めているのだとすると、（あるいは、ひょっとすると、それどころか常にそうであったのだとすると） — この特定の社会の境界の向こう側にはその都度いつもさらに別の社会が存在し、それに対して一定の対外関係が保持されたりされなかったりするという風に想定されていたかつての社会についての表象とは異なって — 異なるものの位置への問いは、新たに立て直されることとなります。異なる人というのは、実は、コスモポリットに他ならないのではないのか、と。ただ彼は、グローバルな社会秩序が、シュティヒヴェーが考えるようには未だ完全には定着していなかった、というそれだけの理由で、異なる人と呼ばれていたに過ぎない、ということなのではないか、と。だとすると、異なるものの社会学というのは、「世界社会の前史」に他ならない、ということになるでしょう。世界社会 — それは、これからようやく完全なものになる、ということではないのでしょうか — の中では、本来誰一人、異なる人と呼ばれうる人など存在しない、ことになるはずなのでしょう。

このようにもユートピア的な状態を私たちが体験するであろうと考えさせてくれるものは、さしあたり多くはありません。同じコミュニケーション手段、同じ消費財、同じ流行市場、同じファストフードのチェーン店が世界規模で広まってゆくことを通して、平準化傾向が強まってゆくことは確実であるにもかかわらず、私たちの世界経験は、ここ当分の間は、社会的・文化的異質性というその都度主観的な経験によって、また他者によって異質なものというカテゴリーに帰せられるものによって刻印されてゆくことでしょう — その際、決して無視することができず、せいぜい個人の内ですらうじて和らげあるいは克服することができるにすぎない帰結を伴いつつではあるのでしょうか。仮に、私たちが世界社会の中に生きているのだとしても、それは、明らかに、異質性が何の役割も演じないような世界社会であるのではなく、それ自身の内で差異化され、分割された社会なのであり、それは多様な形態の異質性を生み出し、自らも異質さとの、異人（外人）との、異質なものの、異和感を抱かせるものとの様々なかたちの交渉を必要ならしめるような社会であることでしょう。

だからこそ、分節化して表現する能力を備える同時代人が異質なものの経験を表現した記録を追跡することは、なすに値する作業なのです。そして、そのような証言の中で、テオドール・W＝アドルノがアメリカ経験について書いたテキストが、もっとも注目に値するものの一つであることは、確かなことでありましょう。

【2】 異境からのまなざし — その問題に、今日のこの講演で私は主として集中的に取り組むことになるわけですが — に先立って、またそれと並べて、異境へのまなざし、というものへと考察が及ぼされねばなりません。つまり、アドルノが、亡命先であるアメリカ合衆国へと投げかけたまなざしであり、この国が、またそこで特徴的となっていた生活形態がそれを彼が見たようなものとして彼の目に映っていた、そ

のまなざしです。このまなざしは、アドルノの出自によって、そして、アドルノが1933年のナチによる政権掌握以降、亡命生活に入ることを余儀なくされた歴史的條件によって特徴づけられています — それ以外にどうありえたというのでしょうか。しかし、同時に、このまなざしは、哲学者、音楽家、文化社会学者にして批判的社会理論家であったこの人が、その若き日々には練り上げていたカテゴリーと直観形式によっても、また媒介されていたものなのです。

アドルノの家族史に目を向けることは、彼の亡命経験との関連で興味深いのですが、それはとりわけ、アドルノ自身が社会学的論稿「家族の問題に寄せて」(1955)の中で(次のように)確認しているからです。

「極限的な条件のもとでは、そしてそれと直接する帰結においては、例えば、亡命者においてそうであるように、家族は、なんといってもやはり強いものであることが証明され、生き延びるための中心として、幾重にもその力を発揮する。」

テオドール＝ルートヴィヒ・ヴィーゼングルント — というのが、彼の洗礼名ですが — は、1903年、フランクフルト・アム・マイン市に、中産階級のユダヤ人商人であったオスカー＝アレクサンダー・ヴィーゼングルント(1870-1946)の一人っ子として生まれました。母親、マリア＝バーバラ・カルヴェリ＝アドルノ(1865-1952)は、歌手として名を知られた人だったのですが、コルシカ島出身の移民であるジャン＝フランソワ・カルヴェリ＝アドルノ — この人は、フランスの将校だった人で、フランクフルトでは、定住外国人として市民権なしに生きていました — とオッフエンバッハ・アム・マイン生まれの歌手エリーザベト・ヘニングの娘でした。この母親の側から、音楽が、家族の中に流れ込みました。移民であり、定住外国人であることからくる部分的には微妙な社会的位置に伴う経験は、両方の家族の中に、ありありと現前していました。父親の弟の一人は、エンジニアとして英国に移住しました。この叔父は、1934年には、若き亡命者や、それに続いた親族にとって、ロンドンにおいて最初に身を寄せる先となりました。アドルノの父自身、ある時期、イングランドに住んだ経験があり、リベラルで英国びいきの生活習慣を大切に養っていました。それに加えて、イングランドにワインを輸出していた会社の商売上のコンタクトが存在していました。

アドルノが成長することになった環境を理解するためには、まず第一に、少なくとも父親側の家族のフランクフルトの社会への統合は、19世紀の終わりごろには成功裡に達成されていた、という事実が、踏まえられるべきでしょう。ワインの大規模な商いは、1922年にはすでにその百周年を祝うことができていました。アドルノの曾祖父であるベルンハルト・ヴィーゼングルント(1801-1871)が、これをフランケン地方のデッテルバッハからフランクフルトに移し、1867年には、特別に優遇された場所であるマイン川河畔に面する場所に定着して以降、商売は繁盛していました。この地で、彼の息子でアドルノの祖父であったダーフィット＝テオドール・ヴィーゼングルントは商売を継いで成功し、その商売はその息子でアドルノの父であるオスカー・ヴィーゼングルントに譲られたのでした。1871年以来、ドイツ帝国領内では、ユダヤ人は法律上、もはや差別を受けることはありませんでした。とはいえ、反ユダヤ主義的な怨恨と、社会的同化への圧力が存在しなかったわけではありません。アドルノの母親は、カトリックのキリスト教徒でした。父親は、ユダヤ教に対して、そして実質的にはすべての宗教に対して距離を置いていました。1920年には、ユダヤ教区から脱会しました。その子供は、1903年にフランクフルトの大聖堂で、カトリックの洗礼を受けます。しかし、この若者は、宗教の教師の影響もあって、プロテスタント信仰に接近し、プロテスタントの堅信礼を受けました。にもかかわらず、学校では、ユダヤの子供と見なされていました。

すでに学校の生徒として、アドルノは、フランクフルトにおいて、同級生の側からなされる社会的排除と攻撃を経験することになります。その中に、彼は、迫りくるファシズムの先触れを見ることになります。

「ひとりで居ることの好きな学友に襲いかかり、さんざんに彼を打ちのめし、その学友が事の次第を教師に訴えたとき、クラスの裏切り者呼ばわりした五人の愛国者たち — ドイツでは囚人たちが虐待されていると語った外国人を嘘つき呼ばわりしつつ囚人たちを虐待したのは、彼らではなかったのか？」 (§ 123, 299 頁)

一見したところでは完全無欠な世界 — 音楽の才能に恵まれ、両親の家で多方面の教育を受けた一人っ子は、そこで育ったのですが — は、遅くとも、彼が学校に通った時点では、決定的なひび割れを経験す

るところとなっていたのです。

同級生に対する距離というものは、若きヴィーゼングルントに、単に外側から暴力的に強いられたのであったわけではありません。彼の側で自覚的にそれを捜し求めている、という面も、どうやらあったようです。1959年のラジオ番組のための講演「異国の言葉」の中で、アドルノは、第一次世界大戦中、ギムナジウムで、自分がどのように愉快地学友の一人と強制的に生み出された暗号を作り出し、周囲から距離を置こうとしていたのか、を思い出しています。その時代のナショナリズムによって支配された言葉の中では、外国語は、「抵抗のささやかな細胞」を表現するものだった、というのです。そこにさらに、もう一つのモチーフがつけ加わります。遠くにあるもの、他であるものに対する憧れです。

「若いときに異国の単語に惹かれるのは、(男性なら)外国の、望むらくはエキゾチックな女性に惹かれるのと似ている。言語上の族外婚に誘惑されるのだ。言語もまた、《いつも同じもの》の領域から、自分がそうであり、自分が知っているものの呪縛から逃れたがっている。あの頃は、外来語を口にすると、憧れの女の子の、誰にも教えなかった名前を言ったときのように、顔が赤くなったものだ。」(269頁)

母親、そして家族と共に暮らしていた叔母アガーテ・カルヴェリ=アドルノ — 達者なピアニストだった人ですが — を通して、小さなテディは、早くから音楽の世界に導きいられました。「彼は音楽を第一の媒体にして、家庭内の二人の女性に対して強固な絆を作りあげた。」(32頁) テディはヴァイオリン、ヴィオラ、そしてピアノを弾くことを学びました。音楽家になりたいと思い、16歳、アビトゥアを受ける前に早くも、彼はフランクフルトの高等音楽院で、作曲法とピアノに重点を置いて音楽を学び始めました。

一クラス飛び級をした後、アビトゥアをすでに17歳で一等賞の成績で合格したヴィーゼングルントは、それに続いて、哲学を学ぶべくフランクフルト大学に入学します。そこで彼は、心理学、社会学、美術史、そして音楽学の授業を聴きます。それと平行して、アドルノは、様々な新聞、雑誌のための音楽批評家として、活発なジャーナリズム活動を繰り広げます。大学で7セメスター学んだ後に、早くもアドルノは、同時代の哲学において熱く論じられていた問題に関する博士論文「フッサール現象学における物的なものとのノエマ的なものの超越」を提出することができました。この論文によって、アドルノは、1924年、21歳の誕生日を迎える前に、新カント派の哲学者ハンス・コルネリウスの下で博士の学位を与えられたのでした。

学位取得に続いて、アドルノは、ひとまず、アカデミズムの哲学に対して距離を置くことにし、ウィーンに移ります。アルバン・ベルクのもとで、個人的に作曲を学ぶためでした。ウィーンで8ヶ月を過ごした後、アドルノは、1925年、引き続き作曲家になり、音楽における前衛のブレイクに寄与したいという願いで心を満たしながらも、フランクフルトに戻ります。そして、音楽批評家としての活動は続けつつ、超越論的な心の理論における無意識説に関する教授資格論文執筆のための研究に着手します。彼の指導教官ハンス・コルネリウスの新カント派的超越論哲学の立場からするフロイトとの取り組みでした。(しかし)ちょうど24歳になったばかりのアドルノの教授資格取得の試みは失敗します。1928年1月、コルネリウスの勧告を受けて、アドルノは、この論文を取り下げます。音楽批評家として地歩を築こうとする試みについても、この年月、アドルノは、思い通りに成功を収めることはできませんでした。かくして、1929年、アドルノは、フランクフルト大学の哲学科で、二回目の教授資格取得の試みを敢行します。今度は、キルケゴールと美的なもの構成に関する研究で、アドルノはそれを、1931年、パウル・ティリヒのもとに提出し、首尾よく審査に合格することができました。この著作は、当時、とりわけマルティン・ハイデガーの作品を通して勝利の行進を開始していた実存哲学のキーワードの中心的提供者であったキルケゴールとの対決を通して、新しいポジションを展開するものでした。つまり、美学理解の基礎づけであり、この美学理解に、アドルノは、晩年の著作である『美の理論』にいたるまで導かれ続けることになるのでした。キルケゴールに関するこの著作において、アドルノの哲学的出発に決定的な刺激となったものを、アドルノは、ヴァルター・ベンヤミンから受け取ったのでした。ベンヤミンも、1925年当時、フランクフルト大学で教授資格の取得を試みたのですが、アドルノの師ハンス・コルネリウスとマックス・ホルクハイマーの抵抗にあい、失敗していたのでした。遅くとも、1929年以降、ベンヤミンは — アドルノは、すでに1923年には彼と知り合っていたのですが — アドルノにとって、知的に方向確認をするための抛り所を与える中心人物となりました。ベンヤミンの思考方法、経験、運命は、異なるものの、そして自分自身の亡命へのアドルノのまなざしをも特徴づけるものと

なったのです。

【3】 このキルケゴール論は、1933年3月に刊行されました。「ヒトラーが独裁権力を掌握した、その日のことでした。」ヴィーゼングルントはベルリンで、数々の事件の証人となります。しかし、国外に出ることは、さしあたり、まだ考えませんでした。1933年2月末に、ベルリンの帝国議会の建物が炎上し、それに続いてナチ権力者たちによる抑圧が波のように押し寄せるに至って、3月、ヴァルター・ベンヤミンはフランスに逃れます。イビツァに仮寓を見出すためでした。フランクフルトの社会研究所は、1933年3月13日に警察によって閉鎖され、差し押さえられました。マックス・ホルクハイマーは、それでもなんとか中立国のスイスに研究所を移すための準備を用心深く進めていました。1933年7月には、フランクフルトのオーバーラートにあったアドルノの両親の家が、警察による捜査を受けます。信用を破壊するような資料を捜してのことでした。1933年9月には、ユダヤの出自をもつという理由で、アドルノは、フランクフルト大学での教授資格を没収されます。出版しお金をかせぐ可能性は、消失しました。ヴィーゼングルントは、マーク・トウェインのトムソーヤを題材とする子供向けオペラの作曲という仕事に没頭します。どうやら、一定の譲歩をすることで、音楽家として、ドイツの時代精神に歩調を合わせることができないのではないかと、あるいは、ウィーンで大学講師として、もう少しましな条件を見出すことができるのではないかと、と期待していたようです。

そうこうする間にも、彼の父親は、息子のために、特にロンドンで暮らしていた叔父とアカデミック・アシスタンス・カウンシルを介して、イングランドに足場を固める可能性を探っていました。こうして、ヴィーゼングルントは1934年4月、イングランドに向けて旅立ちます。もちろん — 当初望んでいたように — ドイツでの教授資格のおかげでただちに助教あるいは准教授としてのアカデミズム内の地位を手に入れることができる、という風にはことは運ばなかったのですが。アカデミック・アシスタンス・カウンシルの勧めに従って、アドルノは、「上級学生」としての入学許可をオックスフォードで手に入れます。イギリスの博士号をとり、将来、イギリスの大学制度の中でキャリアを積んでゆくための礎石を置こうという計画に基づくものでした。秋には、メルトン・カレッジへの入学許可を受けます。フランクフルトでの博士論文を土台として、フッサール現象学における志向性と直観をテーマとする学位論文を執筆するというプロジェクトのためでした。そうすることで、2年間の滞在許可が得られることが確実となったのでした。1937年には、彼は、期間限定なしにイギリスに滞在する許可を得ることになります。しかし、経済的には、彼は、もちろん両親のお金に依存したままでした。そして、ドイツ帝国の通貨持ち出しのコントロールのせいで、そのこと自体が日増しに困難になっていったのでした。彼がオックスフォードに見出した条件はとても恵まれたものでしたし、ヴィーゼングルント自身、その点を十分に弁えていました。一方でイギリス滞在の許可を有しつつ、他方で公的には引き続きドイツに住居を持つという立場を得て、彼は、1937年まで、学期休みのたびごとにドイツに戻り、フランクフルトに両親を訪ねたり、婚約者のグレーテル・カルプスに会いにベルリンに行ったり、あるいはまた、一緒にシュヴァルトヴァルトやフランケン地方でヴァカンスをしたりすることができたのでした。1937年には、グレーテルをベルリンからロンドンに呼び寄せることに成功します。二人はロンドンで結婚します — かつてアドルノの両親がそうし、父親の両親もまたそうしていたように。

哲学の面では、ヴィーゼングルントは、1937年まで滞在了オックスフォードでの時間を、フッサール論やジャズやワーグナーに関する音楽社会学的研究に打ち込むことと平行して、特に、ニューヨークにあって、コロンビア大学の周辺で再組織化されていたホルクハイマーの社会研究所との関係を強化することに利用していました。1935年以来、彼は、研究所のヨーロッパにおける共同研究員と見なされていましたが、無給の身分でした。1937年に彼はニューヨークにホルクハイマーを訪ねます。自らの移住の準備をするためであり、1938年2月には実行に移されました。1938年アメリカ合衆国に移住したことによってようやく、ヴィーゼングルントは、ドイツから、法律的にも有効な正式の移住をすることになったのでした。アメリカで彼は、さしあたり、ヴィーゼングルント＝アドルノと名乗ります。すでに20年代以来、彼は、音楽理論の論考を発表する際には、この二重姓を用いていました。後にはしかし、アメリカ人には発音の難しいヴィーゼングルントのほうを省略し、あっさり、テオドル・W＝アドルノと名乗るようになります。ニューヨークで彼は、最初、プリンストン大学のラジオ調査プロジェクトのための共同研究員になります。すでに1934年にウィーンから移住していた社会学者パウル・ラザースフェルドによって導かれていたプロジェクトで、後にはそこから発展してメディア研究が出てくることともなる研究分野における先端的な仕事でした。しかし、メディ

ア受容の経験的な研究においてラザースフェルドと協働することの困難さが明らかになるに及んで、アドルノは1939年、ニューヨークの社会研究所の正式採用の共同研究員の地位に転じたのでした。

彼の両親もまた — ドイツで反ユダヤ主義的迫害にさらされる度が高まり、1938年にはワイン商が略奪され破壊されるということがあって — キューバでの途中滞在を経た上で、1939年にはニューヨークに移住することに成功します。ホルクハイマーは、ニューヨークの気候が合わなかったために、1940年、住居をカリフォルニア州の太平洋岸に移します。アドルノも、1941年、妻と共に後を追ひ、ロサンゼルスに移ります。そこで、ホルクハイマーとアドルノは、共同で『啓蒙の弁証法』を書き、それに続いて、アドルノは、1944年から49年にかけて、社会的差別に関する研究プロジェクトを主催します。1949年まで、ホルクハイマーとアドルノ、さらにはハリウッドの周辺で仕事をしてきた同僚たちは、ドイツ、オーストリアから来た多くの知識人や芸術家たちと近所づきあいをしながら生活していました。アーノルド・シェーンベルク、トーマス・マン、ベルトルト・ブレヒト、ヘレーネ・ヴァイゲル、リオン・フォイヒトヴァンガー、ハンス・アイスラー、フリッツ・ラングといった面々です。

オックスフォード時代になって、しかも、ドイツにいる親戚たちが具体的抑圧を受けている事実には強い印象を受けて、ようやく初めて、アドルノは、ドイツのナチズム体制について、単に抽象的な政治的大惨事としてのみならず、実存的脅威としても真剣に受け止めることを始めます。1935年以来、彼に明らかになったのは、ヨーロッパで壊滅的な戦争が起こることなしにはすまないだろう、ということでした。そして、彼は、移住者として自分自身がおかれた状況とも取り組むことを始めます。亡命経験との彼の対決の最も重要な記録となったのが、『ミニマ・モラリア — 傷ついた生活裡の省察』でした。この書を彼は、1945年、カリフォルニアで、マックス・ホルクハイマーに50歳の誕生日を祝って献呈し、拡大された形で1949年に出版することになります。

【4】 『ミニマ・モラリア』 — 著者のもっとも成功した本です — は、多くの層からなる複雑な作品です。この本は三つの部分からなり、それぞれ、1944年（Ⅰ部）、1945年（Ⅱ部）、1946—47年（Ⅲ部）という日付けが打たれています。すべてあわせて153の、一見したところでは何の連関もなく互いに並置されただけの短い散文、アフォリズム — それらは、めったに1頁、あるいは2頁を超えることはなく、少数の少し長めの作品でもせいぜいが7頁どまりなのですが — から成っています。主観性が強調される『傷ついた生活裡の省察』は、著者の個人的経験から、多彩に語り出されます。しかし、アドルノのねらいは、自らの生活史を公的に広めることにあったわけではいささかもなく、むしろ、単刀直入な一般化をこそ特徴とするものでした。

「いまは罪のないよしなしごとというもののあり得ない時代だ。」（§5、18頁）

「誰でもたえず何か計画をもっていなければならない。」（§91、207頁）

「社会全体が狂っているときに正しい生活というものはあり得ないのである。」（§18、42頁）

傷つけられている、と著者によって見なされるのは、彼自身の人生だけではありません。そうではなく、「人生」そのものが、つまり、同時代人にあまねく可能である人生が、傷つけられているのです。そして、戦争が現に起こっている様 — それへとアドルノの省察は関係づけられているのですが — を眼前に思い浮かべるならば、私たちは、アドルノは正しいと認めなければならないのではないのでしょうか。

「この戦争が終われば生活はまた元の「正常さ」に戻るとか、まして(…)戦後にまた文化が復興されるであろうと考えるのは、たわけもいいところである。何百万というユダヤ人が殺害されたのであり、しかもこれは幕間劇のようなもので、カタストロフそのものは別にあるときている。この文化はこのうえ一体何を待ち設けるといふのであろう？」（§33、69頁）

戦争以前に「文化」とよばれていたものの「再建」について語ることは、もはや不可能です。回帰する途などありません。というのも、かつて移住者たちがそこに住まいしていた世界は、再建不可能な仕方破壊されてしまったのですから。

しかし、それだけではありません。アメリカにおいて、アドルノが自覚するに至ったことは、以前には彼自身にとってあれほどにも自明なものだった「文化」の概念そのものが根本的にどこかおかしい、ということでした。後年かかれたエッセイ「アメリカにおける学問的経験」(1968)の中で、アドルノは、彼のアメリカ経験の重要な要素として、次の点を確認しています。

「文化の概念を真剣に受け止める文化批判が、トクヴィルやキュルンベルガー以来、アメリカの状態との対決を通してそれにどのような異議を申し立ててきたにせよ、エリート的に身を閉ざすのでない限り、アメリカでは、われわれがその中で大きくなった文化の概念がそれ自体古びてしまったのではないか、という問いから身をかかわすことはできない。全体の傾向からして今日文化に起こっていることは、文化自身の失敗に対する決済になっているのではないか、という問いであり、文化が社会の制度の中に具体化されることなく精神の特殊領域の中に閉じこもってきたことでわが身に招きよせてしまった罪とかに対する決済になっているのではないのか、という問いである。」

彼の哲学上の主著である『否定弁証法』(1966)においては、アドルノは、同じこの問いを、これほど外交的配慮を伴わない仕方のようにあからさまに確認しています。「アウシュヴィッツ以降、すべての文化は、それへの執拗な批判も含め、すべてがゴミ屑である。」 「すべての文化」に対するこのにべもない拒絶が、アドルノの最終的発言となり続けるのか、それとも、これは、はなから彼一流の途方もない誇張 — それは、しばしば事態を明らかにしてくれるものでもあるのですが — の一つだったのではないのか — この点については、私たちはこの場で結論を出す必要はないでしょう。アドルノがアメリカで展開し、おそらくはアメリカでしか展開することができなかつたであろう異境からのまなざしへの問いと関連して重要なことは、彼がアメリカで「文化を信奉する無邪気さ — ドイツで彼はその中で成長したのですが — から解放された」という論点なのです。「アメリカで、(私は)文化を外側から見る能力を獲得したのです。」

アドルノに対しては、しばしば、偉大な芸術作品が絶対的に通用するというあり方への伝統的な夢にノスタルジックにしがみついている、という批判が投げかけられています。しかし、その反対こそが真相なのです。そのことは、『否定弁証法』や、『美の理論』の最初のページだけでも読んだことのある読者なら、誰でもわかることでしょう。「芸術に関することの何一つとして — 芸術の内部においてであれ、芸術の全体との関係においてであれ、芸術の存在権ですらも — もはや自明のことはないということ、そのことが、自明となったのである。」

異境からのまなざしは、アドルノを、もはや何一つ自明なものとは見なされないという地点に連れて行きました。そのようにしてこそ、彼は、ヨーロッパの文化にあって一体何が根本的に失敗に帰してしまったのか、という重要な問いを立てることができたのであり、人文科学において、通常、議論の地平の向こう側にとどまってしまっている決定的な連関について話題にすることができたのでした。

【5】 『ミニマ・モラリア』の中で、アドルノは、彼自身の生が傷つけられる様を直視し、それに表現を与えようと試みているのですが、彼にとっては、ファシズム、戦争、商品経済、家父長制、文化産業、道具的理性 — あるいは、やりそこなわれた人生の形態が個別にどのように呼ばれうるにせよ — が私たちの生にもたらした破壊を測定することだけが重要であったわけではありません。彼は自らの身の上に経験された傷を、範例をなすものだと理解しています。個別的なものの中に一般的なものも認識されねばならないのです。それは、他の人々にとっても重要であり、それどころか、ひよっとするとすべての他の人々にとって重要なものであるのかもしれないのです。瞬間ごとに撮影される傷つけられた生の中から声を発する絶望の深さにもかかわらず、アドルノを動かしていたのは、批判への動機でした。日常生活の、一見したところではさして重要でもない些細な事柄に研ぎ澄まされた観察の目を向ける中で、アドルノは、そこにおいてまさに誤りであるものの痕跡を探り当てようとするのです。そして、小さな事柄の内に潜む誤れるものが、「何百万という人間の肺を計画的にガスで引き裂く」 (§ 149, 369 頁) という人類規模での犯罪とどのように関連しあっているのかを探り当てようとするのです。あるいは、産業化された戦争の遂行 — それをアドルノは、「害虫退治の「いぶり出し」をおおがかりにしたもの」 (§ 33, 71 頁) と描いているのですが — とど

のように関連しあっているのか、を。アドルノの『傷ついた生活裡の省察』を支えているのは、異なる生、より良い生の形態が可能でなければならない、非業が結論であるなどということがあってはならない、とする、根絶不可能な願いなのです。

ドイツにおいて戦争が終結した直後 — 日本におけるむごたらしい終焉を迎える前に — ロサンゼルスユダヤ人協会で、そこに集まる亡命知識人たちを前に行われた講演の中で、アドルノは、亡命者がその身に加えられる不正によって味わうところとなる経験の帰結について、次のように表現しています。「もし、私たちの経験が、私たちに何かをするように義務づけるとするならば、それは、抑圧に抵抗する、自己保存に汲々とする人であってさえも認識せずにはいられないような不正に抵抗する、ということです。」

もちろん、アドルノは、何ら媒介されることのない「願望思考」は、それ自体では、むしろ災いに手を貸すものとなりかねないということを、正確に自覚していました。だからこそ、彼は、『ミニマ・モラリア』の中で、亡命者たちがそこから逃れてきた社会ともった経験、彼らが受け入れてもらえた社会ともった経験、そして何よりも、異境に身をおく自分自身ともった経験を、いささかの手心も加えることなく直視することの必要にこだわり続けたのでした。

「亡命中の知識人は例外なしに傷ついているものだが、この事実は自らすすんで認めた方がよい。さもなければ、自尊心の密閉した扉のかげで残酷にそのことを思い知らされるだけだ。彼をとりまいているのは彼にとっては理解しがたい世界であり、この点はどんなに彼が労働組合の組織や自動車交通の事情などに精通していても変わらない。いずれにせよ、彼はしょっちゅう間違いばかりしでかすのである。大衆文化の独占下における自分の生活の再生産と内容的に責任のもてる仕事の間には、橋渡しの利かない裂け目が生じている。また彼は国語を奪われており、かつて彼の認識のエネルギーの源であった歴史的次元は、すでに掘りくずされている。政治的に統制された固定したグループが形づくられるにつれ — そうしたグループは敵の刻印を押したほかのグループに敵愾心を燃やすだけでなく、内部のメンバーに対しても疑り深いものだ — かつて彼の孤立は深まっていく。それに自分たちにふりあてられた国民総生産高の分け前が微々たるものであるため、外来の亡命者たちは一般の競争社会に輪をかけた内輪の競争に駆り立てられ、絶望的な共食いを演ずることになる。そうしたいろいろなことは、個々人の内面にかずかずの汚点を残さずにはすまない。(…) 国を追われた者たち同士の関係には、土着の人間同士の場合以上にとげとげしいものがある。またあらゆる度量衡に狂いを生じ、光学も攪乱されている。(…) 亡命者の目は血走りつつ、対象をとらえ、むさぼり食い、差し押さえようとする、冷ややかな色を放っている。こうなってくると、自他に対して手心を加えぬ診断を下し、事態を自覚することによって、たとえ災いそのものを逃れることはできなくても、それにつきものの盲目性というまがまがしい威力を殺ぐように、できるだけやってみるしかない。」 (§ 13, 31/32 頁)

アドルノが、亡命時代に友人や同僚と交わした手紙の数々が公開され読めるようになって以来、私たちは、アドルノが、亡命者たちの間での競争関係という醜い側面にも言及するとき、実は、どれほど自分自身のことを語ってもいるのか、ということを見て取ることができるようになりました。それは、次に引用する助言にも当てはまることなのです。

「それから個人的な交際の相手を選ぶ場合には — 選択の余地が残されているとしての話だが — くれぐれも用心してかかること。とりわけ「何かを期待できる」ような勢力家を探すのは止めにした方がよい。利益をお目当てにするのは、一般にその名にふさわしい人間関係をきづく上で最悪の障害である。まっとうな人間関係があとで互いに助けあう連帯感に発展するということはあるかもしれないが、逆に始めから実際的な目的が念頭にある場合にそうした関係が生まれるはずがないのだ。それに劣らず危険なのは、権力の影絵ともいべきお茶坊主たち、恵まれている相手と見ると、経済的に治外法権的な境遇にいる亡命者仲間で見られぬような大時代なやり口でとり入ろうとするおべっか使いやたかり屋である。彼らは自分たちを保護してくれる者のために一寸した便宜をはかったりする、また保護者の方も外国ぐらしの不便さからついそうした便宜を受けがちなものだが、するとたちまち彼らから悪しざまに言われる、といった目に逢いかねないのだ。」 (§ 13, 32 頁)

【6】 アドルノの亡命の時期に生れた記録で鍵になっているのは、1942年にカリフォルニアで書かれた「オルダス・ハックスリーとユートピア」というエッセイです。その書き出しを、私は短く、みなさんに読み上げたいと思います。

「ヨーロッパの破局はその長い影を前に投げていたが、ついにアメリカではじめて知的亡命者というタイプを生み出した。十九世紀に新世界に來た人びとを魅惑したものは、限りない可能性だった。彼らは成功するために、あるいは少なくとも人口過剰のヨーロッパでは見つからない生計の道を見つけるために、移住した。自己保存の関心が、自我を守ろうとする関心よりも強かった。そして合衆国の経済的好況は、移民を海の向こうに駆り立てた同じ原理で塗りつぶされていた。移住者が懸命に努力したのは、上手な適応であって批判ではなかった。批判は、へたをすると権利の要求や自身の苦勞が報いられる見込みをなくすかもしれなかった。生の再生産のための闘いに支配されて、新來者たちは自分たちの教養や過去や、社会課程のなかでの地位に無関係に、荒れ狂う現存在の猛威を免れることに没頭した。彼らが移住にユートピアの希望を結びつけていた限り、この希望そのものも、まだ測り尽くされない現存在の地平の上に勃興のメルヒェン、皿洗いから百万長者になる見込み、となつて現れた。百年前に、抑制なき平等のうちに非自由の面を感じ取ったトックヴィルのような訪問者の懷疑は、あくまで例外だった。ドイツの文化的保守派の隠語で「アメリカニズム」と呼ばれたものへの反抗は、新來者たちよりも、むしろポー、エマーソン、ソローのようなアメリカ人のあいだに存在した。

百年後に亡命したのは、もはや個々の知識人ではなく、層としてのヨーロッパのインテリゲンチヤだった。それは、けっしてユダヤ人だけではなかった。彼らが欲したのは、より良い生活ではなく、生き延びることだった。可能性はもう無制限ではなく、それゆえ適応の厳命は容赦なく経済競争から彼らの上へと移された。パイオニアが精神的にも開拓し、それに照らして自己自身を刷新するつもりだった荒野に代わって現れたものは、システムとして生全体を捉える文明だった。この文明は、ヨーロッパの自墮落な文化が大コンツェルンの時代になつても空けていたあの抜け道すら、規制を逃れようとする意識には与えない。

海を渡ってきた知識人に対して間違えようもなく指示されるのは、もし、なにがしかの収入を得たいならば — つまり超大型企業合同に集約された生に雇われたサラリーマンのたちのあいだに受け入れられたいならば — 自立的存在者としての自己を消し去るべし、という厳命である。この厳命にしたがって完全に順応しない反逆児は、巨大な物塊となつてそびえる物的世界が、おのれ自身を物としないすべての人に加えるショックにさらされる。だが、あらゆる面にわたって展開され、唯一それのみが承認されている商品関係の機械仕掛けの中で、なすすべもない無力な知識人がこのショックに反応する行動様式は、狼狽でしかない。」(137/138 頁)

狼狽（パニック）という要素、ショックをあたえるものというアメリカ経験のこの要素は、アドルノの知的発展にとって決定的に重要なものであったように、私には思われます。この経験は、亡命時代に書かれたアドルノの社会学的・哲学的著作の下地を塗る役割を演じています。もちろん、アドルノは、このパニックによって麻痺させられるような人ではありませんでした。それを生産性へと転換し、そこから『ミニマ・モラリア』の研ぎ澄まされたまなざしと、『啓蒙の弁証法』の分析のための思考力を苦勞して獲得することを成し遂げたのです。その点には、おそらく、アドルノが『ミニマ・モラリア』の中で語っている、把握し、飲み込み、押収するという行為の病的な側面、そして同時に冷たい側面も含まれているのです。アメリカでアドルノをそれほどにも度外れて驚愕させたものの経験にとって中核をなしているのは、自分が関わっているのは、単に、一つの異なる社会というものなのではなく — それなら、彼には、いつまでも疎遠なものであり続けたことでしょうか — そうではなく、異境にあって彼が直面しているのは、まさしく、資本主義社会における生活形態の発展が一般的にもその方向へと向かっているまさにそのものなのだ、という意識なのでした。

「市民社会の発展の全体の内部にあって、合衆国は、疑いなく、一つの極端に到達した。それは、資本主義を、言うなれば、完全に純化されたあり方において示しており、そこにはいかなる前資本主義的残滓もない。

しつこく広まっている見解には反するが、他の非共産主義的な国々や第三世界に属している国々もまた、同様の状態に向かって動いていると想定するならば、アメリカに対してもヨーロッパに対しても無邪気な態度をとっていない人にとって、アメリカは、最も進んだ観察のポジションを与えてくれることになる。実際、ヨーロッパに帰還した者は、そこに、初めてアメリカで目にとまったものうち限りなく多くのものが、兆しつつあるのを認めたり、確証されるのに気づいたりする、ということがありうるのである。」

アドルノは、日本に来ることは一度もありませんでした。しかし、60年代に日本で起こっていることをもし彼が観察したとするならば、おそらく彼は、自らの見解の正しさが証明されたと感じたことでしょう。

【7】 亡命先にあっても、かたときも、私が帰還への希望を放棄したことはありませんでしたと、アドルノは、1965年に語り、「亡命者として、罵られ辱められつつ追放された者として、そして、ドイツ人によって何百万もの無辜の人々に対して加えられた仕打ちの後であったにもかかわらず、何が私を変えることへと動かしたのか、を説明しようと試みています。アドルノは、決定的な動機として、持続性への感覚と自らの過去への忠誠、という言い方をしています。

「そのような忠誠は、異なる環境に順応せんがために自らを放棄するぐらいなら、むしろ、自己自身の経験が持ち場であると見なす場所、区別することが可能で人々を真に理解することができる場所で、何かを変えようと努力することの方を、求めるのです。私は単純に、私が子供時代を過ごした場所に戻りたかったのです。私にあって固有のものが最内奥に至るまでそれによって媒介されている所、そこへと戻りたかったのです。人が人生において実現することとは、子供時代を取り戻そうとする試みと、ほとんど違いがない、そのことを私は感じ取りたかったのです。」

アドルノが、ここで子供時代を取り戻すことという言い方で念頭に置いているものは、おそらく1966年に「アモアバッハ」というタイトルのもとに公にされたテキストを見ることで理解可能になるかと思われる。アモアバッハというのは、オーデンヴァルトにある村のロマンチックな名前です。フランクフルトからほど遠からぬ所にあり、ヴィーゼングルント家は、夏休みにはヴァカンスの場所を選ぶことを常としていました。そして、この村は、アドルノにとって、どうやら、フランクフルトの町よりも強く、彼の故郷のイメージの精髓をなすものであったのです。

「中央通りには、角っこに愛すべき郵便局があって、けたたましく唸りを立てて火を燃やす鍛冶屋があり、中を見ることができたのだ。毎朝とても早くから、大きな音を立てて鉄を打つ音がして、私は起こされるのだ。でも、私はそのことで怒ったりはしなかった。その音は、私に遠の昔に過ぎ去ったものこのだまを聞かせてくれたのだ。すでにガソリンスタンドが存在するようになった20年代までは、少なくとも、鍛冶屋が存在した。アモアバッハでは、ジークフリート — ある話によれば森の中の深い谷間にあるツィッテンフェルトの泉のところで打ち倒されたことになっているのだが — のかつての世界が、子供の形象の世界に食い込んでいたのである。」

破壊されたドイツへと帰還した後になって、アドルノは、再びアモアバッハを訪れます。そして、1950年、そこから、ニューヨークにいる年老いた母親に宛てて、次のように書き送ったのです。

「それは(…)私に残された故郷の唯一のかけらです — 外見では何も変わっておらず、場合によっては以前よりももっと眠りこけているようです。そして、もし、どこかでそれが可能であるとすれば、私はここでこそ、まるであなたが以前と同じように私のそばにいるかのような感情を抱くのです。」

この彼にとってそれほどにも貴重な小さな故郷の経験に、アドルノは、1966年、アモアバッハのアフォリズムの中でもしっかりと定位するのですが、しかし、その経験は、いまや、異境からのまなざしによって媒介されたものとなっているのです。

「アメリカに来ると、すべての街が同じに見えるものだ。技術と独占の産物である規格化というものは、人を不安にする。質における差異というものを進歩する合理性は方法において根絶するものだが、それと同じように、実際の人生においても消え失せてしまったかのように思えてくる。そして、人が再びヨーロッパに戻ってくると、ここでも、様々の場所が、子供時代にはどれもが比べようもなく違っているように見えたというのに、突然、互いに似通ってくるのだ。アメリカ — それは、異なるものをすべて平らにならしてしまふ — との接触のせいであれ、かつては様式であったものも、すでに何ほどかまずは差無邪気に産業の、とりわけ文化産業のせいにされるとしたもののあの規格化する強制力を備えているからであれ。アモアバッハもミルテンベルクもヴェルトハイムも、そこから除外されてはいない。家々に伝えられるこの地域の地層である、赤い砂岩という基調を通してそうなるのだとしても。にもかかわらず、しかし、ある決まった場所にかぎってのことではあるが、幸福の経験が、取り替え不可能なものの経験がなされるのだ。たとえ後になってみれば、それは唯一無比でなどないということが証明されるのだとしても。正当にであれ不当にであれ、アモアバッハは私にとってあらゆる町の原像となった。他の町はすべてそのイミテーションになってしまったのだ。」

「半ば成人してただ一人、夜遅くに小さな町をうろついているとき、私は、石畳の上に自分自身の足音が追いかけるように響くのを聞いたものだった。1949年に、アメリカでの亡命生活から戻り、二時に夜のパリをカルチエ・ラタンからホテルに向かって歩いていいたときに初めて、私は、それと同じ足音が聞こえることに再び気づいたのだった。アメリカとアモアバッハとパリの違いは、パリとニューヨークの違いよりも小さいのである。」

【8】 結びに入ります。要約するならば、アドルノのアメリカ体験は、次の点を通して特徴づけることができるでしょう。何よりもアドルノは、異境にあって、本質的に彼に固有であるものに対する深い理解を練り上げたのだ、と。客人として暮らすことになった国で、彼に向けられた期待に、最初、彼は驚愕をもって反応しました。そして、この驚愕から、異なるものの尋常さに抵抗する中で、彼に固有のまなざしを練り広げる力を獲得したのです。追放の経験から、そして、亡命国でのレイシズムの刻印を受けた社会というものの経験から、アドルノは、人が不安なしに異なっていることのできる状態を、道徳的最小限として要求することになります。不安なく異なっておりうる可能性というこの基準の意義は — 世界のいたるところで、異なる人々に対する不安のために、社会が異なる人々に対して扉を閉ざし、異なる人々、逸脱する人々、違って考え違って語る人々に不安を抱かせるというような事態が生れている間は — いくら強調してもしすぎることはできません。

異境における経験、そして異なるものとの経験への省察の中で、アドルノは、経験の概念を練り上げ、それをいまや、「伝統と異なるものへの開かれた憧憬との統一」という風に規定するに至ります。ここにあるのは、経験についての要求の高い概念です。私たちがまずはなんとかして手に入れなければならないものであり、自ずから明らかになってくれるようなものではないものです。しかし、この要求は、私たちが避けて通ることのできない要求です。アドルノが、この要求を分節し表現にもたらしたことの内にこそ、おのが伝統についてかつてなく確信が持たなくなっており、また異なるものへの憧憬は一体何に向けられるのか、がもはやほとんど明らかでなくなっている世界の中で、今日、アドルノの現代的意義は存するのです。

講演

21 世紀のフランス文学——資本・越境・記憶

1. 実施要領

講師 野崎 敏（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部准教授）

日時 2010 年 12 月 3 日（金）午後 5 時～6 時 30 分

場所 大学院国際文化学研究所 E 棟 4 階 大会議室

主催 異文化研究交流センター

講師略歴

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部准教授。専門はフランス文学、映像文化論。

『ジャン・ルノワール 越境する映画』（青土社）でサントリー学芸賞、『赤ちゃん教育』（青土社、のち講談社文庫）で講談社エッセイ賞を受賞。著書に『フランス小説の扉』『五感で味わうフランス文学』（いずれも白水社）、『谷崎潤一郎と異国の言語』（人文書院）、『香港映画の街角』（青土社）、『異邦の香り ネルヴァル「東方紀行」論』（講談社）など、翻訳にトゥーサン『浴室』（集英社文庫）、ウエルベック『素粒子』（ちくま文庫）など多数。

2. 講演内容

21世紀のフランス文学——資本・越境・記憶

野崎 敏

皆さん、こんにちは。野崎です。フランス文学を専門にしております。

……ちょっと失礼して、座ってお話しさせていただきます。

このプロジェクトが「ヨーロッパにおける多民族共存とEU」というタイトルで、それからこの場所が国際文化学研究所ということですね。そして異文化研究交流センターというセンターがプロジェクトを運営なさっているということで、非常にダイナミックな、広がりのある研究が推進されている場所で、せっかく呼んでいただいてわざわざフランス文学の話というのも、話題が限られ過ぎるかなとも思いました。

とはいえ、フランス文学が今どういうことになっているのだろうか、少しでも皆さんに興味を持っていただく機会として、きょうお話しさせていただくことにしました。フランス文学をとおして、どうしても国境を超えた世界的な動きを考えないわけにはいかない、そういう側面があることも確かなのです。

お配りした資料に従って話をしていきたいと思います。副題として「資本」という単語と、それから「越境」という言葉、そして「記憶」という三つの言葉が浮かんできたわけですが、とりわけ最初に思い浮かんだのは、「資本」というタームなんです。要するに、今フランス文学が強力な資本主義の時代を迎えているという、そんな気がしてならないわけです。

21世紀のフランス文学を考えるときに、文学が置かれている状況として、出版界のことを考えないわけにはいかないだろうと思うわけなんです。それで出版というのはどういうふうを考えればいいのかというと、もちろん作家たちは、自分の思い描く世界を文字で表現するわけですけども、その原稿を読んで、才能を認めて、それを本にするという第三者の力が必要ですよ、どうしたって。

フランスの場合は、だいたい19世紀以降、才能を発掘しては世に送り出すシステムを確立してきた出版社が現れてきたわけなんです。そして出版界をリードする力を持つ会社ができてきた。例えば「ガリグラスイユ」なんていう言葉があります。何か秘密の暗号みたいな響きですけど、そのガリグラスイユというのはフランスの現代小説に関心がある人間にとっては気になるタームの一つなんです。これはガリマール、グラッセ、そしてスイユという有力な出版社三社の名前をくっつけて作った呼び方です。

きょうのお話はどうしても文学中心主義にきますので、話題としては文芸の出版ということになります。その文学作品の出版において、このガリグラスイユが何ととっても一流であり、牛耳っているというのが、ずっと我々が持っていたイメージでした。

牛耳っているというのはどういうことかということ、はっきりいって文学賞を取る作品が今年ガリだったら、来年はグラ、その翌年はスイユかなという、そういう傾向があるとされていて、統計的にもそれが当たっていると話題になったことがあったんです。

フランスは文学賞大国なのでさまざまな文学賞がありますけれども、日本で言う芥川賞のようにインパクトを持つものに、ゴンクール賞というのがあります。これが11月の初めに発表になるんですけど、一種のお祭り騒ぎの状態になります。芥川賞は、今1年に2回ですけども、こちらは年に一度で、しかも新人賞ではなくて、長老格の作家が受賞することもあります。ですから、本当に文学ナンバーワンを決めるような、そういう賞と考えていただいてもいいかもしれない。

賞はどうやって決まるかというと、審査員が決めます。審査員たちはこのガリグラスイユのどれかと契約をしている作家であることが多いわけなんです、老舗三本柱ですから。つまり、ガリマールの作家はどうしても、同じガリマールの作家を推薦しがりますし、そういうことで、この三つの出版社から、有名文学賞を受賞する作品も出がちだったということがあります。

そのガリグラスイユのガリマールというのは、ガリマールという人がつくった会社なんです。20世紀の前半です。それからグラッセもグラッセという人がつくった会社です。スイユは、これは「敷居」とか「入口」という意味の普通名詞なんですけれども、1935年、第二次大戦前にできた会社です。老舗中心で、しか

もその創業者の名前をつけた、いわば顔のはっきり見える出版界であったのが、21世紀になって、どうも様子が変わってきた。21世紀の状況といってもたかだか10年ぐらいですから、最近の状況ということなんです。

一番びっくりしたのは、そこに書いたガリグラスイユのうちのスイユが買収されるという報道でした。これが2004年のニュースだったんですけども、ラ・マルチニエールという大手の出版グループがスイユを買って取ってしまった。ラ・マルチニエールはそれまで文学とかとほとんど縁のない、飛行機で地球を空の上から見た眺めを集めた写真集が売れたり、料理本がヒットしたり、そういうことで伸してきた出版社なんですけれども、歴史としてはずっとスイユよりは浅い、1990年代になって出てきた出版社です。そこが一気にスイユを買収してしまうということが報道されてびっくりしたわけですね。どうしてそんなことになったんだろうと。

そのあたりの報道を見てみると、どうもそれはスイユにも非常に危機感があった。このままでは自分たちがやられるので、自分たちを守ってくれる保護者を求めてそういう買収先を探したという部分があるようなんです。

それはどういうことかといいますと、フランス語の資料で恐縮ですが、今のフランスの出版界の勢力分布を示しているものを持ってきましたのでごらんください。2007年の出版の状況をめぐる本の付録としてついていた図なんです。今現在の、現在といっても2007年時点の現在で、その後も状況は非常に流動化しているんですが、大手の出版社が並んでいます。CAというのが売り上げ総額を示しています。

こういう額になると、もうそれだけでよくわからなくなってくるんですけども、円に換算して、ユーロをだいたい100円で換算すると、そこにある数字で、100万ユーロというのは1億円ですよ。そうやって計算してみてください。

フランスの出版界で他を圧して大きい規模の会社が一つありまして、それがアシェットというところなんです。日本でもそうですけれども、教育関係を握っていると強いですよ。ベネッセなんかがそうですけども。アシェットは昔から教科書を初めとする教育関係を一手に握っている。この会社は古い会社で、1826年にアシェットさんがつくった会社で、以後、フランスの出版業の進展とともに生き残ってきた強力な会社です。

このアシェットがとにかく巨大化しているわけです。2004年の売上総高というので、2100ミリオンなので21億ユーロということですよ。つまり2兆1億円かな。いや、2100億円ですか。こういう計算がどうしてもできないところが、こういう世界と全く縁がないことをあかし立てていますけれども(笑)。

ごらんいただくと、そのアシェットの傘の下に、フランス文学に親しんでいる人間が知っているような出版社がぞろぞろ入っているわけです。その中に何と、さっき言ったグラッセも含まれています。実はガリグラスイユといっても、スイユも身売りをしてしまったし、グラッセはどうにアシェットに買収されてしまってるというわけなんです。

あるいは皆さんにも多少とも関係のある名前としては、その下のほうにラルースというのがあります。これは各種の辞書や百科事典で有名な出版社なわけですが、この伝統ある会社もアシェットの傘の下に入っちゃってる。

こういう事態が何を意味しているのかというと、要するに巨大な資本のパワーが出版界に吹き荒れていて、片っ端から、ちょっと実りのありそうな、もうかりそうな出版社を次々に手中に収めているということなんです。そこに写真を持ってきました。皆さん、この3人の中でどの人が一番お金持ちだと思いますか(笑)。じつは一番左の写真が、アルノー・ラガルデルという名前の人なんです。この人が圧倒的な、許しがたいほどのお金持ちでありまして(笑)、あとの2人はまあお金持ちだとは思いますが。大成功した作家ですから。でも比べものにはならない。

この超強力大資本家のラガルデル家が片っ端から買収しているわけです。じゃあラガルデル家というのは何なのかというと、「アシェットの変貌」とレジュメに書いたところの1993年というのをごらんください。マトラ社という会社、そこのジャン＝リュック・ラガルデルという人がリーダーだったんですけど、その人物がアシェットを買うという事件が1993年にあった。これが実は出版界再編の第一歩だったわけです。マトラといっても、まあ多分、日本ではあまり知られていないと思いますが、僕の子供のころ、フランスにマトラという自動車メーカーがあって、非常にマイナーな、いかにも細々とやっているイメージ

があったんですけど、それはとんでもない勘違いで、マトラはまず一大軍需産業なんですね。兵器を作っているいろいろな国に売る会社です。それから飛行機とか、そういう超大型エンジン関係、それからテレコミュニケーションと言われる遠距離通信関係も抱えてる会社で、さらにはスポーツ業界とか、そして出版業界にも手を伸ばしているということなんです。

こういうのを英語風に言うと、多分、きょうの最初の見出しにしたメディア・コングロマリットとなるんだと思います。要するに異種のさまざまな業種を全部合わせた、そういう巨大企業が出版メディア界を席卷してるということになります。しかも、その根幹は軍需産業であると。

先ほど見ました図をもう一度だけ見ていただきたいんです。アシェットが一番大きいですけど、それと並んで左のほうにエディティスという左上になかなか大きい数字を持っている会社があります。ここが約776百万ユーロですからアシェットに比べれば小さいようにも思いますが、かなりの額。何とラガルデルは、2002年にここも買ったんです。買ったといっても全部資産を取得したわけじゃない、40%まで。

これまでラガルデルのものになると、事実上フランスの出版界は、七、八割方は全部ラガルデル家が持ってるということになるわけですね。こういうのはやっぱり許されないんじゃないかって庶民として思いますよね。全部ラガルデルの息のかかった出版社。日本で考えてみれば、新潮社も、集英社も、小学館も全部、例えば僕が持ったとしたらどういうことになるんだろう。全く想像もつきません。ほとんどそういうことに一瞬なつたわけなんですね。ただ、現在ではこのエディティスというのは、逆に今度はスペインの大資本企業がさらに買い取って別の系統になっているのですが。

そういうわけで、その後も買収戦略というものを延々と繰り返していきまして、例えばタイム・ワーナーグループとか、そういう英語圏の大会社まで買収している。アシェット・コレクションズ・ジャパンのホームページを見ますと、アシェット・リーヴル社は世界では第5位、フランスでは1位、そしてイギリス、スペインでは2位の地位って書いてあるんですね。つまりイギリスの出版界も切り崩しているわけです。それからスペインでも第2位になつてる。こうなつてくるともう想像もつかないというか、どこまで手を広げればすむんだという気がします。

しかも、そうした動き自体はあんまり報道されていない。日本人の我々が知らないのはまだしも、フランスでも、例えばスイユの作家とかが立ち上がって、ラガルデル許すなとかという動きがあるというのは聞いたことはないわけです。ただ、EUの欧州委員会というのに、そういう独占企業を許していいかどうかを裁くところがあるようで、そこに持っていったということはあったようですけど、今のところはラガルデルの寡占状態が続いています。

これがきょう、まずお話ししたかったフランスの出版界のこの10年ぐらい。こういうことが起きていいのかなと、僕はいつも不思議に思っているが、今までどこでもお話する機会がなくて、皆さんに分かち合っていたきたいという話題だったんです。何かすっきりしたんですけど、お話しして。

繰り返し言うと、日本などではちょっと考えられないことだと思います。有力出版社を全部たどると一人の人間が持ってるみたいなイメージなんですね。ただ、ここにあるように看板はそれぞれ保たれています。ですからグラッセもスイユもそのままの名前で本を出しています。でも、その背後には完全に巨大資本の論理が今や働き始めているということです。

というわけで、その資本の論理、企業優先の論理が、これまでフランス文学を支えていたシステムを今、揺るがしているんだろうなという気がします。じゃあこれまで支えていたシステムというのはどういうことかという、要するに出版は儲からないという思想です。儲けのためにやっただめだよというのが一番の教えですよ。本というのは、出すことが尊いのであって、それは長い目で見てやらなきゃだめだということなんです。本を出しても、出版社はすぐには大した儲けにはならないよというのが共有事項としてないと、出版界は健全にはいかないのではないかと。

たとえばスタンダールの『恋愛論』は11年で17冊しか売れなかったと言われてはいるわけですが、それでこそ出版界じゃないかというところが一方ではあったのです。今はもうその雰囲気は恐らく一変していて、1冊ごとの本が成果を上げないと困るというのが、資本の論理だと思います。それっていったいどういうことになるかという、1冊出して売れなきゃ、はいまた次出そう、それが売れなかったらまた次を出す。とにかく当たるまで出し続けるということになりますよね。ですから出版点数がものすごくふえるわけです。

この数字は2000年代半ばの数字ですけども、1990年代で2万4千点ぐらいだったのが10年たって、2005年の数字では5万4千になっている。これはどこかでとめないと、本当に毎日、本出さないと追いつかないということになるわけですが、しかし全く同じことは日本でも起こってるわけですけどね、今。供給のほうが増えすぎるといえることなんです。とにかく収益率を上げたいということで、当たる商品を探したいということなんです。

それからもう一つは、スター作家というか、売れる本を書く人間を契約で引っ張ってきて、サッカー選手のように高い契約金で自分のところに持ってくるということが非常に話題になってきました。その話題の主の一人が、その写真の真ん中のミシェル・ウエルベックさんです。最近の写真だと思いますけど、くわえたばこで写ってることからわかるように全く時代に反した精神の持ち主なわけなんです。ある意味非常にスキャンダラスな作品世界が大変反響を呼んでいて、彼は、本当に小さい、この表にも出てない出版社から最初はデビューしたんですけど、次にフラマリオンというところに移籍しました。そこからこのアシェットの中の最初に挙げられているファイヤールというところに移籍したときに、数億の契約金が動いたとか言われて大変話題になった。そういうことは、これまでのフランス文学で聞いたことがないという気がするわけですね。

いったいその作家たちは何をしているんだろう。そういう状況の中でどんなものが、今、表現され始めているのか。そこで逆に、文学そのもののほうに目を転じてみましょう。すると、今お話ししたようなことはすべてお金の動き、巨大な資本の流れに関することだったわけですが、お金の動きと拮抗するものとして、やっぱり人間の動きがあるんだろうと思います。

やっぱり文学にはあくまで一人の人間が切り開いていくという側面があるわけですから、一人の人間が文学の世界に到来することで、文学の表情が変わるといえる事態は幾らでも起こり得るわけなんです。フランス文学の希望は、むしろそちらのほうにあるのかもしれないという気がします。つまり、フランス以外の国からフランスにやってくる人たち、フランス語が母語ではないのにフランス語で書き始める人たち、そういう人たちが確かに今、フランス文学を動かしている。その光景も今までとはまた違った新鮮さを持っているというか、不思議でもあるし、興味深いところです。ここからは、そうした現象についてお話ししたいと思います。

タイトルとしては越境ということなんです。これは文字どおりのことでありまして、例えば中国で生まれた人が留学生としてフランスにやってくる。学位とか取って帰るのが普通なわけですが、そのままフランスで暮らす。いつしかフランス語で表現し始め、フランス語で本を出して、ベストセラーになり、文学賞までもらう。そういう現象が多発的に、起こっている。それはなぜなのかは簡単にはいえませんが、明らかに注目すべき出来事なんです。

日本でも翻訳のある人たちで、そういう現象の主人公となっている人たちを何人か資料に挙げてみました。今、お話しした中国人の留学生というのはダイ・シージェという人で、この人なんか僕と年齢的にも非常に近いです。だいたい同じころにフランスの給費留学生として留学したいわば同期生なわけなんです。僕などは、しばらく勉強して帰ればいよいよと思っただけで、それぐらいの意識しかなかったわけですけど、この人はそのままフランスに残って、最初は映画監督を目指したようですけど、ちゃんと映画も撮って、カンヌで上映までされて、そこから今度はさらに、恐らく映画よりもっと自由のきく、小回りのきく表現手段ということで小説に向かったのかなという気がします。

この人の『バルザックと小さな中国のお針子』という不思議なタイトルの小説。ラ・ロシュフォー賞というのはそんなにメジャーな賞ではありませんが、これが40万部を超えるベストセラーになった。フランスの人口は日本の半分とすると、40万部のベストセラーというのは、もうほとんど100万部という響きを持つわけなんです。大変な人気です。インタビューなどを聞いてみると、ダイ・シージェの話すフランス語は、フランス人のフランス語とはやっぱり全然違う、ある種のたどたどしさがまだ残ってる。そういう異邦人でも100万部のベストセラーを書けるんだという驚きがありますね。その後も書き続けて、さらに大きな文学賞にも輝いています。

それから2000年代になって、何といたって一番突出した事件になったのは、その次のジョナサン・リテルという人の本なんです。一番右に顔写真を挙げておきましたけれど、この顔写真だけ見て何人でしょうといたってわかるはずはないですが、アメリカ人なんです。お父さんはわりと有名なミステリー作家です。

そのジョナサン・リテルという、いわば生粋のアメリカ人がなぜか突然フランス語で小説を発表したわけです。それが『慈しみの女神たち』という小説で、これは来年には邦訳が刊行されると聞いています。僕はタッチしていませんけれど、そのときどうか御注目いただきたいのは何とんでもボリュームですね。フランスの原書で900ページあるので、何というか、まくらにするには分厚すぎるという感じのすさまじい力作なんです。

その900ページをなぜアメリカ人がフランス語で書いたのか、やっぱり不思議ですよ。本人に聞けば一番早いですが、インタビューなんかを見ても、本当のところその動機は、僕にはいまだにちょっとわからない気がします。ただ、その『慈しみの女神たち』というのは第二次大戦を舞台とする、ナチス高官の回想録という体裁の作品なんです。ナチス高官が戦後ままとフランスで生き延びるというストーリーなので、英語よりもフランス語で書くことが必然的だったのかなとも思います。

このジョナサン・リテルという人、フランスの大学入学資格も取っているようなので、もともとフランス語は達者だったのだらうと思いますが、キャリアを見ると、最初は英語でSFとか発表していて全然売れなかったみたいなんです。それから何年も沈潜して、突然フランスで爆発したという非常に不思議なタイプです。生まれて初めて書いた900ページのフランス語の本で、フランス最高の文学賞であるゴンクール賞まで取ってしまった。その内容については、また後で触れます。

さらに具体例を続けると、ナンシー・ヒューストンという女性の『時のかさなり』という小説が新潮社のクレスト・ブックスというシリーズにあります。翻訳小説の中で、わりと普通の本屋さんでもよく置かれているシリーズですけど、その『時のかさなり』は本当に読みごたえのあるすばらしい小説だと思います。作者であるナンシー・ヒューストンはカナダ人で、カナダ人がフランス語で書いているのだからフランス語圏のカナダ人なんだろうとすぐ思うわけですが、カナダにはもちろん英語圏もあるわけで、彼女はもともと英語圏のカナダ出身で、フランス語は母語ではなかったんですね。大学生のときに1年間、フランスに留学できる資格があつてフランスに行つたと。これは2008年の秋、彼女に来てもらつて東大の駒場キャンパスで講演会をやつたときの原稿があるんですけど、「フランスのパリに着くとすぐに私は興奮を覚えた」、「肩の荷をおろすように死んだ言葉を捨て去り、そのかわり背中に翼が生えてきたような感じでした」というんですね。つまり、全く新しい言葉が話されている、使われている土地にたどり着いたことが、途方もない喜びだったというわけなんです。

彼女はいろいろ家庭的に大変な育ち方をした人で、幼いころ次々にお母さんが替わるような苦勞があつたようなのですが、そんな自分の過去とまったくかわりのない言葉として、フランス語と出会つたということなんです。フランス語は自分にとって無垢な言語だった、全然汚れのついてない言葉だったというわけなんです。それにしても、パリにおり立つたときに背中に翼が生えてきたというのは、なかなか驚くべき表現だなと思います。自分のこととして考えてみたら、パリに着いた瞬間に言葉は通じなくなるし、心細いし、翼が生えてくるどころじゃなかったわけですけども(笑)。とにかく、ナンシー・ヒューストンも大学生になって初めてフランス語を学んで、今やフランスの作家のうち最も注目される一人、いい作品を書いている一人になった人物だと思います。

ちなみにヒューストンの結婚した相手は、ブルガリアからパリに留学してきたツヴェタン・トドロフで、二人は当時現代思想のスターであつたロラン・バルトのゼミで知り合つたんですね。二人とも大成した。もともとはフランス語を全然話さない人たちが、今、フランスを代表する知識人になっているということになります。

こうした例を挙げているときりはありませんが、もう一人だけごく最近の例として、アティーク・ラヒミーという人がいます。この人の本も去年翻訳が出て、わりとよく読まれたんじゃないかと思います。『悲しみを聴く石』という非常に薄い本ですけど、非常にインパクトの強い小説でした。この人は、アフガニスタンが危機的な状況を迎えたときに徒歩で国を脱出して、ヨーロッパにたどり着き、パリで映画の勉強をしたんですね。映画監督になりたい。ダイ・シージェと同じIDHECという映画専門学校です。彼もど根性でキャリアを切り開いたんだと思いますけど、やはり映画を撮っていて、カンヌで賞をもらつたりしているんです。

でも、最終的には言葉による表現というのを目指すようになった。彼の場合は、もともとはペルシャ語で書くわけですね。ペルシャ語で本は何冊も書いていたようですが、初めてフランス語で書いた本で、こ

の人の場合もいきなりゴンクール賞を取った。そういう例がとにかく立て続けに続いて、しかも僕にとっては同じころ留学していた人たちです。自分もそのまま残っていたらフランスの文学賞が取れたかななどと考えても、まったく非現実的としかいいようがないわけですが。

あまり僕の話ばかりでも申しわけないので、そういうフランスで、今、活躍している外国人たちの映像をいくつか見ていただこうと思います。

(映像開始)

これは、中国から来たダイ・シージェの、カンヌで映画が上映されたときのインタビューです。これはその映画の一場面ですけど、文化大革命を扱っているようですね。文化大革命中に、自宅でかけていたレコードがふまじめだというので、こうやってつるし上げに合うという、そういう場面です。主人公は13才の子供なんですが、子供でも容赦なくつるし上げられると。父親も批判にさらされて死んでしまっているという、悲惨な物語なようですね。

こちらはフランスのニュース番組で、彼がゲスト出演しています。カンヌからの同時中継でフランス語でインタビューを受けてます。今、アナウンサーが「ダン・シージェさん、中国の亡命作家で」といっていますね。亡命作家は「エグジレ」という単語ですが、アナウンサーが「エグジレ」作家といったのに対して、「私はエグジレではない。留学生としてフランスに来たけれども、中国のパスポートはまだ持っているんだ」と、それを打ち消しているわけですね。そこが非常におもしろい。

つまり、フランス人から見れば中国人で、フランスにいてわざわざフランス語で書こうなんていうのは、当然、中国に帰れない人。政治的にも中国を批判してるわけですから、中国では発表できない作品を書いている。だから亡命作家なんだ、という先入観が頑としてあるわけですが、実際には彼はそうではない。中国を捨てたつもりは全くないわけで、今までの、我々がフランスの外国人作家といえば、すぐ亡命作家なんだと発想するのは違う流れが起きているということを感じさせられた瞬間だったわけです。ダイ・シージェのフランス語、いかにも中国人留学生がそのままフランスに残ったという感じの響きですよ。

続いてナンシー・ヒューストンのフランス語も聞いてみましょう。

これはある大学での講演会の様子なんですけど、ナンシー・ヒューストンが語っているのは、自分とはとにかく文学というものに恋をしているんであって、それが何語で書かれていようが関係はない。物語が自分を引きつけているんだと、言葉の枠から自由な文学ということを強調しているわけなんです。

3番目に、さっきお話したアフガニスタンから来たアティーク・ラヒーミーという人がゴンクール賞をとったときのインタビューを聞いてみてください。ゴンクール賞というのは、受賞者が発表されると、審査員と一緒に有名レストランで乾杯して、昼食のテーブルを囲むんですね。ご覧いただくのはその様子です。

これがアティーク・ラヒーミーです。

非常に力強いフランス語を話していますね。この本の主題は女性の自由というか、イスラム圏で抑圧されている女性が殻を破るというのが一つのテーマになってるんです。

こちらが審査委員長ですけども、まるで彼の小説はシャガールみたいだって、浮遊するみたいに軽やかな文体がすばらしいと評しています。

もう一人、この審査員は「これはフランス語の勝利なんだ」とコメントしています。

(映像終了)

アフガニスタンからやってきた人が、フランス語で小説を書いて、女性解放のメッセージを含んだ感動的な小説を書いた、それはフランス語の勝利なんだということなんです。今、「フランス語の勝利」とコメントしていたのは、日本でも知られているタハール・ベン・ジェルーンという作家ですが、この人はモロッコ人で、今から20数年前にモロッコ人として初めてゴンクール賞を得た人。要するに彼自身がある意味で国境を越えてきた。ただ、モロッコ人ですからフランス語はもともと自由に操れた人なわけですけど、そういう人が、いまでは審査員の側に立って、アフガニスタンから来た人に賞を与えているという構図になっています。

レジュメにもちょっと書きましたように、今までは、フランスに来てわざわざ自分の言葉ではないのに、

フランス語で書くのは、一つは亡命作家の場合です。皆さんも聞いたことのある名前かと思いますが、チェコから亡命してきたミラン・クンデラなどがそうしたケースですね。それから、日本でも『悪童日記』が大変人気を呼んだアゴタ・クリストフ。アゴタ・クリストフの場合は、ハンガリーにいてソ連が攻めてきたので、それこそ乳飲み子を抱いて、取るものも取らず徒歩で国境を越えてきたという、そういう人なわけです。たまたま亡命した先がスイスのフランス語圏だったので、仕方なく、ゼロからフランス語を学んだそうなんです。アゴタ・クリストフの自伝的なエッセイに、『文盲』という本があります。要するに自分は、母国では若くして詩人として活躍していたのが、亡命によってたちまち文盲状態に陥ってしまった。何にも読めない、何にも書けない。そこからはい上がってきたんだということを書いています。自分にとってフランス語というのは、偶然に押しつけられた言葉にすぎないんだというふうに、はっきりと彼女は言っているわけなんです。

それからもう一つ、フランスの場合、英語もそうですけれども、要するに旧植民地の人たちはそれこそフランス語を押しつけられたわけです。逆にその押しつけられたフランス語によって自分を表現するという動きが20世紀後半には非常に強く出てきていました。それはいわゆるクレオール文学なんかの動きなんです。きょうお話ししている作家たちは、そういうケースでもない。今見たダイ・シージェとか、ナンシー・ヒューストンとか、アティーク・ラヒーミーは、自分の意志で、自分が好きだからフランス語を選んだということなんです。ポジションとしては、そこがやっぱり全然違うなということを感じます。

その違いを、ある一つの出来事が象徴している。「世界＝文学」、リテラチャー＝モンドという宣言なんです。フランスの、これも最近地盤沈下がいられていますけど、一番名の通った新聞である『ル・モンド』紙に2007年の3月16日、そういう宣言が発表されたんです。今まではフランス語で書いている作家で、フランス人じゃない場合、「フランコフォーン」というレッテルを張られていたんです。フランコフォーンというのはもともとは「フランス語を話す」とか「フランス語圏の」という意味の言葉なんですけど、要するにフランス本国出身ではないという扱いです。しかし、もうそんなフランコフォーンなんていう言葉は時代おくれだと、これからは「世界＝文学」なんだという、そういう宣言です。

その宣言のキーワードだけ拾ってみますと、例えば「言語を国家との排他的契約から解放する」。直訳調で申しわけないんですけど、とにかく「国家イコール言語であってそこに帰属しなきゃならないということは、今はもうない」ということなんです。縛られないということ。精神のフロンティア以外にフロンティアはないんだということ。今起こっているのはコペルニクス的転回であって、「もはやパリ、フランスが中心なのではない。中心はいまやいたるところ、地上の四方八方に広がっている。フランス語圏文学なるものは終わった。そしてフランス語による〈世界＝文学〉が誕生したのだ」という、非常に力強いマニフェストなんです。

この内容からして、署名する人はあらゆるタイプの作家が集まってこそ意味があるわけです。実際に署名した人を見ると、さっきのベン・ジェルーン、モロッコ出身の作家であるとか、ル・クレジオ、数年前にノーベル文学賞を取ったフランスの作家ですね。あるいはエドゥアール・グリッサンというクレオールの有名な作家もいるし、ナンシー・ヒューストンもいる。アミン・バルーフというレバノン出身の作家もいれば、ジャン・ルオーというような、これはある意味生粋のフランス人作家もいるし、ダイ・シージェもいるし、ジャン・ヴォートランという、人気ミステリー作家でゴンクール賞も受賞している人もサインしている。そういう作家たちの集まりがすなわち「世界＝文学」なんだという、鮮烈なマニフェストになっていたわけなんです。

こういうふうに国の枠というのにとらわれないで文学を発想するという例は、これまでもなかったわけではありません。近くは、ミラン・クンデラが亡命してきたときに、自分のふるさとはヨーロッパ小説なんだという形で、国境の縛りを解いた「ヨーロッパ小説」の概念というのを提唱していました。これが一つ思い出されます。

そのミラン・クンデラのエッセイ集の一節を、ちょっと引用してみます。「私が〈ヨーロッパ小説〉について語るのは、たんにそれを中国小説から区別するためだけではなく、その歴史が超国家的なものであることを言うためでもある。」ここでも、国家とまた違う生命体として小説を考えている。「フランス小説、イギリス小説、あるいはハンガリー小説は、それに固有の歴史をつくりだすことはできず、それらはみな、国家の枠組みを越えたひとつの共通の歴史に参加しており、その歴史によって、小説の進化の意味と個々

の作品の価値が明らかとなる唯一のコンテキストが作りだされる、ということを行うためでもある」ということなんですね。自分が帰属しているのはヨーロッパの小説であり、ヨーロッパのみが生み出し得た小説の伝統に属しているのだと、高らかにいったわけです。

それからもう少し原理的に、文学と外国語はどう関わるんだろうということになりますと、先ほども御紹介したナンシー・ヒューストンの駒場での講演で引用されていてなるほどなと思って持ってきたんですが、20世紀のロシアの有名な詩人であるマリナ・ツヴェタエヴァという人がこんなふうに詩を定義している。「詩を書くことは（しかしそれはあらゆる文学作品について言えることですが）、すでにして翻訳することです。自分の母国語から他の言葉へ、フランス語であろうが、ドイツ語であろうが大差はありません。詩人にとって、いかなる言語も母国語ではないのですから。詩を書くこと、それは翻訳することです。」こういう言葉なんですね。この「詩人にとって、いかなる言語も母国語ではないのですから」というのは、我々にとってはある意味では不思議に響きますよね。自分の母国語は日本語だし、それを大事にしたいと思うわけです。それを否定する言葉ではないのだと思いますが、我々が日常そうやってすっかりなれきっている言葉から離陸する瞬間が必要なんだろうとも考えられます。

例えば、ナンシー・ヒューストンがパリに着いたら、突然翼が生えてきたというのは、やっぱりそれは離陸の瞬間だったんだろうなと思います。それまではなかった言葉との距離が生ずることで、逆にクリエイションの可能性が生まれるということがあるのではないかと。そういう文学の考え方、つまり文学とは外国語で書くものなんだという思想は、フランス文学では、圧倒的に偉大な『失われた時を求めて』という長編小説を書いたプルーストが、文学は外国語で書かれているものなんだと書いているわけなんですね。そこまでさかのぼることのできる、伝統を持つ考え方だと思います。21世紀になって、それを文字どおりに実現する人たちの例が、顕著に表れてきていると、そんなふうにとらえていいのかなと思います。

さてそこで最後に第3番目のお話としては、では現在書かれている文学というのは何を語っているのかということなんです。肝心の作品自体はいったいどういうことになってるんだろう。これもまた非常に概括的なお話になりますけど、その点に触れて終わりにしたいと思うんです。

一言でいうと、中国とかサウジアラビアとか、広い空間を横断してフランスに到達してきた人たちが書いている小説は、時間軸も長いものが多い。歴史のスパンを広くとって、歴史の断層というか、あるいは深淵というか、そういうものにおいていく。あるいは断層に橋を架けるような、そういうスタイルの小説が多いということが明らかな傾向として言えると思います。

例えばダイ・シーエの場合、彼の『バルザックと小さな中国のお針子』という小説は、これはさっきご紹介した映画でも既に扱っていたテーマだと思いますが、自分の幼いころ、それから父、母の若いころにまでさかのぼる中国の現代史の非常に苦痛に満ちた記憶ですね。それを正面から描くものになっている。つまり、文化大革命でそれまでの秩序が完全にひっくり返されて、ちょっとでも知識人階級のもの、みんな山村、農村に行かされますよね。再教育されるわけです。農民から知識人は学ばなきゃならない。そういう転覆の真っ最中に青春時代を送った人たちの姿を描いたフランス小説なわけです。

あるいは、ジョナサン・リテル、突然フランス語で900ページ書いた彼の場合は、先ほども触れましたように、ナチスの高官がまんまと生き延びて、その後フランスで仮面をかぶって生き延びていた。その人が自分の今まで見てきたすべてを語るという。かなり怖そうでしょう。冒頭から非常に恐ろしい雰囲気が始まって、怖いもの見たさで読むと、実際のどのページも血塗られた、現代史のすさまじい現場に踏み込む小説なんですよ。

こういうのは翻訳する人も貧血を起こしてしまうんじゃないかというくらい、ホロコーストの記憶が徹底的に語られていきます。しかも、ホロコーストの中で我々はすぐ強制収容所とかを思い浮かべますけれど、その強制収容所ができる前は、ユダヤ人をまとめて殺すための効率的システムをナチスが発明していないので、とにかく侵攻していったその土地土地で集めて、みんな呼び出しては片っ端から射殺してそこで埋めるという凶行を繰り返すわけです。その張本人の虚構の回想記、それが恐らくは来年には日本でも読めるはずの『慈しみの女神たち』という本です。

ナチス関係の資料はいまだに絶えず新しいものが出てきているようですけど、ジョナサン・リテルがインタビューでいっているのは、90年代に出てきたソ連のバルチザンを屈服させる戦いの中で処刑された若い女性の写真が報道されているのを見てしまったと。絞殺された死体が雪の中に横たわっている写真だっ

たようですが、その写真が900ページの最初の一步だったと。そこからジョナサン・リテルは取りつかれたように戦争について調べ始めて、圧倒的な取材力、資料収集力によって、自分の生まれる前の大戦でいったいナチスは何をしたのかを克明に描き切ったわけです。

翻訳している人に聞くと、ジョナサン・リテルからは、自分が掘り起こして使った資料すべてを収めたCD-ROMが送られてきたそうで、資料を見て訳せといってるんだそうです。でも、それを見れば見るほど気がめいってきて、とても全部見るのは無理なようですけれどね。そういう徹底した資料調査と、破格の筆力が合体した例ということになります。

同じように、あえてナチスに絡む、要するにヨーロッパが経験した最大の悪としてのナチスというものにもう一度触れ直すことで、その後のヨーロッパはどういうふうに建て直されたのか、そして自分たちは今どういう世の中を迎えたのかということを確認しようとする姿勢は、いまの多くの作家たちに一貫していると思います。

ナンシー・ヒューストンの、先ほどタイトルを御紹介した『時のかさなり』というのは、そういう傾向の代表的な傑作だと思いますね。レーベンスボルン、これも知っている人はわりと前から知っているのかもしれないけど、近年全貌が明らかになってきたのではないかと思うのです。日本では「生命の泉協会」と訳されているようです。御存じのようにナチスドイツは優生学的な発想から、ゲルマン民族だけを残そうとするわけですね。金髪碧眼の子供たちをふやそうと。それから、戦争中人口が非常に減るので、それを補うという意味もあつたらしい。要するに金髪碧眼の兵士たちのところに女性たちを連れてきて子供を産ませる。さらには、占領した国々の金髪碧眼の子供を奪い去る。親から切り離して、そのレーベンスボルンというところで育てるといふ、我々平和を享受している人間にはにわかには信じがたいような事実があったわけです。

ナンシー・ヒューストンはそれを題材にして、家から根こそぎ奪われてきた子供たちを主人公に、その子供が4世代にわたるスパンの中でどういうふうになっていったかということを書いたんです。かわるがわる、6歳の子どもを登場させて、その母親、さらにその母親というふうにさかのぼっていく。非常に重層的な構成で過去を探求する小説になっています。

こういった、歴史に今なお残るタブーに挑戦しながら、そこからもう一度ダイナミックな物語を再生させるというのが非常に大きな流れになっています。ただ、これは我々みたいなフランス文学ばかりに目が行って人間にとっては、何とも不思議なほどの変化であるんですけど、一般の人というか、普通の皆さんにはその驚きは共有してもらいにくいと思います。というのは、これまでフランス文学の最前線というのは、物語に対するタブー視が大変に強かったわけなんです。ストーリーのある小説を書く、登場人物がはっきりした小説を書くというのが恥ずかしいこととして貶められてきたくらいです。今から考えると、あれもやっぱり一種の「文化大革命」だったのかなという気がします。そういうフランスの非常に極端な前衛意識からすると、こういうある意味で素朴な物語に戻るといふこと自体が驚きなんです。

それについても、証言として貴重だなと思ったのが、先ほどから引き合いに出しているナンシー・ヒューストンさんの講演で、この内容は翻訳もしましたので興味のある方はごらんください（「バイリンガリズム、エクリチュール、自己翻訳——その困難と喜び」、『新潮』2008年12月号）。

ナンシー・ヒューストンがフランスにやって来たときは、まさにポスト構造主義や現代思想の一番強力な時期だったわけなんです。「私にも少しずつわかってきたのは、フランスで私の年代の作家たちのあいだに支配的なのは不信感であるということでした。」この「不信」、これがもう一番のキーワードでした。つまり、物語に対する不信、文学に対する不信。物語はいかがわしい、インチキだということ、破壊しなきゃならないという思い。僕らなんか学生のころは本当にそうだと思いつまされていたわけですが、その点でロラン・バルトの罪は深い。バルトは全然そうではない部分も持っていながら、ぐさりと一突きするようなスローガンがうまいわけです。「書くという動詞は自動詞的であるべきだ」、皆さんどういう意味かわかりますか。自動詞と他動詞ってありますよね。他動詞というのは目的語があるわけです。ですから、普通我々が書くのだったら、何を書くのか、「物語」を書く、何の物語を書くのか、「私のお父さんとお母さんが戦争をどう生き抜いたか」を書くとか、そういう目的語が必要ですよ。

ロラン・バルトは、そんなのはだめだといったわけです。書くというのは、書くという行為自体で完結してはならない。言葉が書くのであって、作家が書くのではない。そこからバルトの非常に有名

な「作者の死」という概念も出てくるんですけど、こういうのは非常にフランス的な、アクロバティックな批評の冒険だったわけです。それが余りに格好よく映ったので、もうそれに盾突いちゃいけないぐらいになっていたんじゃないかと思います。

ナンシー・ヒューストンはそのころ学生で、バルトの弟子ですから、まさにその真っただ中ですよ。「私たちはみな文学理論にあまりに熱中し、いちいちの言説の裏側にある神話や政治的前提事項を暴き立てるのにすっかり熟練してしまい、またその一方では、言説と現実のあいだの絶対的な断絶を受け容れてしまっていたため、自分の作品の筋立てや登場人物をもはや信じられなくなったのです。とはいえ、それらを信じることこそは真の小説の絶対条件なのですが。」そこで踏みとどまって逆転ができたから、ナンシー・ヒューストンは作家になったんだということがいえると思います。

書くということは、それ自体絶対的な目的とされなければならないという考え方。物語内容というのは、むしろ恥ずべきものとして捨て去るという考え方。それが今、音をたてて崩れてるという感じがして、我々そういう時期に青春を送った人間としては非常に感慨が深いんです。

そういう現在の、よかれあしかれ象徴的な存在が、先ほどくわえればこの写真を見たミシェル・ウエルベックという人だと思います。彼はスキャンダルとともに生きる男でありまして、作品自体も非常に危険な要素に満ちていますが、とにかくいえるのは、さっきのロラン・バルトの「書くというのは自動詞であるべきだ」というテーゼに対して正面から、本当にナイーブなまでに、それはおかしいだろうといってる人だということです。

そのウエルベックの批評集の中の言葉で端的に示されているのは「よい文体の第一の、そして事実上唯一の条件とは、何かいうべきことがあるということだ」というわけなんですね。ウエルベックにはいいたいことがある。それは具体的には、20世紀後半の西洋社会の自由万能主義みたいなものが、いかに人間を悲惨なところに追い込んでいるか、とりわけ今、白人男性がいかに惨めな人生を強いられているかということなんですけれど、そのメッセージが非常にアピール力を発揮していることは間違いありません。

もう一人そういうエンブレムとしての作家を挙げるとすると、パトリック・モディアノの名前が浮かびます。皆さんに一冊だけ御紹介するとすると、『ドラ・ブリュデール』という小説が、非常に象徴的な傑作だという気がするんです。この邦題は『1941年。パリの尋ね人』という全然変わったタイトルになっていますが、非常にすぐれた翻訳です。

「ドラ・ブリュデール」というのは、もともとある実在した女性の名前なんですね。モディアノというのは、ずっと第二次大戦中の人々の運命、要するに自分の父、母の青春時代にこだわってきた人です。どうも自分の両親には秘密があるらしい。でも、両親の口からそれを聞くことはできない。それを探るのが彼の一つの文学的な道りになっているわけです。あるとき大戦中のドイツ占領下の雑誌を見ていたら、ドラ・ブリュデールという、まだ十六、七ぐらいの若い女性の尋ね人広告が載っていた。その住所を見ると、モディアノが子供時代によく知っていた住所だった。ここで昔暮らしていた人が行方不明になったのかと、興味をそそられて、ドラという娘はその後どうなったんだろうというのを自分で調べ始めたんですね。ですからこれは一種のドキュメンタリーでもあるんです。そういう過去の現実の中にもう一度潜って行って調べようという、その姿勢自体が、今の文学を支えている精神を非常によくあらわしているんじゃないかと思います。ドラ・ブリュデールというのが、その後どういう運命をたどったかをモディアノは明らかにすることができたわけなんですけれど、それについては具体的に本に当たっていただきたいと思います。

というわけで、歴史の深淵に下っていくということが非常に大きな作家の使命となっています。よく文芸批評で持ち出されるイメージで言うと、ギリシア神話のオルペウスにあたるという気がします。つまり、死んでしまった妻をもう一度呼び戻しに冥府に下る、あのオルペウスですね。そういう形で過去の暗やみの中に下っていく作家の姿というのが、今、際だって見えてくるわけなんです。かなりの時間が経過しないと、歴史の暗やみを見通せるようにはならないということでしょう。きょうの後半はユダヤ問題が中心になりました。ユダヤ人に関することだと、ナチス占領下でユダヤ人がフランスから連れ去られたのは、みんなナチスのせいだとフランス人は思いたいわけなんですけれど、実際にはナチスの命令を受けてフランス人がそれを遂行したわけです。

例えばベルディヴ事件という有名な事件がありますが、ベルディヴというのは、パリの自転車競技のサ

一キットがある、大きいスタジアムみたいなどころだったんです。そこにユダヤ人たちがみんな出頭を命じられて、集められて、そこから強制収容所に送られていった。でも、それを実際に遂行したのはフランス人たちだった。それについてフランスの集団責任を認めた政治家は、ジャック・シラクという大統領が初めてで、ようやく1995年になってからです。

ですから、逆にいえば、大戦中の事柄は、ようやく今になって語り直されるときが来たといえるわけなんです。そのことにフランス語の作家たちは非常に敏感であるという気がします。

こういう動きを見てくると、日本の今の小説は非常に対照的だと思いますね。日本の文学は、今、書く人の年齢も非常に若くなっています。それだけに、日常感覚にあふれる共感できる作品が多いと思いますが、多くの場合、今、ここというところがすべてであって、こういうベクトルが非常に欠けているものが多いような気がしてしまうわけなんです。ただし最近、桐野夏生の『ダレカイル』や角田光代の『ツリーハウス』といった、戦争にのぼるスパンをもった力作も出てきていますけれど。

きょうお話しさせていただいたことをまとめますと、フランスの出版界では巨大資本が旋風を巻き起こす一方、個々の作家を見ても、国境を越えるさまざまな動きがあるということです。その中で、フランス語の価値というのが改めて明らかになっているんじゃないかという気がします。つまり、英語で書けば部数が増えるはずのものが、なぜかわざわざフランス語で出される。ただし、例えばジョナサン・リテルがフランス語で書いた900ページの本、これはヨーロッパではとんでもないベストセラーになって、ガリマールが印刷用紙を確保できなくて、一時期増刷できなくなったりしたくらいなんです。最近、英訳が出版して、どういう騒ぎになるかと思ったら、ほとんど話題にならなかったらしい。要するにフランスを源とする文化のあり方と、アメリカのそれとは随分違うんだろうという気がします。

いずれにせよ、今は文学の言葉としてのフランス語の再定義の時期なんだと思います。さらにいえば、フランス語が価値を取り戻している。ちょっと前のベストセラーで、もう既に忘れた方も多いかもしいですけど、水村美苗さんというおもしろい小説を書く小説家が、『日本語が亡びるとき』というエッセイ集を出して、そのタイトルにあるような内容で話題になりました。僕もすぐ読んでみて、何とも暗い気持ちになったことを思い出します。水村さんというのは、大変な秀才で、アメリカに留学して、アメリカの大学でフランス文学を研究していたんですね。ですからある意味では、きょう述べたジョナサン・リテルみたいなスタンスでもあった。フランス文学なんてやっている日本人ほど悲惨なものはないというふうに、この『日本語が亡びるとき』の中に書いていて、そういう僕のような人間としては座視するに耐えない本であったわけです。何しろ、事実がそれに対する反証をさまざまな形で突きつけているわけですから。21世紀が英語の世紀であることは確かだとしても、文学は多元的なものだし、多元性を束ねる役割をフランス語は果たしているんだということがあると思います。

それから最後に、今、幾つか具体例を紹介しましたように、小説が社会や歴史に直結する問題提起力を持っているということが、21世紀になって、フランス語の文学が活気を呈し得ると言える大きな理由だろうと思います。きょう最初に、フランスの芥川賞に当たるのはゴンクール賞だ、ゴンクール賞が芥川賞並の、知名度を持つてると言いましたが、実はゴンクール賞よりひよっとしたら文学的にすぐれているのではないかといわれたりする文学賞がありまして、それは「高校生の選ぶゴンクール賞」というものなんです。本家のゴンクール賞は最初リストをつくって、その中からだんだんふるいにかけていくんです。最初20作品ぐらいリストを挙げて、半月たつとそこから10作品になって、また5作品になる。だからリストのつった人は本当にその間眠れないので、残酷だなと思うんですけど(笑)、そのリストに挙げられた本を高校生たちが読んで、一足先に投票するんですね。そうするとむしろゴンクール賞で「ガリグラスイユ」的に決めるよりも、そっちの選択のほうが正しいと評判になったことがあるわけです。

その高校生たちが選ぶ小説が何かというと、例えばきょうお話ししたナンシー・ヒューストンの『時のかさなり』なんですね。4世代にわたってヨーロッパの歴史の暗闇におりていくような、そういう小説です。小説にはまだまだ訴える力があるんだということをフランスの文学は示していると思います。そしてそれに応える若い読者も確実に存在しています。

というわけで、皆さん、もし今日の話で多少興味をお持ちくださったなら、ぜひ翻訳をお読みくださいませう、お願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

IV セミナー

第 1 回(2010 年 7 月 26 日)

1. 実施要領

日時 2010 年 7 月 26 日 (月) 午後 3 時 10 分～4 時 40 分

場所 大学院国際文化学研究科 E 棟 4 階 学術交流ルーム

報告 坂井一成「EU における少数言語保護政策——東方拡大とその後」

※報告内容については第一部に掲載された同名の論文を参照のこと。

第2回(2010年10月29日)

1. 実施要領

日時 2010年10月29日(金) 午後3時～4時40分

場所 大学院国際文化学研究科E棟4階 学術交流ルーム

報告 佐野直子「少数言語の言語政策——オクシタン語、カルカッソヌのデモ行進から」
寺尾智史「EUにおける少数言語保全と『人の移動の自由』原則」

※佐野直子准教授の報告内容については第二部に掲載された同名の研究ノートを参照のこと。また、寺尾智史助教については、同じく第一部に掲載された「テリトリアリティの変容と文化——液状化社会」を参照のこと。

第3回(2010年12月22日)

1. 実施要領

日時 2010年12月22日(水) 午後5時~6時20分

場所 大学院国際文化科学研究科E棟4階 学術交流ルーム

報告 寺尾智史「ミランダ語と映画『日本からミランダの大地へ』——フィールドワーカーがインフォーマントに映像として料理される位相」

2. 報告(上映者=出演者=解説者としてのコメント)

ミランダ語と映画『日本からミランダの大地へ』 ——フィールドワーカーがインフォーマントに映像として料理される位相

「サバルタン」ということばがある。そのことばは、「語ることができるか」という命題とともに、調査者から「語られる」ことが多い。

私には、1994年年末から現在までフィールドとしている、ミランダ・ド・ドウロ、という場所がある。ポルトガル北東部、直訳すれば「山々の裏側」の意のトラズ=ウズ=モンテス地方の東端、スペインとの国境にある辺境地帯である。そこでは、ミランダ語というロマンス諸語の一つのことばが話されている。17世紀にはセルバンテスの『ドンキホーテ』の中で、イベリア半島で一番粗野な訛りとして嘲りの対象にされたことばであるが、1999年に「ミランダ言語法」が成立し、国家から保全の対象として認知された。

ここは、ポルトガルにおいて1974年までの約半世紀支配した独裁政治のせいで、つい最近まで、識字率が非常に低かった。ヨーロッパの中でも最もサバルタンの度合いが高い場所である。すなわち、サバルタンとは、社会の底辺でリテラシーから隔絶された状況に置かれ、自分自身の考えを表現、表明することが困難な人々を指すことばである。

しかし、近年の映像記録機器の革新は、そうしたサバルタン状態を劇的に変えつつある。文字による表現が億劫な人間でも、メディアを使って、自分自身を、そして他者を、他人の力を借りずに直接表現できるようになったのだ。

こうした時代になると、今まで、ともすれば、調査者による、インフォーマント、調査対象者への、一方的なまなざし、というフィールドワークの虚構が崩れ去る。そして、一挙に、調査には、必ず双方向の対話がともなっており、そこには、調査者が見つめるまなざしと同等の、いや、たいていの場合、よそ者に違いない調査者への、より強いまなざしが存在していたことに気付くのである。

そのことに、否応なく気付かされたひとりが、私自身である。

2005年春、調査に入って10年目になったその時、私は、ミランダの人々から呼び出された。「おまえの映画を撮るから」と。

最初は、「その柄でない」、と断った。それが無駄な抵抗だとわかると、今度は、現地のことば、

ミランダ語を特訓すればしゃべれるようになりそうな東洋人の役者を探した。しかし、彼らの気持ちは最初から固まっていた。「ここに懲りずにやってくるおまえが出ないと意味がない。」と。

結局、映画の構成、そして台本に至るまで、普段は私から見つめられている、ミランダの人々のアレンジに身を任せた。もちろん、明らかにおかしい、と思ったところは、意見した。しかし、私を見つめている彼らと、ぎこちなく彼らに見つめられている私に、これまで味わったことのない、ふしぎな調和と連帯感が生まれているのを感じるようになった。

きっと、私は、心の奥底で、私の調査報告に目を通す都会の第三者からより、インフォーマント自身からじかに評価されることを望んでいたのだ。

こうして、インフォーマントによって映画にされ、評価された調査者である私は、願いがかなった、幸福な調査者となったのである。

その後、この映画の発意者のひとりであるミランダ出身の映画プロデューサーすでにミランダを舞台にした映画を監督したことのあるレオネル・ビエイラ Leonel Vieira による調整の結果、フィルム技術的製作については、彼の友人であるマドリッドから来た若手の映画監督が行うことになった。

さて、この映画の制作は、ミランダの地域品種である優良牛で、映画にも何度も登場するミランダ牛の歩みのように、非常にゆっくりとしたペースで、動いたり止まったりを繰り返しながら進んだ。ミランダの人々の名誉のためにいっておくと、それは主に監督側の編集作業の遅滞によるものである。

2005年には、ミランダでの撮影を元に予告編が作成されたが、「日本からミランダの大地へ」という題名に欠かせぬ、日本側での撮影は2008年にずれ込んだ。日本にもミランダと似た風習があること、日本でもミランダ語のことが紹介されていることなどが描かれたが、この部分については、ミランダの人々の構成をベースにしながらも、ミランダのコミュニティに属さない制作者の裁量がより大きく反映され、イベリア半島人一般の日本文化へのステレオタイプが投影されており、ミランダの情景と比べて、雑味が多く、個人的には見劣りするくらいがあったように思う。

ともかく2009年、ようやく完成してポルトガルの旧国営テレビ局の RTP によって本作品が放映されると、ミランダ語で書かれているブログで好評価をされるなど、ミランダの人々に好意的に受け止められたようである。

以上のとおり、この映画については、主に構成までがミランダの人々の手によって、その後の制作は一部コミュニティ外の人間の手を経た。しかし、日々進化するメディアの発展によって、今後、ミランダの農村に日々暮らす人々がすべてを彼らの手で作品化することも充分可能であろう。これから、世界のどんな場所に行こうとも、調査者は、被調査者によって評価されていことを、彼らのあやつるメディアによって、まざまざと見せつけられるであろう。私の回りを見てみると、以前の自分自身を含め、それを嫌がる調査者が多い。しかし、調査対象との対話のない調査ほど、虚ろな机上の空論はない。私はそう思っている。

本稿は本映画の完成前に書いた拙稿「映画にされた調査者の告白」(『アクション別フィールドワーク入門』社会思想社、2008年、108-109ページに所収)を全面的に書き直したものである。

第4回(2011年2月8日)

1. 実施要領

日時 2011年2月8日(火) 午後3時10分～4時40分

場所 大学院国際文化学研究科E棟4階 学術交流ルーム

報告 現代フランスにおける多文化共存の実情

松井真之介「学校の設立から見るフランスのマイノリティ——地域マイノリティ
と移民マイノリティ」

坂本千代「『私のニカブの下に』を読む ——移民、女性、イスラーム」

※松井真之介研究員の報告内容については第一部に掲載された同名の論文を、坂本千代教授については第二部に掲載された「現代フランスにおける移民、女性、イスラーム——『私のニカブの下に』を読む」をそれぞれ参照のこと。

執筆者または講演者（掲載順）

坂井一成（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

寺尾智史（神戸大学大学院国際文化学研究科助教）

松井真之介（神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター協力研究員）

佐野直子（名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授）

坂本千代（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

エバーハルト・オルトラント（ドイツ・ヒルデスハイム大学哲学研究所研究員）

野崎歓（東京大学大学院人文社会系研究科・文学部准教授）

ヨーロッパにおける多民族共存とEU その理念、現実、表象

発行日 2011年3月31日

編集 坂本千代（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

制作 山田勅之（神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター学術推進研究員）

発行者 神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター (IReC)

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

078-803-7650

irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/group/IReC/>

© InterCultural Research Center, Kobe University 2011 Printed in Japan